

令和3年第3回定例会文教福祉委員会会議録

令和3年9月10日  
10時01分～19時18分  
全員協議会室

出席者氏名

石嶋 照幸	委員長	大野みどり	副委員長
久米原孝子	委員	櫻井 速人	委員
金剛寺 博	委員	山村 尚	委員
加藤 勉	委員	岡部 賢士	委員

執行部説明者

教 育 長	平塚 和宏	福 祉 部 長	清宮 恒之
健康づくり推進部長	岡田 明子	教 育 部 長	木村 博貴
社会福祉課長	藤ヶ崎 聡	生活支援課長	下沼 恵
こども家庭課長	蔭山 大三	介護福祉課長	佐々木英一
健康増進課長	岡澤 幸代	新型コロナウイルス対策課長	飯田 啓司
健幸長寿課長	友信 勝美	保険年金課長	沼尻 正宏
スポーツ都市推進課長	足立 典生	教育総務課長	中村 兼次
文化・生涯学習課長	国松 美浩	指 導 課 長	本橋 聡
教育センター所長	松谷 真一	学校給食センター所長	岩井 務
健幸長寿課長補佐	篠原 哲也 (書記)		

事 務 局

課 長	松本 博実	副 主 幹	大森 由香
-----	-------	-------	-------

議 題

- 議案第6号 龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例について  
議案第7号 龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第17号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第8号)  
議案第18号 令和3年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第19号 令和3年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第20号 令和3年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算(2号)  
議案第21号 令和3年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

- 議案第9号 令和2年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算について
- 議案第10号 令和2年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 議案第11号 令和2年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 議案第12号 令和2年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 議案第13号 令和2年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について
- 議案第14号 令和2年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について

石嶋委員長

皆さん、おはようございます。

ここで教育部長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

木村教育部長

おはようございます。

開会前の貴重なお時間をいただきまして、情報提供をさせていただければと思います。

本日、お手元にお配りしております、プレスリリースというレジュメがいつているかと思いますが、そちらのほうをご覧くださいと思います。

ここにございますように、サプラの2階に中央図書館の分館ということで、図書館北竜台分館を設置しております、整理も終わったところですが、先月末に市民窓口ステーションのみオープンということで、プレオープンをしているところです。

本来ですと今月のはじめに本オープンということで、図書館の分も含めて全てオープンしているところなんです、コロナの状況を見て、今見送っているという状況です。

国の緊急事態宣言、県独自の非常事態宣言も延長されたところですが、やはりこういった中で、分散勤務ですとか、大学のリモート授業なんかもされるという中で、テレワークスペースの需要は高まってくるのかなということで、テレワークスペースの部分だけを先行してオープンさせていただきたいと思っております。

オープンにつきましては、準備が整う14日からオープンをしていきたいと考えているところがございます。

その前段で、13日に報道機関の皆様を対象とした内覧会を開催する予定でございますので、議員の皆さんも、もしお時間があれば、時間は20分程度と区切らせていただきますけれども、その時間の中で内覧会のほうをしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

具体的な概要につきましては、簡単に申し上げますと、テレワークスペースができるのは7席ほどありますので、事前予約という形でオープンをさせていただきます。

ただ、気になるところで、下から二つ目ですけれども、利用対象が一応中学生以上にはなっておりますが、今、中学生につきましては、自宅学習を中心とした対応となっておりますので、その期間につきましては、中学生以上の利用は一応制限としておりますので、受付の際に、中学生の場合は、この期間はお断りするというで考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

情報提供については以上でございます。

石嶋委員長

委員の皆様へ申し上げます。

本日傍聴の申出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

ここで傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

議案審査の順序につきましては、条例、補正予算についての審査を行い、その後、決算議案についての審査を行います。

また、文教福祉委員会所属委員以外の議員につきましては、別室にてこの会議の様子をリモート中継により視聴していただいております。このため、発言の際は、マイクに向けて聞き取りやすい発言を心がけていただきますようお願いいたします。

なお、感染症防止対策と体調管理に努めるため、1時間を目安に休憩を取りながら会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議いただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第6号、議案第7号、議案第17号の所管事項、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第9号の所管事項、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号の13案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第6号 龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

木村教育部長。

木村教育部長

議案書6ページ、参考資料の6ページの新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思っております。

議案第6号 龍ヶ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

今般の改正につきましては、ご案内のように、来年、令和4年の4月に教育環境の向上を目的として愛宕中学校と城南中学校の2校を統合し、現在の愛宕中学校の位置に龍ヶ崎中学校を新たに設置するため、条例の一部を改めようとするものでございます。

この2校の統合につきましては、平成31年3月に策定した愛宕中学校と城南中学校の統合に向けた基本方針に沿って、両校のPTA、地域コミュニティー協議会及び教員などで構成されます愛宕中学校・城南中学校統合準備会において統合における様々な事項について協議を重ねてきております。ほぼ同規模の学校同士の統合でございますので、両校を廃止し、その名称を龍ヶ崎中学校として新設する形態につきましても、その協議の中で合意が得られているところでございます。

また、統合に伴います通学区域の変更につきましては、本年7月15日に開催されました龍ヶ崎市学区審議会においてご了承をいただいておりますことも併せてご報告申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況もごさいますが、現時点では、それぞれ閉校に関します記念事業を本年10月に、閉校式を来年3月に開催する方向で両校検討、調整を進めているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑などありませんか。

岡部委員。

岡部委員

いよいよ4月統合ということではありますが、もともと愛宕中学校の場所に統合するというので、決めた理由の中には、城南中の位置として、今後の活用もやりやすいだろうというのも理由の一つだったと思うんですが、城南中の跡地の活用などはどのような検討が進められているのでしょうか。

石嶋委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

お答えさせていただきます。

今後ですけれども、民間等で活用をしていただくために、サウンディング調査を実施していくと聞いているところです。

以上でございます。

石嶋委員長

岡部委員。

岡部委員

もう統合が決まっているので、これに関しては、北文間小学校と西小の統合のときにも私、何度も言っているんですが、大切な資産でもありますので、並行して検討は進めていかなければいけないのかなど。

ただ、今、コロナの状況なんかによって、先行き不透明なところもあるので、なかなか判断が難しいところもあるとは思いますが、検討のほうはぜひ同時進行で進めていくべきかなと思いますので、よろしくお願いします。

あと、4月の統合ということで、特に生徒であったり、保護者の方の不安というか声はもちろん把握して、いろいろ対応されている状況だと思いますが、引き続き、関係者、保護者、特に生徒に寄り添った対応でお願いしたいと思いますので、ご要望いたします。

よろしく申し上げます。

石嶋委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

岡田健康づくり推進部長

ご説明いたします。

議案書の7ページ、新旧対照表の7ページをご覧ください。

議案第7号 龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

旧北文間小学校につきましては、個別施設計画に基づきまして、グラウンド及び体育館は既に北文間体育館、北文間多目的広場として供用開始をしているところでございます。

第4期校舎につきましても、今年度中に改修工事を実施し、運動広場の施設として追加する条例改正になります。

第4条の別表第1に「スポーツサロン北文間館」を追加しまして、開館時間や休館日等を定め、第9条の別表第2でレクリエーションルームの利用料金等を定めるものでございます。

1室1時間当たり、営利目的での利用が1,000円、それ以外は500円とする改正で  
ございます。

以上です。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑などありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

1点だけお聞きします。

新しく開設するレクリエーションルームの500円については、本会議質疑の中でこの  
計算というのは答弁されましたけれども、ほかの施設、このように類似した施設で  
料金設定をしているところがありましたら、教えてください。

石嶋委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

お答えいたします。

スポーツサロン北文間館のレクリエーションルームの一つの教室面積については、  
64平米で、1時間当たり500円、営利目的は1,000円と設定しております。

類似施設としましては、たつのこアリーナ多目的室がございます。この多目的室は、  
面積に応じて料金区分を設定しております。使用面積4分の1、39平米で420円、  
使用面積4分の2、77平米で830円となっております。

また、行政財産使用料徴収条例、これは目的外使用料金の設定であります。会議  
室、多目的室等、100平米未満で780円となっております。

使用料金につきましては、この類似施設とおおむね整合性が取れていると考えてお  
ります。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

1時間500円ですんで、レクリエーションその他で使用した場合には、1時間では  
済まないことになるかと思えますんで、市民の皆さんに聞くと、少し高いんではない  
かみたいな意見もあるんですけども、そういう意味で、類似の場所についてお聞き  
しました。

以上です。

石嶋委員長  
岡部委員。

岡部委員

4月から利用開始されているというところで、まだ数か月しか経っていないですが、これまでの利用状況の実績ですとか、安全面について、市民の方からの声などがあるのかお聞かせください。

石嶋委員長  
足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

本年4月から運用開始しております北文間運動広場、はじめに体育館の利用状況です。

8月以降は新型コロナウイルス感染症対策により閉鎖しておりますので、4月から7月の4か月間の利用者数を申し上げます。

この4か月間の利用者数は3,475名、月平均にしますと、約870名でございました。指定管理者となっている総合型地域スポーツクラブでの自主事業なども展開しているということもあり、利用状況としましては、比較的順調なのかなと思っています。

また、北文間多目的グラウンドは、4か月間で44名でございまして、こちらはあまり利用されていない状況となっております。

それから、安全面ということですが、利用状況からしますと、月平均870名、1日当たりにすると35名前後となりますので、安全に対する大きな要望等はございません。

以上です。

石嶋委員長  
岡部委員。

岡部委員

まだ4か月ということ、また、コロナの影響などもある中で、検証していくには、時期が早いと思うんですが、そんな中でも、月平均870名というのは、かなり活用されていて、すごいことなのかなと思いますし、これからも期待している事業ではございます。

以前、3月の予算のときにもお話しさせていただいて、しつこいようではあるんですが、施設に行くまでの道路が、狭い道や見通しが悪いところが続く道もあります。



近くに保育施設などもあるので、利用が増えれば増えるほど、そういう交通面というところの安全面が心配になるので、これに関しては、3月にも同じようなご要望を出させていただいて、関係の課と連携して検討していく、協議していくという答弁をいただいたので、現状はよく把握されていると思いますが、先日も担当の課のほうにカーブミラーの設置など、私も市民からいただいた要望をお届けしたりはしているんですが、道路が狭いところもありまして、改善し切れないところも現実としてはある状況ですので、特にこの安全面、何か事故が起きてからでは遅いので、ぜひ状況のほう、担当は別の課になると思うんですが、施設が利用開始されて、利用者が増えていくという状況もありますので、連携しながら検討を進めていただきたいということでご要望いたします。

以上です。

石嶋委員長

ほかにありませんか。

久米原委員。

久米原委員

先日の質疑の中で、スポーツサロン北文間館の1階はレクリエーションコーナーと歴史を残すところとして使う。2階が保管室、3階は災害時の避難場所として活用すると言ったと思うんですけども、これはあくまで地震の際という解釈でよろしいでしょうか。

石嶋委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

こちらについては、地震ではなくて、小貝川等が決壊したとき、水害で逃げ遅れた場合に逃げ遅れた方が避難できるというような位置づけでございます。

以上です。

石嶋委員長

久米原委員。

久米原委員

分かりました。

そうすると、水害では大丈夫なエリアという意識でいいということですよ。垂直避難すれば、3階だったら大丈夫ということで、2階が保管室となっていますけれども、ここも安心ということで大丈夫なんでしょうか。分かりました。

あと、付則のところ指定管理者のことが載っていましたがけれども、今、高砂体育館とか北文間体育館もその指定管理の方がついていて、こちらと同じ指定管理者の方をお願いするということでしょうか。

石嶋委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

今現在、体育館とグラウンドについては指定管理者のほうで管理してもらおう。同じ敷地内でございますので、指定管理者として、管理運営するのが適当であると考えております。

指定管理者の選定については、指定管理者選定委員会等がございますので、そちらで諮って、審議して、3月の定例議会でお諮りさせていただきたいと思っております。以上です。

石嶋委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第7号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第17号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項について、執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

岡田健康づくり推進部長

それでは、別冊1、一般会計のほうですね。まず5ページをお開きください。

第2表 地方債補正、変更、体育施設整備事業です。

龍ヶ崎市陸上競技場第三種公認更新に係る改修工事に対するスポーツ振興くじ t o t o の助成金の減額に伴う地方債の増額です。

8 ページ, 9 ページをご覧ください。

清宮福祉部長

9 ページ中段の障がい者自立支援給付費でございます。

これは令和2年度国庫及び県の負担金につきまして、実績の確定に伴う不足分の受入れでございます。

その次の子どものための教育・保育給付費でございます。

令和2年度の子どものための教育・保育給付金につきまして、実績報告に基づきまして国庫負担金が追加交付されることによる増額補正でございます。

岡田健康づくり推進部長

その下の箱になります。国庫補助金のところで、三つ目です。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の補助金のところでございます。

こちら、歳出で事業費を補正しておりますので、そちらに対する10分の10の国庫補助となっております。

清宮福祉部長

その下の枠の中になります。子どものための教育・保育給付費でございます。

これは令和2年度の子どものための教育・保育給付金につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による保育料の日割り計算を実施したことなどにより、県負担金の実績報告を修正する必要が生じ、それに伴いまして、県負担金が追加交付となることによる増額補正でございます。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。フッ化物洗口推進事業費の県の補助金になります。

幼児教育・保育施設において、週5日、フッ化物洗口を行う事業となっております。10分の10の県補助です。1人700円の基本額で、581人を見込んでおります。

木村教育部長

次のページをお願いします。

一つ目の箱になります。県支出金の委託金になります。教育費委託金、学びの広場サポートプラン事業費です。

こちらにつきましては、夏休みなどを利用して、小学生4年生、5年生や中学1、2年生を対象に、県の作成した学習用教材を使って、算数や数学の基礎学力の定着を図ろうとするもので、その際のその学習を支援する学びの広場サポーター派遣に対する10分の10の県からの委託金となりますが、令和3年度以降、この事業が廃止となったことによる減額となります。

同じくその下になります。スクールライフサポーター配置事業費です。

こちらにつきましては、不登校、不適應傾向にある児童を対象とした家庭訪問などの支援を行うもので、その職務を担うスクールライフサポーターの配置に関します10分の10の県からの委託金となりますが、こちらもこの事業が廃止となったことによる減額となります。

岡田健康づくり推進部長

その下の箱になります。国民健康保険事業特別会計繰入金です。

こちらは特別会計のほうでご説明したいと思います。

ずっと下になります。八つ下です。諸収入の団体支出金のところですか。スポーツ振興くじ助成金というところをご覧ください。

龍ヶ崎市陸上競技場第三種公認更新に係る改修工事に対する助成金です。当初2,000万円を見込んでおりましたが、独立行政法人日本スポーツ振興センターから1,600万円の交付決定を受けましたので、400万円を減額するものでございます。

その四つ下になります。体育施設整備事業債です。

こちら、スポーツ振興くじ助成金の減額に伴う増額となります。

16ページ、17ページをご覧ください。

清宮福祉部長

三つ目の枠の中にあります一番上の職員給与費でございます。社会福祉分です。

これは今年4月の職員の定期人事異動に伴い、人件費の増減調整分でございます。

その下の会計年度任用職員給与費（社会福祉）につきましては、会計年度任用職員の人件費の増減調整分となります。

なお、これらの職員給与費についてでございますが、これ以降、事業ごとに随所に出てまいりますこととなりますけれども、説明については省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

岡田健康づくり推進部長

その下です。国民健康保険事業特別会計繰出金です。

詳細は特別会計のほうで説明をいたします。

清宮福祉部長

その下の障がい者福祉事業でございます。

これは令和2年度特別障がい者手当給付費国庫負担金につきまして、実績の確定に伴う返還分でございます。

その下の障がい者自立支援給付事業でございます。

これも令和2年度障がい者医療費国庫負担金について、実績の確定に伴う返還分でございます。

その下の障がい者地域生活支援事業（補助分）でございます。

これも令和2年度地域生活支援事業等国庫補助金につきまして、実績の確定に伴う返還金でございます。

一つ飛びまして、その下の介護保険事業特別会計繰出金でございます。

これは、一つとしまして、人事異動に伴う介護福祉課の職員給与費等の増減を調整するための職員給与費等繰入金分、二つ目が、介護給付費の歳出補正に伴う介護給付費繰入れ分、三つ目が、健幸長寿課所管の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業分の市負担金、四つ目が、健幸長寿課所管の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業分以外の市負担金、この四つにつきまして、介護保険事業特別会計へ繰出しするために補正計上したものでございます。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。

詳細は特別会計のほうで説明いたします。

18ページ、19ページをご覧ください。

清宮福祉部長

二つ目の枠になります。2番目の児童福祉事務費でございます。

これは国庫支出金返還金で、令和2年度の児童虐待防止・DV対策等総合支援事業費の国庫負担金2万4,000円と、同じく令和2年度の子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費の国庫負担金58万3,000円の合計60万7,000円でございます。

その下の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金でございます。

これはつぼみ園の職員の人事異動に伴う人件費及び経費の調整及び新施設整備に伴う電柱移設費用を一般会計から繰出ししようとするものでございます。

その下の児童扶養手当支給事業でございます。

これは令和2年度の児童扶養手当給付費の国庫負担金返還金でございます。負担金は令和3年3月に交付決定があり、実績との差額について、翌年度の精算となるものでございます。

その下の子どものための教育・保育給付費でございます。

令和2年度の子どものための教育・保育給付費の県補助金返還金でございます。子どものための教育・保育給付費のうち、教育認定に係る地方単独分補助金につきまして、実績報告の修正が生じたことにより、過大に支払われた県補助金を返還するためのものでございます。

その下の子ども・子育て支援事業（補助分）でございます。

これは国及び県補助金の返還金で、令和2年度の子ども・子育て支援交付金の国庫補助金分1,675万2,000円と県補助金分4,000円の合計1,675万6,000円となっているものでございます。国庫補助金については、令和2年9月に補助金の交付決定があり、実績との差額については、翌年度精算ということになっております。

その下の保育対策総合支援事業でございます。

これは償還金利子及び割引料につきまして、国庫補助金の返還金で、保育環境改善事業分204万4,000円と広域的保育所等利用事業分78万1,000円の合計282万5,000円となっているものでございます。それぞれ令和2年8月と令和3年3月に補助金の交付決定があり、実績との差額について、翌年度精算となっているものでございます。

その下の高等職業訓練促進費等事業でございます。

これは令和2年度の母子家庭等対策総合支援事業費のうち、高等職業訓練促進給付事業に係る国庫補助金の返還金でございます。実績との差額につきまして、翌年度精算となりますことから、今回計上しているものでございます。

その下の障がい児施設給付事業でございます。

これは令和2年度障がい児給付費事業国庫負担金につきまして、実績の確定に伴う返還金でございます。

次の20, 21ページをお開きください。

#### 岡田健康づくり推進部長

真ん中辺りになりますが、衛生費の母子保健事業です。

幼児教育・保育施設の4歳児、5歳児を対象に、週5日、フッ化ナトリウムを水に溶かした洗口液で30秒から1分間のうがいを行うフッ化物洗口推進事業、こちらの経費になります。歯科衛生士が施設職員や園児に洗口指導や歯磨き教室を行うための報償費、フッ化物洗口液の薬剤、溶解瓶などの消耗品費を計上しております。

その下です。養育医療給付事業です。

こちらは令和2年度未熟児養育医療等国庫負担金、こちらの精算に伴う返還金になります。

その下です。成人予防接種事業です。

こちらは大人の風疹予防接種事業国庫支出金の返還金になります。

その下です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。

国からのワクチン供給が不足し、接種時期が当初計画よりも遅れたため、10月から12月の期間において集団接種を実施するに当たりまして、会計年度任用職員の報酬や担当職員の時間外手当、会場運営の委託料など追加で必要になった関連経費を計上しております。

使用料及び賃借料につきましては、カラー複合機使用料及び賃借料、たつのこアリーナ全面利用料金及び12月の暖房料金を計上しております。

30ページ、31ページをご覧ください。

#### 木村教育部長

31ページの3段目になります。学習充実支援事業です。

こちらにつきましては、先ほど歳入でもご説明しました、県の学びの広場サポートプラン事業が廃止となったことを受けまして、学びの広場サポーターに関します、謝礼と傷害保険料を減額するものでございます。

その3段下になります。スクールライフサポーター配置事業です。

こちらにつきましても、学びの広場サポートプラン事業同様、歳入でもご説明しました県のスクールライフサポーター配置事業が廃止になったことを受けまして、スクールライフサポーターに関します、謝礼と傷害保険料などを減額するものです。

その下の表の一番下になります。小学校施設整備事業です。

こちらにつきましては、馴馬台小学校のプールで、本年度の利用の際に、底及び側面の塗装の劣化が判明したことから、来年度の授業に支障が生じないように、緊急で今年度中に塗装改修工事を施すための予算となります。

次のページをお開きください。

2段目になります。中学校管理費です。

愛宕中学校と城南中学校の統合に関わるもので、今年度当初予算に計上したものを後ほどご説明します。中学校統合準備費に振り替えるための減額となります。

具体的には、需用費では、消耗品として予定しておりました新しい中学校の名入れスリッパ、両校それぞれの閉校記念横断幕、さらには印刷製本費の閉校記念誌と閉校記念DVD、委託料では、統合に伴います、学区変更に対応するための住民情報基幹系システムの改修費用、備品購入費では、体育館緞帳の交換の予算を振替えております。

その下になります。中学校統合準備費です。

愛宕中学校と城南中学校の統合全般に係る予算を当初予算から振り替えも含めてまとめさせていただいたものとなります。

まず、需用費でございます。先ほどの振り替えたものに加えまして、新規で龍ヶ崎中学校で使用する校印の購入、新2年生、3年生の部活動のユニフォーム等を新調する予算を計上しております。委託料につきましては、備品等の撤去、移設、要は引っ越しに係る委託費で、城南中から愛宕中への教材備品、管理備品、グランドピアノの移設費用となります。移設は来年1月と3月の2回に分けて実施する予定となっております。また、電算関係で、当初予算から振り替えました住民情報基幹系システムの改修に加え、校務系パソコン等の移設、再設定、教育用タブレット等の移設、再設定の委託費となります。備品購入費では、当初予算から振り替えました緞帳の交換費用に加えまして、校旗1旗と掲揚旗2旗の購入を計上しております。負担金、補助及び交付金の交付金につきましては、愛宕中、城南中それぞれに閉校に係る記念誌、記念品、横断幕等の作製費用、閉校記念講演会の開催に要する費用を一括して交付金として交付いたします。

なお、先ほども議案のときにもご説明しました閉校記念の講演会につきましては、あくまで今のところの予定でございますが、愛宕中は10月23日の土曜日、城南中は10月27日の水曜日、閉校式につきましては、城南中は3月12日の土曜日、愛宕中が3月13日の日曜日に行う予定となっております。

続きまして、下の箱になります。一番下、歴史民俗資料館管理運営費です。

委託料で、建物屋上西側の壁、笠木の部分でタイル等が剥落し、その影響で中の鉄筋にもさびつきが見られましたことから、その改修準備のための実施設計に係る費用となります。

また、負担金につきましては、まちづくり文化財団から出向している職員の昇格等に伴います給与のベースアップに係る部分を計上しております。

次のページをご覧ください。

岡田健康づくり推進部長

龍ヶ崎たつのこハーフマラソン大会開催費です。

マラソンコースについては、令和3年5月9日開催に向けて、公益財団法人日本陸上競技連盟より長距離競争路として正式に認定を受けております。認定に当たり、ランナーの安全を確保するため、県道竜ヶ崎阿見線の城ノ内中央交差点付近のチャッターバーを撤去いたしました。竜ヶ崎工事事務所と協議をしまして、チャッターバーの撤去に伴う本復旧工事を行うための予算になっております。

一般会計は以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑などありませんか。

山村委員。

山村委員

県支出金のところ、11ページの上から二つ目の箱ですね。

学びの広場サポートプラン事業とスクールライフサポーター配置事業に関して、廃止になったということですが、私も見に行ったことあるんですけども、多くの方たちが利用されていたと思いますが、これに代わるものを市としてやろうとしているか、そのあたりをお話しいただけませんか。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

お答えいたします。

学びの広場サポートプラン事業ですけども、平成20年からずっと続いている事業でありました。この事業に関しては、小学校4年生、5年生、中学校1年生、2年生を対象に算数、数学の基礎の学習をするものでした。ずっと行ってきたものなんですけれども、実は昨年度、コロナ禍の影響で、夏休みがなくなるという状況の下、各学校で工夫して実施をしようとしてまいりました。



本市としましても、夏休みに特別にやるのではなく、6時間目などにまたは木曜日が5時間で終わる日は、6時間目に急遽この学びの広場サポート事業というのを繰り入れまして、続けてきました。

今回、この事業がなくなりますけれども、昨年度の成果を基に、今年度も子どもたちの学習については、同じようにサポートをしていきたいと考えております。

以上です。

石嶋委員長

松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

私のほうでは、スクールライフサポーター配置事業についてお答えをいたします。

今、部長から説明があったとおり、不登校率の高い中学校区の小学校に配置をしておりました。家庭訪問のほかに、校内での相談や支援を行っておりました。これは県の事業ということで、廃止となったんですけれども、今後は、本市独自の龍の子さわやか相談員というのを長年やっております、実績もあります。こちらをより充実させていきたいと思っております。なお、このスクールライフサポーターは、龍ヶ崎小学校についていたわけですが、その抜けた部分は、龍の子さわやか相談員を龍小に1人増員しましたので、急に1人相談員がいなくなって困るということにならないように配慮はさせていただきました。よろしく願いいたします。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

対応をしっかりとされているということで、分かりました。

そういう相談員さんというのは、今、とても重要な時代だと思うんですね。コミュニケーションできない方、お子さんとかいらっしゃるので、しっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

石嶋委員長

ほかにありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

3点ほど簡単にお聞きしたいんですけども、はじめは21ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業のところ、これは当然、100%国の負担となるわけですけども、今までの予算でいくと、とりあえず9月末に終了ということで、9月末までの予算だった。今回、まだまだワクチン接種が続くということで、この10月から12月までの間の予算設定をされたという考え方でしょうか。

石嶋委員長

飯田新型コロナワクチン対策課長。

飯田新型コロナワクチン対策課長

お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業の予算の算定期間につきましては、報酬等の人件費は年度末までの積算で算出しておりまして、委託料、使用料及び賃借料につきましては、現段階で想定される集団接種の最大実施期間である10月から12月までの必要経費を積算して算出したものでございます。

以上でございます。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

次に、31ページの01103100小学校施設整備事業の駒馬台小学校プール塗装改修工事についてです。

これは父兄の方からも状況を聞いていましたんで、改修されるということで、大変よかったなと思っていますけれども、金額のところ、910万8,000円という予定になっていて、これは問題となった城ノ内中学校のプール塗装改修工事の金額をどうも覚えているもので、このときが予定価格712万8,000円だったわけですけども、これについて、こちらのほうが金額が多いけれども、工事内容が違うのか、お聞きします。

石嶋委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

お答えをさせていただきます。

駒馬台小学校のプール塗装改修工事の内容についてですけども、プール槽の底面と側面の既存の塗装を全て剥離いたしまして、下地がコンクリート製になっているも

のですから、そちらのモルタルの補修を行い、最終的には仕上げとしてアクリルウレタン系の塗装を行うものです。

金剛寺委員からありましたとおり、昨年度施工いたしました城ノ内中学校のプール塗装工事との違いについて、簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず、予算につきましては、概算設計ということで、現在ご審議していただいております。城ノ内中学校の予定価格について、先ほどお話がありましたけれども、当然今、予算審議をしていただいているさなかですので、予定価格については未定となっております。

予算額で比較しますと、駒馬台小が910万8,000円で、城ノ内中学校が予算額で797万5,000円でありました。かなりざっくりとなんですけれども、110万円ぐらいの開きがあるというふうになっております。

参考までに、面積につきましては、駒馬台小学校が405平米です。城ノ内中学校が400平米で、駒馬台小学校が5平米大きい造りとなっております。

次に、プール槽の仕様ですが、先ほど申し上げましたとおり、駒馬台小学校がコンクリート製になっておりまして、城ノ内中学校がステンレス製になっております。コンクリート製ということで、先ほど申し上げましたとおり、経年劣化により、コンクリートに亀裂が一部入っておりまして、そちらの補修をモルタルで行います。それに加えて、プールサイドに排水溝が設けられているんですけれども、そちらの蓋についても、経年による劣化が著しいので、これを交換しようと考えており、こちらについては、約100万円程度の経費を見込んでいます。

ですから、同規模のプールでありまして、造りも異なりますし、内容も若干異なりますので、一概に比較はできないのかなということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

次に、35ページ01106100のたつこのハーフマラソン大会開催費の舗装復旧工事261万8,000円のところですけれども、説明で交差点のチャッターバーを取り除いたということで、チャッターバーは凹凸がある車止めみたいなものなので、確かにマラソンをやるときには、引っかかるというか、つまりくおそれがあるんで、これは当然のことだと思いますけれども、今回、ハーフマラソンは中止になってしまいましたけれども、今後のことを考えて、同じコースの場合には、ここの部分は、チャッターバーを取り除いて、その後、交差点なんで、停止の表示とか何か必要かと思うんですけれども、どのように復旧されるのかお聞きします。

石嶋委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

たつのこハーフマラソン大会のコースにつきましては、先ほど部長のほうからもご説明したとおり、長距離競争路として認定を受けております。この認定を受けるに当たりまして、日本陸連のほうからチャッターバー、いわゆる30センチくらいの長さで、反射式の道路鋸なんですけれども、それを撤去しなければならないということで、急遽撤去の方向で動いております。

竜ヶ崎工事事務所と協議しまして、既に暫定的な工事を昨年度行いました。暫定工事の内容については、そのチャッターバーを撤去しまして、撤去した部分のみの修繕、撤去した部分に舗装アスファルトを乗せるというような工事であります。

今回、チャッターバー撤去に伴う本復旧工事ということで、影響範囲の一定区間、おおむねゼブラ帯に係る部分、こちらの全面的な舗装の改修を行うものでございます。

この工事範囲、施工につきましては、竜ヶ崎工事事務所との協議結果により行うもので、工事延長としますと約150メートル、面積ですと約180平米の改修となっております。併せて区画線設置工事、それとポストコーンの設置、これは脱着式のポストコーンを設置しまして、来年以降またやる場合には、外すことによって、その大会が可能となるというようなものでございます。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

最後に、11ページの国民健康保険事業特別会計繰入金から一般会計に繰入れする1,100万円のところですけども、ここの部分については、中身は後の18号のところでお聞きして、この部分についてだけ、私は反対ですという立場にしておきます。

石嶋委員長

ほかございませんか。

岡部委員。

岡部委員

11ページの諸収入のスポーツ振興くじ助成金が400万円減額し、2,000万円から1,600万円という説明がありました。

その下の市債で体育施設整備事業債300万円というところで、まずその400万円減額されたのはなぜなのかと、400万円減額されて市債で300万円というところで、何か整備内容に変更があったのか、陸上競技場の整備内容について、もう少しご説明ください。

石嶋委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

当初予算で予定しておりました第三種公認の工事内容につきましては、当初どおりなものでございまして、それに基づいて、t o t oのほうに申請をし、私どものほうは2,000万円で交付を受けるという予定で当初予算を計上しておりました。

しかしながら、内示がございまして、これはt o t oの事務局である独立行政法人日本スポーツ振興センターが全国の補助金等を精査して、それでおのおの各自治体に内示額を示しているというところで、今回龍ヶ崎市は1,600万円の交付決定通知をいただいたところです。よって、400万円の減額補正をするものです。

あわせて、400万円が減額になったことから、財源を確保する意味で整備事業債、これも計算式がございまして、400万円掛ける75%が起債の上限となっておりますので、それを300万円とし、100万円は一般財源になるというようなものとなります。

以上です。

石嶋委員長

岡部委員。

岡部委員

特に整備内容が変わったわけではないということでした。

ありがとうございました。

石嶋委員長

ほかありませんか。

久米原委員。

久米原委員

1点だけ確認したいんですけども、21ページの真ん中辺り、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ですけども、6月補正のときにも確認をした、移動支援、大体いつぐらいまでやりますかと聞いたら、9月、10月ぐらいまでというお話で、その後、医療機関でも接種ができなくなったりとか、供給が不足して予約がなかなかで

きないということもあるので、今回、委託料の中には含まれていませんけれども、6月の補正の中でこのまま継続して移動支援はできるのかお伺いします。

石嶋委員長

飯田新型コロナワクチン対策課長。

飯田新型コロナワクチン対策課長

お答えいたします。

移動支援の事業につきましては、龍ヶ崎の地区タクシー運営協議会のほうに委託をして実施しました。9月6日時点で、合計168回往復で運行しまして、173名の方を支援してきたところです。ただ、予算的にはまだまだ余裕がある状況でして、現在も継続して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

石嶋委員長

久米原委員。

久米原委員

安心しました。

実は、8月の終わりに、たまたまお会いした高齢者の方に、「ワクチンどうされましたか」と聞いたら、「医療機関でやろうと思ったら、予約が取れなくなってしまって、車もないし、仕方なくアリーナを予約したんだ」とおっしゃってたんで、「移動支援のサービスがあるんですよ」というお話をしたところ、私も周知してあげなかったのも申し訳なかったんですけども、「ああ、そうなの」なんて言って、予約の取り直しをお手伝いしまして、そのタクシーの移動支援が利用できるようになったんです。

住んでいるところによっては、本当に不便なところが結構ありますので、もう少しこの移動支援も表にPRしていただけると、もしかしたら、それが理由で受けられない方もいるかもしれませんので、しっかり柔軟な対応をしていただきたいのと、あと私が代わりに電話をしたんですね。そのときに、公共交通はありませんかとか、事細かく状況を聞かれて、私だったので、こうです、ああですとか言うんですけど、ちょっと心が折れそうになっちゃう人だと、諦めてしまう方もいると思うんですね。私も諦めそうになっちゃったので、そこはできればもう少し柔軟性を持って、もちろん誰でも彼でもとなってしまうと困るんですけども、その方は佐貫のほうにお住まいの方で、自転車で行くって最初は決めていたそうなんです。自転車だと、相当時間がかかるから、まずは予約を取り直しましょうということで、予約を取り直せたんですけども、中には、雨でもかっぱを着て行こうとか、そういう思いでいる方もいるかも

しれませんので、そこはできれば丁寧に周知もしていただいて、やっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

石嶋委員長

ほかありませんか。

山村委員。

山村委員

1点だけお聞かせください。

31ページの上から三つ目の箱に学習充実支援事業というのがありまして、先ほど学びの広場というキーワードのときにおっしゃっていたと思うんですけども、あと成果報告書の29ページにもこれに関するようなことが書かれていると感じるんですけども、この学習充実支援事業ってどのような事業なのか、お聞かせいただけますか。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

お答えいたします。

学びの広場サポートプラン事業、こちらについては、先ほど申し上げたとおりなんですけど、成果報告書のほうに記載されている学習充実指導講師については、市独自で算数の授業の個別支援ができるように各校で配置している事業でございます。こちらとは形が違うものになります。

以上です。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。分かりました。

石嶋委員長

ほかありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第17号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議ありますので、挙手採決といたします。

議案第17号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

石嶋委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

休憩いたします。

午前11時10分再開の予定であります。

【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第18号 令和3年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

岡田健康づくり推進部長

別冊1の45ページをご覧ください。

議案第18号 令和3年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,004万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億8,504万6,000円とするものです。

48ページ、49ページをお願いいたします。

款の7繰入金のうち、一般会計繰入金です。

国民健康保険事業職員給与費等繰入金につきましては、令和3年5月の人事異動による市職員及び会計年度任用職員の給与費などの確定に伴う繰入金となります。

款8の繰越金です。

こちらのほうは、県支出金の国保ヘルスアップ事業費分の返還金で338万6,000円、国庫支出金の災害臨時特例補助金の返還金で179万5,000円、また決算の確定に伴う国



民健康保険支払準備基金の積立金分として1億1,500万円、さらに国民健康保険事業一般会計への繰り出し分として1,100万円、こちらの合計額となっております。

次のページをお願いいたします。歳出になります。

職員給与費、会計年度任用職員給与費、こちらにつきましては、職員の異動等に伴う所要額の補正になりますので、説明は割愛いたします。

款の6基金積立金、目の1、支払準備基金積立金になります。

国民健康保険支払準備基金費につきましては、令和2年度の国民健康保険税の余剰分を国民健康保険支払準備基金へ積み立てるものでございます。

次の款の7、諸支出金になります。

保険給付費等交付金償還金です。

県支出金の保険給付費等交付金の令和2年度分精算に伴う返還金です。

その下、その他償還金になります。

国庫支出金の災害臨時特例補助金の令和2年度精算に伴う返還金となります。

その下です。国民健康保険事業一般会計繰出金です。

国民健康保険事業特別会計から一般会計への繰出金となります。令和元年度マル福波及増による国庫負担金減額の補填のために一般会計から国民健康保険事業特別会計にその他一般会計繰入金として1,442万1,000円の法定外繰入れを行った経緯がございます。今回、国保未加入者分として、そのうち1,100万円を一般会計へ繰り戻すものとなっております。

説明につきましては以上です。

石嶋委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑などはありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

今回の補正、全体の流れを見ると、2年度決算で繰越金が1億3,000万円ほどできたということで、それを準備基金に1億1,500万円積み増しして、さらに一般会計に1,100万円繰り戻す中身ですけれども、繰越金の1億3,000万円については、後の決算のところでお聞きしたいと思いますが、この一般会計に繰出しする1,100万円について、これは本会議質疑でもあって、元年度にマル福分として法定外繰入れした1,442万1,000円に加入割合75%を掛けて、約1,100万円を一般会計に戻すわけですけれども、3点ほどまとめて見解を伺います。

一つは、今回のマル福分というのは、当市の基本施策である子育て環境日本一に基づく重要施策の一つであり、18歳まで無料化しており、この財源は、私としては一般会計で補うべきと考えているところです。

さらに、今回の戻し分については、令和元年度に処理された決算の中から令和3年度に戻すという措置になるわけです。

もう一点は、この法定外繰入れについての国の中身の問題で、特に2020年度から保険者努力支援制度というものを变えて、法定外繰入れをする自治体には減点するという手方式を取っているわけです。

しかし、この採点基準には、特別な事情の法定外繰入れは自治体首長の裁量に委ねられるという部分があって、多くの自治体は、この規定を押して、子どものマル福制度をつくっているところが多く、国の努力者支援制度を改変しても、これを理由にして法定外繰入れすることは可能だと思われるわけですがけれども、この辺、まとめて見解を伺います。

石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

沼尻保険年金課長

お答えいたします。

結論から申し上げますと、今の国保の事業の趨勢としては、赤字繰入れは今後なくす方向で国・県とも進んでおります。ご存じのとおり、今は赤字繰入れがあるところでは、計画を立てさせられて、一定期間内に解消する方向で国・県が押されているところがあり、特にマル福分は赤字繰入れなんですけれども、これがあることによって、国庫の交付金も減る、県の交付金も減る。逆に国保の財政がきつくなるという現行のことになります。

このことを考えますと、国も国保の制度上、赤字繰入れは市町村裁量と言われておりますけれども、事実上は、国保の財政を安定化するためにも、赤字繰入れは解消するしかないのかなと考えております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

国の査定が厳しくなったことは私も存じておるところですけれども、その例外規定を生かして私はこうやるべきだと思うわけです。

令和元年度の決算を戻すということについてはいかがですか。

石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

沼尻保険年金課長

お答えいたします。

特会からの繰出しは、珍しいパターンかと思うんですけども、これまで、平成30年度の制度改正前は、確かに国保は赤字続きで、一般会計のサポートがなければやっていけなかった。でも、平成30年度の制度改正で、財政運営が都道府県へ移ってからは、若干緩和されつつあります。

もともと、この繰入金は、一般会計のお金です。一般会計でやるべき事業があります。それを絞って出してもらっているものなので、国保のほうで以前より厳しくないという状況になったのであれば、可能な範囲で一般会計に戻して、そこで事業に使ってもらう考え方もあるのかなと考えております。そういう観点で戻すこととしたところでございます。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

大体は分かったところです。

この平成30年度に都道府県化されたときの一般会計の繰入金の見方の問題と、昨年あたりから、この法定外繰入れについては厳しくなった点は存じておるところですけれども、これは決算のところで別な繰入れの問題もありますんで、お聞きしたいと思いますけれども、私としては、特に今回の繰出し分が、マル福に関する問題であるんで、市の重要施策としているのに、それを国保だけで補うことは、当然ないはずだと感じて、ここは反対して、終わりにします。

石嶋委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第18号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議ありますので、挙手採決といたします。

議案第18号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

石嶋委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第19号 令和3年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

清宮福祉部長

それでは、57ページをお開きください。

議案第19号 令和3年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,070万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億8,870万2,000円とするものでございます。

60, 61ページをお開きください。

一番上の箱になります。歳入になります。介護給付費現年度分でございます。

これは介護給付費の歳出補正予算要求に伴う国庫負担金法定割合分の歳入でございます。

その下の枠でございます。一番上の普通調整交付金でございます。

これは介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業支援の歳出補正予算要求に伴う普通調整交付金の法定割合分の歳入でございます。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分です。

こちらは介護予防費分の人件費分の補正に充てるために充当するものでございます。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分です。

こちら、包括支援センターの人件費分の減額分となっております。

清宮福祉部長

その下の枠になります。上の介護給付費現年度分でございます。

これは介護給付費の歳出補正予算要求に伴う県負担金の法定割合分の歳入でございます。

岡田健康づくり推進部長

その下、地域支援事業支援交付金現年度分です。

支払基金交付金の法定割合分の歳入です。

清宮福祉部長

その下の枠になります。介護給付費現年度分です。

今回の県支出金につきましては、県負担金の法定割合分の歳入でございます。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。県補助金のほうの地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分です。

こちら介護予防費分の人件費に充当するものとなっております。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分です。

こちら、包括支援センターの人件費の減額分を減額するものです。

清宮福祉部長

一番下の枠になります。一番上の介護給付費繰入金でございます。

これは介護給付費の歳出補正予算要求に伴う市費法定割合分の歳入でございます。

岡田健康づくり推進部長

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業の繰入金です。

介護予防費分の人件費分に充当するものです。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金。

こちら、包括支援センターの人件費分の減額となっております。

清宮福祉部長

一番下になります。介護保険事業職員給与費等繰入金でございます。

これは一般会計の歳出の中の介護保険事業特別会計繰出金のうち、介護福祉課の職員給与費等の特別会計での受入項目でございます。内容については、一般会計でご説明した内容となっております。

次のページをお開きください。63ページでございます。

二つ目の枠の介護保険事業繰越金でございます。

これは介護保険事業特別会計の余剰金でございます。今回は国庫、県及び社会保険診療報酬支払基金の支出金返還に充てる分と、第1号介護保険料の余剰分として、介護保険支払準備基金に積み立てる額の合計でございます。

次のページをお開きください。64、65ページです。

歳出になります。

まず、人件費につきましては、説明のほうは割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

下から二つ目の枠になります。特定入所者介護予防サービス費でございます。

これは要支援1と2の認定者で、低所得者が施設入所時及びショートステイ利用時の食費、居住費に対する減額サービスでございます。所定の限度額を超えた分について給付するものになります。

次のページをお開きください。

二つ目の枠になります。介護保険支払準備基金費でございます。

これは第1号被保険者介護保険料分の余剰積立てになります。今回、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業支援事業費の増額補正に伴う第1号被保険者ルール分の減額調整を基金積立金として調整を行うものでございます。

一番下の枠になります。国庫支出金等返還金でございます。

これは令和2年度の国・県及び社会保険診療報酬支払基金の負担金、交付金につきまして、超過交付額の返還金でございます。内容としましては、介護給付費交付、地域支援事業交付金、介護保険事業補助金、介護保険災害等臨時特例補助金、これら四つに対する国・県、支払基金支出金に係る返還分でございます。

説明については以上でございます。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第19号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第20号 令和3年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

清宮福祉部長

それでは、73ページをお開きください。

議案第20号 令和3年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,657万8,000円とするものでございます。

76, 77ページをお開きください。

まず、歳入になります。

一番上の枠になりますが、障がい児支援サービス事業給付費等繰入金、それから、その次の障がい児通所支援事業費繰入金でございます。

これにつきましては、一般会計でご説明いたしました障がい児支援サービス事業特別会計繰入金からの繰入れでございます。

次に、歳出でございます。

上の枠になります。職員給与費及び会計年度任用職員給与費は、人事異動に伴う人件費及び経費の調整でございます。

一番下の枠になります。障がい児支援サービス施設整備事業でございますが、これは新施設整備に伴う電柱移設費用を計上したものでございます。

説明は以上でございます。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

新しいつぼみ園の建設について、今回、電柱の移転費用が計上されて、実際にはまだ何の着工もされてないわけですが、2月には引渡しというスケジュールになるかと思いますが、大丈夫かなという点もあるので、どういう建設スケジュールになっているのかお聞きいたします。

石嶋委員長

藤ヶ崎社会福祉課長。

藤ヶ崎社会福祉課長

お答えいたします。

(仮称)子ども発達センターつぼみ園の整備スケジュールについてでございます。

当該施設につきましては、請負業者であります日成ビルド工業株式会社水戸支店におきまして、現在、建築確認の申請手続を進めている状況です。こちらの確認申請が下り次第、10月をめどに着工いたしまして、来年2月28日の建物引渡しを予定しております。

また、建物引渡し後の3月には、防犯カメラの設置工事やインターネット環境の設定、また事務用備品、療育に使用するための大型遊具などの設置搬入、こちらを行う

必要がありますので、それらの契約手続を同時並行で現在進めているところでございます。その上で、翌月、令和4年4月からの供用開始を予定してございます。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。

ぜひ予定どおり、4月から新しいところでよろしく申し上げます。

石嶋委員長

ほかありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第20号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第21号 令和3年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

岡田健康づくり推進部長

議案の別冊2、1ページをお願いいたします。

議案第21号 令和3年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,040万2,000円とするものです。

こちらの予算ですが、令和3年5月の人事異動による市職員の給与費等の確定に伴う所要額の補正を行うものでございます。

4ページ、5ページをご覧ください。



歳入につきましては、後期高齢者医療事務費等繰入金となっております。

歳出は、総務管理費、徴収費、後期高齢者健康診査事業費の職員給与費の補正となっております。

以上です。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別のないようですので、採決いたします。

議案第21号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

これより決算議案について審査を行います。

はじめに、議案第9号 令和2年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の所管事項について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

清宮福祉部長

それでは、文教福祉委員会所管の決算につきましてご説明をさせていただきます。

まず、決算書13、14ページをお開きください。

歳入になります。

右側の一番下の枠になりますが、民生費負担金のところでございます。地域活動支援センター運営費負担金でございます。

これは川原代町にある精神障がい者のサービス事業所、地域活動支援センターゆうあいワークインの運営に関する負担金でございます。

その下の老人施設入所負担金でございます。

これは松風園の入所者で、一定の収入がある方に対する自己負担分でございます。

木村教育部長

その下になります。児童福祉費負担金の放課後児童健全育成事業負担金です。

新型コロナウイルス感染症の影響で一斉休校になった期間は日割負担にしたこと、夏休み期間の短縮による長期休暇時利用者が例年より減少したことにより、前年度比17%、825万7,000円程度の減額となっております。

その下、放課後児童健全育成事業負担金滞納繰越分につきましては、前年度比153%、27万円程度の増となっております。

清宮福祉部長

次の保育所運営費徴収金私立分でございます。

そこから次のページをお開きください。16ページになります。上から三つ目の保育所運営費徴収金公立分滞納繰越分（給食費）のところまでになりますが、これらにつきましては、保育所の保育料等に係る現年及び滞納繰越分の収入となっております。

その枠の一番下のところをお願いします。日本スポーツ振興センター災害共済負担金でございます。

これは八原保育所の子どもたちの傷害保険の掛金でございます。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。養育医療給付事業費負担金です。

養育医療は、体の発達が未熟なまま生まれ、指定医療機関での入院治療を必要とする乳児の医療費の自己負担金の一部を助成する制度となっております。対象者10人分の所得に応じた自己負担金となっております。

木村教育部長

その下になります。日本スポーツ振興センター災害共済負担金小学校分、中学校分です。

いわゆる学校保険で、学校管理下における児童・生徒の事故に係る共済制度の保護者負担金となります。負担金は1人当たり935円、その2分の1の460円が保護者負担となります。児童・生徒の減少を反映し、どちらも若干の減額となっております。

清宮福祉部長

次に、一番下から3番目の枠になります。地域福祉会館施設目的外使用料、そこから下から3番目の保育所施設目的外使用料、ここまでにつきましては、福祉部が所管しております施設に係る使用料及び目的外使用料でございます。目的外使用料の主なものとしましては、自動販売機の設置料等でございます。

次のページをお開きください。

岡田健康づくり推進部長

一番上になります。保健センター施設目的外使用料です。

こちら、保健センターの自動販売機設置料及び電気料でございます。

木村教育部長

そのページの一番下になります。教育使用料のところでは、小学校施設目的外使用料、中学校施設目的外使用料、中央図書館目的外使用料、歴史民俗資料館目的外使用料、1段飛んで、文化会館施設目的外使用料につきましては、敷地内への自動販売機や電柱の設置によるもので、平年ベースとなります。

1段戻っていただいて、文化会館使用料です。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和2年3月以降から利用自粛がされたこと、また自主的な利用停止の場合にも特例措置として使用料の全額返還を行ったことなどから、前年比37%、238万6,000円程度の減となっております。

岡田健康づくり推進部長

その二つ下、総合運動公園施設目的外使用料です。

自販機の設置料及び電気代、またアリーナに設置している市政情報モニターに係る使用料、物品販売した際の使用料、スタジアムのフェンスを利用した広告掲載料となっております。

その下、体育施設目的外使用料。

こちらは高砂運動広場の自販機、電柱設置に係る使用料です。

木村教育部長

その下になります。給食センター施設目的外使用料も電柱の設置によるもので、平年ベースです。

次のページをお願いします。

清宮福祉部長

下から二つ目の枠になります。生活困窮者自立相談支援事業費でございます。

これは自立相談支援員、被保護者就労支援に係る経費、住宅確保給付金給付事業、生活困窮世帯への子どもに対する学習支援事業、いわゆる無料塾です。それと、居場所づくり支援事業、これは子ども食堂でございます。それらに係る負担金でございます。

内容としましては、住居確保給付金の大幅な増加及び自立相談支援員の1名増加等に伴いまして、率で言いますと123.4%の増となっております。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。国民健康保険基盤安定等の国庫負担金になります。

国民健康保険の財政基盤強化を目的とする保険者支援分で、保険税軽減対象者数を基に算定された基準額に対しまして、国から2分の1負担するものです。

清宮福祉部長

その下の特別障がい者手当等給付費でございます。

これは精神または身体に著しく重度の障がいを有する方及び障がい児に対して支給されるものでございます。

その下の障がい者自立支援給付費でございます。

これは障がい者介護給付費，訓練等給付費，更生医療費などに対する負担金でございます。

その下の介護保険低所得者保険料軽減費でございます。

これは低所得の高齢者の経済的負担緩和を目的としまして介護保険料を軽減しております，その軽減分に対する国の負担割合でございます。

その下の児童扶養手当給付費でございます。

これはひとり親家庭の生活の安定を目的に支給される児童扶養手当に対する国の負担金です。

その下の子どものための教育・保育給付費でございます。

これは子ども・子育て支援新制度に基づく保育所，幼稚園，認定こども園，地域型保育の運営費に係る国の負担金でございます。

その下の子育てのための施設等利用給付費でございます。

これは令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化による新制度未移行幼稚園の利用者の保育料や幼稚園の預かり保育の利用等に係る国の負担分でございます。

その下の障がい児施設給付費でございます。

これは何らかの障がいのある子が通所施設サービスを利用することによる施設給付費に対する負担金でございます。

一番下の児童手当給付費でございます。

中学校修了までの児童を対象にした給付金でございます，1人当たり5,000円から1万5,000円の支給に対する国の負担分でございます。

次のページをお開きください。

一番上になります。生活保護費でございます。

これは生活保護法に基づき支弁する生活扶助，教育扶助，介護扶助，各種扶助費に係る負担金でございます。生活保護の世帯等につきましては，歳出のほうでご説明をさせていただきます。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。養育医療給付事業費です。

先ほど説明をいたしました養育医療制度に基づいて，市が負担した扶助費，こちらに対しまして国が2分の1を負担するものです。前年度精算額と当該年度概算額の合計で交付されます。

清宮福祉部長

中段の枠になりますが、その真ん中の辺りになりますけれども、国庫補助金のうちの総務費国庫補助金のところ。特別定額給付金給付事業費及びその下の特別定額給付金給付事務費でございます。

これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、1人当たり10万円の給付金の支給を行ったもので、令和2年度での皆増でございます。負担割合としましては、全額国費となっております。

その下の下の枠になります。障がい者地域生活支援事業費でございます。

これは障がい者の日常生活用具費、日中の一時支援など、地域生活支援事業費に対する国の補助金でございます。

一番下の枠の中になります。その中の一番上の子ども・子育て支援事業費（子育て環境整備分）でございます。

これは一時保育、延長保育、病児保育及び子育て支援センター事業費等への補助金でございます。

その下の児童虐待防止対策事業費でございます。

これは令和2年度から18歳までの全ての子どもとその家族及び妊産婦等に対して継続的に支援する子ども家庭総合支援室の開設と運営に係る補助金でございます。

その下の保育対策総合支援事業費でございます。

保育士の業務の負担軽減を図ることを目的としまして、用務士や保育補助者の雇用に対する費用への補助金でございます。

#### 木村教育部長

その下、子ども・子育て支援事業費（学童保育分）です。

放課後児童健全育成事業の運営及び施設改善に係る国庫補助金で、補助率3分の1です。令和2年度から学童保育ルーム運営業務を民間事業者に委託したことに伴い、補助対象経費が伸長したことにより、前年比33%、1,272万9,000円の増収となっております。

#### 清宮福祉部長

その下の母子家庭等対策総合支援事業費でございます。

これはひとり親家庭の保護者が就職のために保育士や看護師などの資格を取得する際の給付金でございます。

その下の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、その下の子育て世帯臨時特別給付金給付事務費、その下のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費、その下のひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費でございます。

この四つにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯に対しまして、臨時の特別給付金を支給した事業費と事務費に係る補助金でございます。令和2年度での皆増となっております。

次のページをお開きください。

一番上の生活保護適正実施推進事業費でございます。

これは生活保護面接相談員に係る経費，生活保護レセプト点検及びシステム改修に係る経費でございます。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。子ども・子育て支援事業費育児支援家庭訪問分です。

乳児家庭全戸訪問事業，赤ちゃん訪問及び母子保健コーディネーターの経費に対し，国3分の1の補助となっております。

その下，感染症予防事業費等です。

大人の風疹予防接種事業，子宮頸がん，乳がん，大腸がん検診の無料クーポン券事業及び各がん検診の再勧奨通知等の費用に対し，国2分の1の補助となっております。

その下です。母子保健医療対策等総合支援事業費です。

産後ケア事業，産婦健康診査事業に係る費用に対し，国から2分の1が補助されるものです。

その三つ下になります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費です。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種に対する国庫補助金となっております。当初，4,699万7,000円で交付決定を受けていましたが，令和3年3月31日までの事業期間に係る所要額の概算払い請求によりまして，2,538万2,000円の補助となっております。差額の2,161万5,000円につきましては，令和3年度に繰り越しております。国から配分されるワクチンの流通量が限定的かつ段階的であることに加え，その時期についても，当初の予定より大幅に遅延していることから，繰越しを行ったものでございます。

木村教育部長

そのページの一番下のほうになります。教育費国庫補助金で，遠距離通学児童援助費です。

龍ヶ崎西小学校の遠距離児童のスクールバス運行経費に対するものです。統合後5年を経過して，城ノ内小が補助対象外となったことに伴い，56%，258万2,000円の減となります。補助率は2分の1となります。

その下，要保護児童援助費・特別支援教育就学奨励費です。

修学旅行が中止となったことに伴い，その支援に係る部分が減り，前年度比29%，28万3,000円程度の減となります。補助率は，こちらも2分の1となります。

その下，公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で，GIGAスクール構想推進に伴う高速大容量通信網の整備に係る補助金となります。皆増です。

その下，公立学校情報機器整備費は，GIGAスクール構想推進に伴う学習用端末の購入，配備に係る補助金で，皆増となります。

その下、中学校費に移りまして、要保護生徒援助費・特別支援教育就学奨励費は、小学校同様、修学旅行が中止になったことにより、その支援に係る部分が減り、前年度比35%、32万9,000円程度の減額となっております。

その下、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費及び公立学校情報機器整備費につきましては、小学校同様、皆増となります。

次のページをご覧ください。

一番上から2段目になります。学校保健特別対策事業費です。

コロナ禍における教育環境を維持するための感染症防止資材や教育資材等の購入整備に係る補助で、皆増となります。

岡田健康づくり推進部長

真ん中より少し下になります。国民年金事務費です。

法定受託事務として市が請け負っている国民年金に係る人件費を含む事務経費、国からの委託金として交付されるものです。前年比で32%増となっております。

清宮福祉部長

その下の特別児童扶養手当事務費でございます。

これは児童扶養手当の中でも、精神または身体に障がいのある児童に対しては、全額国費で支給しているところですが、その支給事務につきましては、法定受託事務として市が行っていることから、その事務に対する委託金となっております。

岡田健康づくり推進部長

その二つ下になります。国民健康保険基盤安定等、こちらの県負担金です。

低所得者の数に応じて交付される保険者支援分と実際の保険税軽減額に応じて交付される保険税軽減分から構成されております。このうち保険者支援分は、国庫負担が2分の1に対し、県の負担が4分の1、保険税軽減分は、県の負担が4分の3で、両方とも残りの4分の1は市負担となっております。

清宮福祉部長

その下の障がい者自立支援給付費でございます。

国2分の1に対しまして、県4分の1の負担でございます。

その下の介護保険低所得者保険料軽減費も、国庫負担金と同じ趣旨で、県の負担割合が4分の1となっているものでございます。

岡田健康づくり推進部長

その下です。後期高齢者医療保険基盤安定等となります。

国民健康保険の保険税軽減分と同じ目的、同じ内容での負担金です。低所得者に対する後期高齢者医療保険料の実際の軽減額に対しまして、県負担4分の3、残り4分の1が市負担となります。前年比22%増となります。

清宮福祉部長

その下の子どものための教育・保育給付費でございます。

国庫負担金と同様に、子ども・子育て支援新制度に基づく保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育の運営費に係る県の負担分でございます。

その下の子育てのための施設等利用給付費も、国庫負担金と同様に、新制度、未移行幼稚園の利用者の保育料や幼稚園の預かり保育の利用等に係る県の負担分でございます。

一番下の障がい児施設給付費でございます。

これも国2分の1の負担に対して、県4分の1の負担分でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上になります。児童手当給付費でございます。

これは被用者保険加入で3歳未満の場合、県が45分の4、それ以外の場合は国3分の2に対して、県6分の1の負担となっているものでございます。

内容は歳出のほうでご説明いたします。

その下の生活保護費でございます。

通常は国4分の3、市4分の1の負担割合となっておりますが、居住地がない方が入院した場合や長期入院により住居を失った方に対して支給した生活保護費につきましては、市の負担割合4分の1を県が負担することになっており、その当該割合分を受入れしたものでございます。額的には前年度並みとなっております。

岡田健康づくり推進部長

その下です。養育医療給付事業費です。

養育医療に係る当該年度の扶助費に対し、県が4分の1負担となっております。

木村教育部長

その下です。学校給食業務費です。

これは令和2年度開校の竜ヶ崎一高附属中学校の生徒、教員向けの学校給食を本市が提供することに関する県負担金となります。調理、配送及び光熱水費に係る経費を人数案分して負担額を算出しています。皆増となります。負担率は10分の10です。

清宮福祉部長

真ん中の段になります。障がい者地域生活支援事業費でございます。

これは国2分の1に対しまして、県4分の1の補助金でございます。

その下の事務処理特例交付金（社会福祉事務分）です。



これは身体障害者手帳の交付など、県からの権限移譲事務に対する交付金でございます。

その下の墓地埋葬等取扱費でございます。

身寄りのない者や引き取る者のいない者の埋葬を市が実施した経費に係る事務費でございます。県の10分の10の負担となっております。

その下の地域ケアシステム推進事業費でございます。

これは県の事業である茨城県型地域包括ケアシステム構築支援事業に要する経費に対して交付される県補助金でございます。

その下の老人クラブ助成費でございます。

各老人クラブ、52クラブへの県の補助金でございます。

その下の老人クラブ連合会助成費でございます。

これは連合会への同じく県の補助金でございます。

#### 岡田健康づくり推進部長

その下です。医療費助成事業費医療費分です。

マル福と呼ばれる医療費助成制度で、対象となる妊産婦、小児、ひとり親家庭、障がい者のうち、茨城県の基準に該当する扶助費に対し、県2分の1の補助となっております。前年比17%の減です。

その下、医療費助成事業費の事務費分です。

国保連合会に委託しているマル福関連のレセプト審査並びに支払いに係る手数料として、県2分の1の補助率となっております。

#### 清宮福祉部長

その下の放課後等デイサービス支援等事業費でございます。

こちらにつきましては、歳出のほうで内容をご説明させていただきます。

次の事務処理特例交付金（児童福祉事務分）でございます。

これは児童福祉法に基づく事務や母子寡婦福祉資金貸付事業に係る県からの権限移譲事務に対する交付金でございます。

その下の子ども・子育て支援事業費（子育て環境整備分）でございますが、これは国庫補助金と同様、一時保育、延長保育等に係る県補助金でございます。

#### 木村教育部長

その下になります。子ども・子育て支援事業費（学童保育分）です。

国庫補助同様、令和2年度より運営を民間事業者に委託したことに伴う補助対象経費の増に伴い、前年度比48%、1,621万2,000円の増となっております。補助率3分の1です。

#### 清宮福祉部長

その下の子どものための教育・保育給付費地方単独分でございます。

子ども・子育て支援新制度に基づく1号認定のお子さんの施設型給付費のうち、公定価格の26.6%が県と市の負担となっており、その県負担分でございます。

その下の民間保育所等乳児等保育事業でございます。

これは1歳児保育に対する県の補助金でございます。

その下の保育対策総合支援事業費でございます。

保育士等の業務の負担軽減を図ることを目的としまして、給食配付や清掃、布団の片づけなどの業務を行う職員の雇用に対する補助金でございます。

その下の在宅障がい児福祉手当支給事業費でございます。

市が支給している在宅心身障がい児福祉手当の受給者のうち、県が定める要件を満たしている対象者の人数に応じて、県が2分の1を補助するものでございます。

その下の多子世帯保育料軽減事業費でございます。

保育所に入所している第2子以降で3歳未満児の保育料に対する補助金でございます。

その下の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費（児童福祉施設分）でございます。

これは県が実施主体となった新型コロナウイルス感染症対策に対する経費に対する補助金でございます。

一番下の安心子ども支援事業費保育所等緊急整備事業分でございます。

これは市内の認定こども園が行った改修工事に対する補助金でございます。

石嶋委員長

休憩いたします。

午後1時再開の予定であります。

#### 【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清宮福祉部長。

清宮福祉部長

それでは、29、30ページをお開きいただきたいと思います。

30ページの一番上になります。安心子ども支援事業費（幼児教育・保育無償化円滑化事業）についてでございます。

これは幼児教育・保育無償化に対応するための事務費に対する補助金でございます。

その下の被災住宅復興支援利子助成費でございます。

これは東日本大震災で被災した住宅の復興のため借り入れた資金の利子補給金に対する県補助金でございます。利子のうち、1%を上限として補助金が交付されるものでございます。

岡田健康づくり推進部長

その二つ下になります。子ども・子育て支援事業費（育児支援家庭訪問分）です。

こちら、県3分の1の補助となっております。

その下、献血推進事業費です。

献血事業に対する県2分の1の補助金です。

その下、健康増進事業費、健康教育、健康相談、健康診査、保健推進事業に対する県3分の2の補助です。

その下です。がん予防・検診促進事業費です。

胃がん内視鏡検診の委託費、読影管理委員会運営に関する費用に対する県2分の1の補助金です。

清宮福祉部長

その下の地域自殺対策強化事業費でございます。

自殺対策事業に対する県からの補助金でございます。内容につきましては、歳出でご説明をさせていただきます。

次の31ページ、32ページをお開きください。

木村教育部長

中ほどになります。教育費県補助金になります。被災生徒就学支援等事業費で、東日本大震災で被災し、本市に避難している生徒に対する要保護援助費制度に準じた給付金に関する補助となります。補助率10分の10で、1名分となります。前年度と比べて50%、6万7,000円程度の減収となっております。

その下、事務処理特例交付金（生涯学習事務分）です。

コロナの影響で青少年相談員事業ができなかったこと、土曜日の教育支援体制等構築事業と放課後子ども教室推進事業を中止としたことにより、前年度比で97%、298万6,000円の減収となっております。

清宮福祉部長

一番下から2行目のところ。民生費委託金の社会福祉費委託金。

予算がありますけれども、調定収入がゼロになっておりますが、これは行旅死亡人援護費に関する経費ですが、対象がなかったため、ゼロとなっているものでございます。

次の33ページ、34ページをお開きください。

木村教育部長

上から五つ目の段になります。教育費委託金の体育研究推進事業費です。

生涯スポーツの基礎を培い、体力の向上を推進するための実践的研究を行う事業で、前年度と同額となっております。

その下、夏休み期間中に学びの広場サポーターを配置して、問題集中心の学習を行う学びの広場サポートプラン事業費ですが、コロナの影響で実施校が減少したことにより、68%、49万7,000円の減収です。

その下、不登校解消、未然防止のためのスクールライフサポーターを配置して、生活指導や家庭訪問等を行うスクールライフサポーター配置事業費です。

前年度と同額となります。

清宮福祉部長

真ん中の枠のちょうど真ん中になりますが、地域福祉基金利子でございます。

これは同基金の預金利子による収入でございます。

木村教育部長

その一つ飛んで下になります。教育振興基金利子、義務教育施設整備基金利子ともに減収となっております。利子については、条例の規定により、全額を基金として積み立てることとなっております。

次のページをお開きください。

岡田健康づくり推進部長

一番上です。国民健康保険事業特別会計繰入金です。

地方単独事業波及分、マル福ペナルティー分、茨城県への保険給付費納付金の納付に当たっての保険税不足分、いわゆる赤字補填分として一般会計から赤字繰入れした相当額を一般会計へ繰り入れるものです。

木村教育部長

その下の下の下の段になりますね。基金繰入金で、下から二つ目、教育振興基金繰入金は、高校生と小学生の定員拡大に伴うものと、オリンピック・パラリンピック出場特別奨励金に充当額が増加したため、18%、79万円の増となっております。

また、小・中学校の改修工事等に充当する義務教育施設整備基金繰入金は、前年度比1%の微増ということとなっております。

清宮福祉部長

そのページの一番下になります。保育士等修学資金貸付金元金収入でございます。

これは保育士確保のため、将来市内の保育施設で保育士になることを目指す学生に貸し付けた奨学資金につきまして、資格取得後、龍ヶ崎市以外の保育施設に就職し

たことによる貸付金の返済となっております。

次のページをお開きください。

真ん中になります。災害援護資金貸付金元金収入、それからその下の災害援護資金貸付金利子収入でございます。

こちらは東日本大震災により被災した者への貸付金の償還金とその利子でございます。

それから、一つ飛んで、その下です。公立保育所入所受託収入でございます。

これは八原保育所におきまして、他市町村から受け入れた児童に係る受託収入でございます。令和2年度は1人の児童を受け入れております。

岡田健康づくり推進部長

二つ飛んで、その下になります。医療福祉費第三者納付金です。

マル福適用の方が交通事故などの第三者行為で保険治療をした場合に、マル福で給付した分の全部または一部を相手方に求償し、市に返還された分となります。

その下です。医療福祉費高額療養費等納付金です。

マル福制度で負担した医療保険者が負担すべき高額療養費分を医療保険者に求償し、返還された分となります。

次のページをお願いいたします。

木村教育部長

上から3行目、団体支出金の学校臨時休業対策費です。

学校臨時休業に伴う給食費返還事業分として、全国学校給食会連合会からの歳入、皆増となります。

岡田健康づくり推進部長

その三つ下になります。PCR検査センター運営負担金です。

龍ヶ崎市医師会が運営主体となりまして立ち上げたPCR検査センターに従事した市職員の時間外勤務手当分の負担金となります。

清宮福祉部長

一つ飛んで、その下になります。保育所職員給食費負担金でございます。

これは八原保育所職員の給食費負担金でございます。

木村教育部長

その下になります。学校給食費負担金ですが、政府から令和2年3月2日以降の全国一斉休校要請を受けまして、本市は令和2年3月6日から小・中学校を臨時休校としたことにより、前年度比14%、3,755万9,000円程度の大きな減収となっております。

一方、その下、学校給食費負担金滞納繰越分は、前年度比約7倍と大きく増収となっております。

岡田健康づくり推進部長

その四つ下になります。医療福祉費返還金です。

転出や年齢超過などでマル福の資格喪失後に受給者証を使用した分の返還金です。

清宮福祉部長

その下です。児童扶養手当返還金でございます。

これは資格の喪失手続の遅れなどによりまして過払いとなったものについての返還金でございます。

その下の子どものための教育・保育給付費返還金ですが、運営費のうち一部の加算につきまして、施設から辞退の申出等があったことに伴う返還金でございます。

その下の生活保護費返還金（現年度分）、その下の（過年度分）、この2件でございますが、急迫の場合等におきまして、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や不実の申請、その他不正な手段により保護を受けた場合の返還金でございます。

その枠の下のほうになります。緊急通報装置設置者負担金でございます。

これは課税世帯に対する同器具の設置手数料でございます。6人分となっております。

その下のさんさん館CD等売払収入でございます。これはさんさん館で作製したCDの売払収入でございます。

その下の駅前こどもステーション電話使用料でございます。

これは運営に係る電話料金でございます。ステーションの運営は社会福祉法人に委託していることから、受託者からの受入れとなるものです。

木村教育部長

その下になります。放課後児童健全育成事業保険料負担金で、学童保育児の傷害保険料の保護者実費負担金となりまして、1,191名分となります。

岡田健康づくり推進部長

その下です。健康診査受診者負担金です。

各種がん検診及び健康診査受診に係る自己負担金です。

その下です。妊婦教室参加者負担金です。

妊婦教室の際のテキスト代です。

次のページをお願いいたします。

木村教育部長

10行目になりますかね。公立小中学校現場実習費，こちらは教育実習に係る大学からの実習費となります。5つの大学から5校に実習生が来ております。

その下，学校事故賠償保険金は，昨年7月，長山中における除草作業での自動車損傷事故の賠償保険金となります。

#### 岡田健康づくり推進部長

その下です。学校開放体育館使用料です。

市内小・中学校体育館の夜間開放時の施設使用料となります。

#### 木村教育部長

その下，公共施設水道等使用料です。

こちらにつきましては，ゲリラ豪雨等の観測装置の電気料相当の実費負担です。

その下，太陽光発電余剰電力売払収入は，城西中の太陽光発電による余剰電力の売電収入となります。

その下，市史等刊行物頒布収入は，歴史民俗資料館が発行する市史等刊行物の売払い収入となります。前年度比15%，1万5,000円程度の増額です。

その下，歴史民俗資料館電話使用料と歴史民俗資料館コピー使用料は平年ベースです。

その下，文化会館検針用端末装置電力使用料です。

新電力に係る電力使用料自動検針装置の電気料相当の実費負担となります。昨年同額です。

#### 岡田健康づくり推進部長

その三つ下になります。ネーミングライツ収入です。

こちら，令和2年度からの新規事業となります。

公共施設3施設の1年間の命名権料となります。

たつのこフィールド，愛称名が流通経済大学龍ヶ崎フィールド，こちらで250万円，たつのこスタジアム，愛称名がT O K I W Aスタジアム龍ヶ崎，こちらで200万円，文化会館，愛称名が大昭ホール龍ヶ崎，こちらで150万円となります。

#### 清宮福祉部長

その下の保護施設事務費返還金でございます。

これは県に会計検査が入った際に，鹿島更生園が入所者に関わる事務費算定誤りの指摘を受け，当該機関に係る分が同施設より返還されたもので，皆増となっております。

三つ飛びまして，障がい者更正医療費返還金でございます。

これは病院の診療報酬請求の誤りによる返還金となります。

岡田健康づくり推進部長

その二つ下になります。医療材料費返戻金です。

医療機関から破損したワクチンの購入費について返戻されたものです。

清宮福祉部長

そこから4つ飛びまして、ひまわり園施設整備事業債でございます。

これはひまわり園デイサービス棟の外壁，屋根改修工事に充当したものでございます。

次のページをお開きください。

木村教育部長

中ほどの教育費債です。

まず，中学校施設整備事業債です。

城ノ内中プール塗装改修工事及び愛宕中トイレ改修工事，GIGAスクール構想高速大容量ネットワーク環境整備に充当しております。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。市債の教育費債，体育施設整備事業債です。

歳出の旧北文間小学校転用事業に計上している体育館改修工事及び総合運動公園リニューアル事業に計上しているたつのこアリーナ屋外流水プール改修工事に充当するものです。

木村教育部長

その下になります。旧馴馬小学校施設解体事業債です。

事業の竣工払いに充当しております。

その下，図書館施設整備事業債，防水改修工事に充当しております。

その下，文化会館施設整備事業債，非常用発電機更新工事に充当しております。

その下，小学校施設整備事業債，GIGAスクール構想高速大容量ネットワーク環境整備に充当しております。

歳入は以上となります。

清宮福祉部長

続きまして，歳出になります。

51ページ，52ページをお開きください。

中段にございます男女共同参画推進費でございます。

この事業費は，男女共同参画社会の実現を図るための啓発活動等に係る経費でございます。主なものを申し上げますと，報酬につきましては，男女共同参画推進委員



会委員の報酬でございます。また、報償費のうちの賞賜金ですが、これはイクメン・イクジイ川柳入賞者への商品代となっております。

続いて、81ページ、82ページをお開きください。

一番下の枠になります。特別定額給付金給付事業でございます。

昨年度新規に実施された事業でございます。

これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴いまして、4月27日を基準日として、1人当たり10万円の給付金の支給を行ったものでございます。その中の負担金、補助及び交付金でございますが、5月25日から8月24日までの3か月を受付期間として実施いたしまして、給付金を支給しております。3万4,284世帯、人数で言いますと7万6,826人に給付を行いまして、給付率としましては、世帯数で言いますと99.5%、人数で申しますと99.8%となっております。

続いて、89、90ページをお開きください。

90ページの一番下の民生費になります。こちら、職員給与費で社会福祉分、その下の会計年度任用職員給与費、これも社会福祉分です。

これ以降、人件費が多々出てまいります。人件費の説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次のページをお開きください。91ページ、92ページになります。

一番上から二つ目の枠になります。社会福祉事務費でございます。

主なものを申し上げますと、報酬では、福祉有償運送運営協議会委員の報酬でございます。その他は社会福祉課内での経常的な事務費となっております。

#### 岡田健康づくり推進部長

その下の事業です。国民健康保険事業特別会計繰出金となります。

こちら、特別会計のほうでご説明をさせていただきます。

#### 清宮福祉部長

その下の民生委員等関係経費でございます。

この中の負担金、補助及び交付金につきましては、主に補助金としまして、民生委員児童委員の地域福祉活動に対する補助金となっております。1人当たり年額7万2,000円で、118人分でございます。

一つ飛びまして、行旅死病人等一時援護事業でございます。

その中の役務費の手数料につきましては、身元不明で引取手のいない死亡した方などの一時的な援護、あとは葬祭費に要した3人分の経費となっております。

その下の遺族等援護事業でございます。

主なものとしましては、戦没者追悼式に係る経費でございます。使用料及び賃借料につきましては、追悼式の祭壇の賃借料でございます。

一番下の生活困窮者自立支援事業でございます。

次のページをご覧くださいと思います。94ページになります。

主なものを申し上げますと、扶助費これは住宅確保給付金でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、要件が大幅に緩和された結果、大幅に増加しております。いずれも皆増という状況になっております。

事業費全体としましては、増減率で申し上げますと、34.5%の増となっております。

次に、社会福祉協議会助成費でございます。

このうち工事請負費でございますが、地域福祉会館の空調機の工事費でございます。

負担金、補助及び交付金につきましては、龍ヶ崎市社会福祉協議会への補助金といたしまして、社協職員の人件費に対するものでございます。

その下の地域福祉推進事業でございます。

この事業は、社会福祉協議会が実施しております地域福祉に関する各種事業に対する委託料、補助金、交付金となっております。

その下の地域福祉計画策定費でございます。

これは地域福祉計画推進委員への報酬が主なものでございます。

その下の新型コロナウイルス感染症緊急福祉対策費でございます。

まず、この中で福祉部の所管事業を申し上げます。

需用費の中の介護福祉及び障がい福祉サービス事業所に対しまして、新型コロナウイルス感染対策を徹底してもらうため、マスクや消毒液等の配付事業に係る費用がございます。消耗品費でございます。

また、負担金、補助及び交付金の中の補助金の中で大学生等緊急支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入の減少などにより経済的に困窮している学生の生活を支援するため、給付金を支給したものです。支給対象者1人当たり10万円を77人に支給したところで。

その下の放課後等デイサービス利用者支援事業でございますが、これも新型コロナウイルス感染症対策の影響により、放課後等デイサービスを例年より多く利用せざるを得なかった保護者に対する利用者負担に対する支援金でございます。これは県からの補助金となっております。

その下の保育従事者応援事業は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、保育所等の利用自粛要請期間中に使命感を持って保育の提供に従事された保育士等に対する慰労金でございます。

一つ飛ばしまして、出産育児支援特別給付金でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のために国が行った特別定額給付金の対象外となる令和2年4月28日以降に生まれた子どものいる家庭を支援するため、新生児1人当たり10万円を保護者へ支給したものでございます。

木村教育部長

この中で、教育委員会所管分をご説明させていただきます。

補助金のところになりまして、学童保育ルーム従事者応援事業ですが、こちらについては、学校の一斉休業を受けての4月、5月の学童保育ルームの運営に携わる支援員に対しまして、応援交付金として月1人当たり1万円を交付しております。

清宮福祉部長

その下の箱になります。プレミアム付商品券事業でございます。

これは平成31年度に低所得者と子育て世帯を対象に行ったプレミアム付商品券事業につきまして、事業確定に伴う国庫支出金の返還金でございます。

その下の地域福祉基金費でございます。

これは特別定額給付金の寄附を受け、地域福祉基金に一時的に積立てをしておくものでございます。

次のページをお開きください。

一番上の総合福祉センター管理運営費でございますが、これは社会福祉協議会への指定管理料となっております。

その次のふれあいゾーン管理運営費でございます。

主なものとしまして、委託料は社会福祉協議会への指定管理料が主なものとなっております。工事請負費としましては、ひまわり園のデイサービス棟外壁、屋根改修工事とふるさとふれあい公園の屋外ステージなどの改修工事費用でございます。

その次の障がい者福祉事業でございます。

これは障がい者福祉に係る事務経費でございます。このうち扶助費につきましては、障がい児福祉手当、特別障がい手当でございます。

その次の障がい者給付訪問調査等事務費でございます。

主に役務費の中の手数料の支出でございます。

これは障がい者給付審査会議の支援区分算定の際に必要な主治医の意見書の作成手数料でございます。

その次の障がい者給付審査会事務費でございます。

これは給付審査会の運営に係る経費でございます。委員の人数は5名で、昨年度は11回開催いたしました。

次に、障がい者自立支援事務費でございます。

これも主に役務費の手数料でございますが、障がい福祉サービスの審査支払手数料、また障がい者の医療費の審査支払手数料としまして、国保連と支払基金への支出でございます。

一番下の障がい者自立支援給付事業でございます。

主に扶助費でございますけれども、障がい者の介護給付費が約5億700万円、また訓練等の給付費が約4億2,500万円、それから障がい者更正医療費が約7,900万円などとなっているものでございます。

次のページをお開きください。97、98ページでございます。

一番上の障がい者地域生活支援事業（補助分）でございます。

このうち委託料でございますが、地域活動支援センター運営につきましては、みやざきホスピタルに設置してある、いなしきハートフルセンター及び市内の川原代町の地域活動支援センターの2か所への委託でございます。

一番下の扶助費でございますけれども、これは訪問入浴サービス事業、日中一時支援の費用となっております。

その次の障がい者地域生活支援事業（単独分）でございます。

主なものとしまして、これは扶助費でございますけれども、タクシーの利用助成、訪問入浴、障害者手帳交付申請の際の診断書助成などの事業に対する助成でございます。

その下の障がい福祉計画等改定費でございます。

委託料につきましては、令和3年度から始まる第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画策定において委託した費用でございます。

一番下、老人福祉事務費でございます。

これは一般事務、消耗品等の事務経費でございます。

次に、99、100ページをお願いします。

100ページの一番上になります。介護保険事業特別会計繰出金でございます。

これは介護給付費等への一般会計からの繰出しでございます。前年と比較しまして6%ほどの増となっております。

岡田健康づくり推進部長

その下です。後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。

詳細につきましては、特別会計のほうでご説明いたします。

その下です。介護サービス事業特別会計繰出金、こちらも同様に特別会計のほうで説明をいたします。

清宮福祉部長

その下の老人保護措置費でございます。

扶助費でございますが、これは松風園に入所している方の5人分の措置費相当分でございます。

その次の高齢者生きがい対策事業でございます。

報償費、賞賜金につきましては、市内最高齢者、100歳になられた方、88歳になられた方への敬老祝金が主なものとなっております。

その下の負担金、補助及び交付金のうちの交付金でございますが、敬老会開催等に係る経費を社会福祉協議会へ交付したものです。なお、令和2年度は式典自体を中止といたしましたが、その代わりに休日の2日間、本庁舎を臨時開庁した上で、記念品等の配付を行いました。

岡田健康づくり推進部長

その下です。高齢者いきいき活動支援事業です。

委託料は元気サロン松葉館の運営について、65歳未満利用者分として、費用の15%を一般会計から支出するものです。空調機更新工事によりまして、前年より大幅増となっております。

#### 清宮福祉部長

その下の在宅高齢者生活支援事業でございます。

主なものとしまして、備品購入費でございますが、記載のあるとおりに、緊急通報システム端末機20台、それに福祉電話機3台の購入費でございます。

次のページをお願いします。102ページ、一番上になります。

高齢者福祉計画等改定費でございます。

これは老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する第8期計画に係る経費でございます。

#### 岡田健康づくり推進部長

その下の医療福祉事業（県補助分）、また次の医療福祉事業（単独分）です。併せて説明いたします。

これはマル福と呼ばれる地方単独の医療費助成事業となっております。このうち県補助分は、妊産婦、小児、ひとり親家庭、重度心身障がい者を対象としておりまして、扶助費の比較では、前年度比で約11.2%の減となっております。

単独分は、市独自の基準を上乗せしたもので、県は高校3年生までの入院と小学6年生までの外来に所得制限を設けてやっておりますが、市独自の基準は、外来を中学1年生から高校3年生の年齢まで広げるとともに、所得制限超過者を対象としています。単独分の扶助費は、対前年度比で約11.0%の減となっております。

その三つ下の事業になります。国民年金事務費です。

日本年金機構が行う国民年金事務のうち、申請受付や相談などの市の受託業務の事務経費となっております。会計年度任用職員の人件費を別事業としたため、前年度大幅減となっております。

次のページをお願いします。

#### 清宮福祉部長

ページ中ほどになります。児童福祉事務費でございます。

主なものを申し上げますと、補助金としまして、これは幼児2人乗り用自転車購入補助で、4万円を上限として購入費の2分の1を補助しているものでございます。

その次の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金でございます。

これはつぼみ園に係る特別会計ですので、後ほどご説明をさせていただきます。

一つ飛びまして、一番下のさんさん館の管理運営経費でございます。

主なものを申し上げますと、需用費、役務費につきまして、これらはさんさん館の施設管理運営に係る経常経費となっております。

次のページをお開きください。

106ページ、二つ目の枠になります。駅前こどもステーション管理運営費でございます。

これは龍ヶ崎市駅東口ロータリー脇にある、仕事の時間、出勤時間帯等の関係で、保育所や幼稚園等への送迎が困難な保育者に代わり送迎を行う送迎ステーションと、日中の子育て支援センターの二つの機能を持って運営しているものでございます。委託料としまして、市内で保育所を運営する社会福祉法人に委託をしているものでございます。

木村教育部長

その下、放課後児童健全育成事業です。

令和2年度から運営を民間委託したことにより、委託料が大きく増額となっております。

また、松葉小ルームの空調機の更新により、工事請負費も増額となっており、全体で前年度比23%、3,556万7,000円程度の増となっております。

令和2年度は、通常期で900名、夏休み期間で1,000名の利用がございました。

清宮福祉部長

次のページをお願いいたします。108ページです。

一番上の児童扶養手当支給事業でございます。

こちらの手当は、ひとり親家庭の支給でございます。扶助費でございますが、前年度と比べますと25.4%ほどマイナスになっておりますが、これは主に対象世帯数の減少によるものでございます。返還金につきましては、国庫支出金の返還金となっております。

次の特別児童扶養手当事務費でございます。

この手当は、重度の障がいのある在宅の20歳未満のお子さんを養育されている保護者に支給される手当でございます。手当そのものは県が行うものでありますが、通知などの事務を市が行っているところです。

次の子どものための教育・保育給付費でございます。

子ども・子育て支援制度に基づく保育所、幼稚園、認定こども園に係る運営費に対する補助金となっております。

その次の子育てのための施設等利用給付費でございますが、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴うもので、新制度で幼稚園に通う子どもの保育料や幼稚園の預かり保育の利用等に対する支給でございます。

一番下の子ども・子育て支援事業（補助分）でございます。

主なものを申し上げますと、負担金、補助及び交付金の中の補助金のところですが、まず病児保育事業です。これは病児、病後児のほか、体調不良児の保育を7園で実施した際の補助金となっております。

次に、地域子育て支援拠点事業でございますが、乳幼児及び保護者の交流を行う場を開設し、子育てについて相談、情報提供、助言等の支援を行う子育て支援センターの運営に対する補助金となっております。

次のページをお開きください。110ページです。

上から二つ目の枠になります。子ども・子育て支援事業（単独分）でございます。

主なものとしましては、やはり補助金になりますが、私立保育所等障がい児保育対策事業としまして、障がい児保育を実施している6園への補助金でございます。

その下の私立保育所等保育士増員配置事業は、保育士の加配を実施した14園への補助金となっております。

その次の保育所等施設整備事業でございます。

これは補助金としまして、私立保育所支援等整備事業として、市内の認定こども園が行ったゼロ歳児から2歳児の利用定員を拡大するための保育室改修工事に対する補助金でございます。

次の保育対策総合支援事業でございます。

こちらも補助金でございますが、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業とありますが、これらは保育士の負担軽減を図るために、補助職員の雇用に要した費用で、保育体制強化事業が4園、保育補助者雇上強化事業が5園実施しております。

その次の子育てサポート利用助成事業でございます。

NPOが行う一時預かり事業に関しまして、保護者負担の一部を市が助成しているものでございます。

その次のたつこの預かり保育利用助成事業でございます。

このうち扶助費ですが、一時保育事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業等を利用した児童の保護者に対しまして、利用金額の2分の1、年3万円を限度として助成しているものでございます。

次のこどもまつり開催事業でございます。

こどもまつりにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とさせていただきます。この中で、消耗品なのですが、来場者への景品としてコップを準備しておいたところなのですが、イベント中止に伴いまして、そのコップにつきましては、市内の幼稚園、保育園等の年長児に卒園記念としてプレゼントしたところでございます。

次に、たつこの子育て応援の店設置促進事業です。

この役務費につきましては、たつこの子育て応援の店設置店への通信運搬費となっております。

一番下の高等職業訓練促進費等事業です。

これはひとり親世帯の親が看護師や介護福祉士などの資格取得のため、養成機関に通う場合に支給する補助金でございます。昨年度は1人に支給しております。

次のページをお開きください。112ページです。

上から二つ目の枠になります。保育士等支援事業でございます。

このうち主なものを申し上げますと、貸付金ですが、同じく保育士の確保のために実施しております保育士等修学資金貸付事業で、月額5万円で2年間修学資金を貸し付けするものでございます。

その下の障がい児施設給付事業でございます。

この扶助費でございますが、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児が通所する施設への給付金でございます。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯に対する市の単独事業として昨年度実施しました。対象者1人当たり3万円、611人分を支給したところ  
です。

その次の子育て世帯臨時特別給付金給付事業でございます。

これは国の10分の10の補助事業でございますが、児童手当を受けている世帯に児童1人当たり1万円を支給したものでございます。委託料につきましては、給付金のシステム構築費用でございます。補助金は、5,242世帯、8,791人分を支給したところ  
です。

その次のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業（補助分）でございます。

これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯に対する国10分の10の補助事業でございます。令和2年7月に基本給付として1世帯当たり5万円、追加給付費として第2子以降1人当たり3万円について、1,480世帯に6,656万円を支給いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の各種影響がまだ続いている状況に伴い、国から令和2年12月に再支給の要請を受け、基本給付及び追加給付につきまして、1,031世帯、4,411万円を支給したところ  
です。

一番下の児童手当支給事業でございます。

次のページをお開きください。114ページになります。

こちら、児童手当につきましては、3歳未満の児童が月額1万5,000円、3歳以上中学生までが1万円から1万5,000円、所得制限限度額を超えている場合は月額5,000円の支給となっております。

その次の在宅心身障がい児介護事業でございます。

障がい児を養育している保護者に対して支給する在宅心身障がい児福祉手当に係る費用でございます。令和3年3月時点で142人が対象となっております。

二つ飛びまして、公立保育所管理運営費でございます。



これは八原保育所の管理運営経費でございます。主なものを申し上げますと、委託料の給食調理業務でございますが、これは令和2年4月から保育所へ提供する給食の調理業務を民間事業者へ委託したものでございます。

次のページをお開きください。116ページでございます。

工事請負費につきましては、老朽化に伴いテラスの改修工事を行っております。

その次の多子世帯保育料軽減事業でございます。

これは多子世帯の負担軽減を目的に、3歳未満児の保育料について、国よりも対象となる所得限度額を引き上げて、第2子の保育料を半額に軽減し、また第3子以降の保育料を無償化するものでございます。対象となったのは、第2子の3歳未満児が35人、第3子以降の3歳未満児が60人の合計95人となっております。

それから二つ飛んで、一番下になります。生活保護適正実施推進事業でございます。

ここで役務費でございますが、保護決定通知等の郵送料及び国保連等に対する審査支払手数料の経費です。

次のページをお開きください。

委託料につきましては、レセプト点検及び生活保護システム改修に係る経費でございます。

なお、事業費全体としましては、主に生活保護相談員及び被保護者就労支援の人件費が会計年度任用職員給与費（生活保護）として別計上された結果、前年と比較しますと60.1%ほど減となっております。

その下の生活保護扶助費でございます。

まず、令和2年度の生活保護世帯の状況ですが、659世帯、768人、保護率としましては10.1パーミルとなっております。前年度比で比較しますと、18世帯、20人の増となっており、保護率は0.3ポイントの増となっているところです。

このうち扶助費を前年度と比較してみますと、ほぼ前年度並みとなっておりますが、扶助費別としますと、生活扶助費が約474万円、葬祭扶助費が約124万円と増加している一方、医療扶助費が604万円、介護扶助費が216万円減少している状況でございます。

次の災害援護事業でございます。

このうち償還金でございますが、これは東日本大震災に係る災害援護資金の市への償還金のうち、元金を県に償還するものでございます。定時償還が5件分となっております。

#### 岡田健康づくり推進部長

その三つ下になります。まず、ここから款が衛生費になります。

保健衛生総務費の人件費を飛ばしまして、一番下、保健衛生事務費になります。

次のページをお開きください。

健康づくり推進協議会委員の報酬、健康管理システムの修正委託料、献血推進協議会への補助金、医師会及び歯科医師会への健康相談事業交付金などとなっております。前年比で25%減です。

その下です。医療対策事業です。

休日緊急診療に対する委託費用や当番医の医師賠償保険の加入費用です。負担金は、病院群輪番制及び小児救急輪番制の取りまとめの監事市でなくなったため、前年より大幅減となっております。

その下です。健幸づくり推進事業です。

てくてくロードの管理経費等を計上しております。

一つ飛ばしまして、一番下、まいん「健幸」サポートセンター管理運営費です。

施設管理運営に係る経費となっております。健幸講座開催委託料は、コース型や単発型講座委託料のうち、65歳未満利用者分10%を一般会計で計上しております。開設初年度の前年度は、多額の備品購入費などがありましたが、その分が大幅に減となっております。

次のページをお願いいたします。

健幸マイレージ事業です。

報償費はポイント交換に伴うインセンティブ商品の購入、需用費は事業啓発に係る費用、委託料は商品管理、発送に係る費用、使用料及び賃借料はシステム利用料です。会計年度任用職員を別事業としたため、前年比大幅減となっております。

その下の事業です。成人保健事業です。

主に歯周疾患検診に係る通知費用や歯科医師会への委託費用です。こちらも会計年度任用職員を別事業としたため、大幅減となっております。

その下、食生活改善推進事業です。

食生活改善推進協議会の職域普及活動に係る委託費用です。活動の見直しなどにより、前年比大幅減となっております。

その下、がん検診事業です。

結核、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん検診に係る事務経費です。受診者が新型コロナウイルス感染症の流行により減少し、前年比30%減となっております。

その下、婦人科検診事業です。

子宮頸がん、乳がん検診、骨粗鬆症検診に係る事務経費です。同じく受診者が新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、前年比7.8%減となっております。

次のページをお願いいたします。

生活習慣病健康診査等事業です。

18歳から39歳の健康診査や肝炎ウイルス検診、生活保護受給者の健康診査の経費です。新型コロナウイルス感染症の予防のため、完全予約制の検診等としたことによりまして、前年比より53%減となっております。

その下です。母子保健事業。

母子健康手帳交付に係る事務経費、きずなメール、電子母子手帳「たつのこたち」の配信に係る経費です。

その下、乳幼児健康診査等事業です。

3～4か月児健診，股関節検診，1歳6か月健診などの各種健診に係る医師報酬及び3から7か月児健診と8から11か月児健診の医療機関への委託料などです。幼児歯科健診を医療機関へ委託したことによりまして，委託料は前年比68%増となっております。

一番下になります。妊産婦健康診査等事業です。

次のページをお願いいたします。

委託料として妊婦健康診査14回分，産後2週間及び産後1か月の産婦健康診査，また産後ケア事業は医療機関と委託契約を結び，産後鬱予防のための宿泊型，日帰り型サービスを実施しております。扶助費はマタニティータクシー利用助成金や不妊治療助成金，不育症治療費助成金です。妊婦の減少と出生数の減少によりまして，前年比20%減です。

その下です。子育て相談事業です。

発達指導員，育児支援相談員の報酬を報償費に組み替えています。会計年度任用職員を別事業としたため，前年比大幅減です。

その下です。養育医療給付事業です。

指定医療機関で入院治療が必要となった乳児の医療費自己負担の一部を助成する事業経費です。扶助費は前年比で約2.0%の減となりました。償還金は令和元年度の国庫負担金の精算による返還金です。

#### 清宮福祉部長

その下の精神・難病保健福祉対策事業でございます。

主なものとしましては，扶助費でございますが，難病患者福祉見舞金，これが1人2万円で469名分となっております。

その下の地域自殺対策強化事業でございます。

需要費の消耗品費でございますが，5種類の自殺対策普及啓発用パンフレット作成の費用でございます。パンフレットは，市内中学校の全生徒と市内小・中学校の全先生及び一般市民の方に配付をしたものでございます。

#### 岡田健康づくり推進部長

その下です。疾病予防費です。

全国市長会の予防接種事故賠償保険料などとなっております。令和2年度はコロナ関連の対策費を別事業としたため，前年比で大幅減となっております。

その下，小児予防接種事業です。

四種混合，不活化ポリオなど各種ワクチンの購入費，四種混合，ヒブ，小児用肺炎球菌，日本脳炎等A類予防接種，おたふく風邪，小児インフル，ロタウイルス等任意予防接種委託料が主なものです。

コロナ禍の中でも，定期予防接種の受診率は下がっておらず，前年度並みとなっております。

次のページをお願いいたします。

成人予防接種事業です。

大人の風疹A類予防接種委託料，高齢者インフルエンザ，成人用肺炎球菌B類予防接種委託料が主なものです。新型コロナウイルス感染症の流行により，高齢者インフルエンザの接種率が65.3%と前年度より12.7%伸びたことによりまして，前年比で22%増となっております。

一つ飛ばしまして，新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費です。

こちら各課に事業がまたがっておりますので，所管部分を説明させていただきます。

需要費です。需要費のうち消耗品で，マスク，フェースシールド，手袋などで1,370万104円，印刷製本費では感染症リーフレット全戸配布をやりまして，その分で214万1,480円，医薬材料費，こちら，手指消毒液3,221本分で736万4,115円，役務費のうち通信運搬費が，妊婦に対するマスク送付などを行いまして，22万8,040円，委託料，感染症リーフレットの全戸ポスティングで123万6,291円です。

次のページをお願いいたします。

備品購入費のところになります。旧北文間小に設置の感染予防関連資材備蓄収納棚59万7,190円，負担金，補助及び交付金の補助金ですが，感染症対応協力支援事業として，龍ヶ崎市PCR検査センター立ち上げに対し，医師会に対して100万円，診療検査医療機関に対して，25医療機関に1,250万円を交付しております。

扶助費のほうは，昨年10月1日以降インフルエンザ予防接種を行った妊婦等への接種費用助成，妊婦71名，障がい者26名分となっております。

清宮福祉部長

続いて，福祉部所管について申し上げます。

130ページの備品購入費の下のほうになりますけれども，仮設トイレ（2基）（ふるさとふれあい公園）でございます。

これは老朽化した和式便座のトイレを撤去しまして，洋式便座の簡易トイレを設置しました。蓋つきにすることで飛沫の飛散を防止することができるようになりました。

それから，負担金，補助及び交付金の中の負担金でございます。相談窓口等応援事務費でございますが，これは新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う生活困窮者の支援の一環として，ゴールデンウィーク中の相談対応に伴う社協職員の時間外手当分でございます。

木村教育部長

それでは，教育委員会所管分です。

申し訳ございません。128ページに戻っていただいて、需要費、消耗品費のうち、約2,913万円を中央図書館における電子書籍1万3,463冊分の購入で支出をしております。

同じく下から2段目になります。委託料中11万円で、図書貸出しに係るシステムの拡充を図るため、図書館情報管理システム予約設定の変更を実施しております。

130ページ、次のページをお開きください。

備品購入費の中の非接触式温度検知器、これを1台、中央図書館に設置しております。

次に、またその下の紫外線を使って本を除菌し、本に風を当ててごみやほこり、臭いを取る書籍消毒機を購入、設置しております。

#### 岡田健康づくり推進部長

その下の事業です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。

報酬は、3月から採用した会計年度任用職員1名分となっております。

消耗品費は、集団接種会場で使用する感染症対策物品です。

印刷製本費は、65歳以上の高齢者への接種クーポン券の印刷となっております。

通信運搬費は、後納郵便料、手数料は集団接種会場設置に伴う診療所開設許可手数料です。

委託料は、65歳以上の高齢者の方への接種クーポン券等の封入・封緘委託、集団接種会場での受付事務等の運營業務委託、コールセンター設置に係る運營業務委託、集団接種会場の設営、撤去に係る業務委託、集団接種に従事する医師、看護師、薬剤師の派遣に係る委託、健康管理システムの修正委託です。

使用料及び賃借料は、ワクチン接種に係るLINEによる予約システムの使用料、カラー印刷複合機設置に係る賃借料となっております。

備品購入費は、集団接種会場及び課の新設に伴う必需備品となっております。

なお、歳入2,538万2,000円と歳出決算額との差額6万2,535円につきましては、本年10月の実績報告後に返還予定となっております。

136ページをお願いいたします。

中ほどです。保健センター管理運営費です。

保健センターの光熱水費、修繕料、施設清掃や警備、消防施設保守費用、土地借上料が主なものとなります。施設修繕費等の減により、前年比14%の減です。

#### 清宮福祉部長

続いて、141ページ、142ページをお開きください。

142ページが一番上になります。シルバー人材センター援助費でございます。

これにつきましては、龍ヶ崎市シルバー人材センターの運営に必要な補助金の支出が主なものとなっております。

続いて、181、182ページをお開きください。

石嶋委員長

休憩いたします。

午後 2 時10分再開いたします。

## 【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

木村教育部長。

木村教育部長

はじめに、先ほど学童保育利用者で、通常期900名、夏休み1,000名とぴったりの数字を申し上げたんですが、年間を通じてデコヒコありますので、ざっくりならしてということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、説明のほうに戻ります。179, 180ページをお開きください。

ここから款が教育費になりますので、よろしくお願いします。

一番下、教育委員会費です。

教育委員会の運営に関する予算となります。委員報酬が主な支出になりますが、平年ベースとなります。

次のページをお開きください。

中ほどになります。教育長給与費は人事課所管ですので、その下、教育長活動費になります。

教育長の業務の執行に関する予算で、コロナの影響もあり、交際費の支出が減ったことと、全国、関東の教育長協議会の会議が中止となったことから減額となっております。

一番下、学務事務費です。

教育総務課が担う義務教育に係る事務処理に関する予算で、会計年度任用職員給与費の予算組替えて、前年度比68%、358万5,000円程度の減額となっております。

次のページをお開きください。184ページになります。

児童生徒に係る重大事態調査委員会費です。

児童・生徒に係る重大事態調査委員会の運営に関する予算となります。8回の会議や聞き取り調査等における委員報酬となります。

その下、奨学生援護事業です。

給付型奨学金で、33名に支給しております。

その下、教育の日推進事業です。

11月5日が龍ヶ崎市教育の日、そして11月が教育月間と定め、令和2年度は作品募集で家族へのメッセージ、おうちでつくるおすすめメニュー、みんなに教えた龍

ケ崎市のいいところの三つのテーマについて作品募集などを実施しております。ただ、例年実施してきております小・中学校単位の取組については、コロナ禍にあつて、通常の授業を優先するというので、主立った取組には至りませんでした。

その下ですね。教育振興基金費、義務教育施設整備基金費は、利子相当分をそれぞれの基金へ積み立てるものです。

その下、新型コロナウイルス感染症緊急教育対策費です。

次のページにまたがります。

コロナ禍での安定した学校活動や保護者の支援等に係るもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の対象事業となります。

感染症対策として、マスク、消毒液、体温計、パネルパーテーションの購入、小・中学校手洗い水栓交換工事等、センターの間仕切り、空調機器整備工事、また学習支援としましては、休業中の学習サポート事業、電子黒板、デジタル教科書等の導入、また児童1人2,000円の図書カードの配付、保護者等の支援としましては、学校給食安定供給等に係る事業と修学旅行企画キャンセル料の助成などに支出しているところがございます。

次のページをお開きください。186ページになります。

中ほどになります。職員給与費（教育指導）です。

こちらは人事課所管ではなく、指導課所管となります。県から派遣いただいた指導主事5名分の人件費となります。

その下、学校指導費は、小・中学校に対する教育内容の指導、助言に関する予算となります。

その下、教職員研修費は、学校経営や教育研修、その他教育活動の充実に関する予算となります。コロナ禍であったため、研究授業は縮小となっております。

その下、障がい児教育支援費です。

特別な支援を要する児童・生徒の教育支援に関する予算で、主な支出は児童・生徒の学校生活上の介助に係る業務委託料となりますが、4月、5月の学校休業時分は、新型コロナウイルス感染症緊急教育対策費の委託費、特別支援、教育支援に組み替えたことにより、16%、877万3,000円程度の減額となっております。

次のページをお願いします。

語学指導事業です。

小・中学校における外国語指導、外国語活動に関する予算です。ALTの派遣に関する委託料が主な支出になります。

その下、学習充実支援事業ですが、県の事業として実施した夏休みにおける学びの広場サポーターに係る謝礼等の支出になります。なお、昨年度までの少人数指導及びチームティーチング指導に係る学習充実指導、非常勤講師の人件費を事務局費の会計年度任用職員給与費に組み替え、計上したことから、前年度比99%、2,906万円程度大きな減額となっております。

その下、就学前教育推進事業です。

こちらは幼児期教育と義務教育の円滑な接続を目的に、中学校区ごとに保育園、幼稚園、認定こども園と小学校が共同して研修会や交流会を行うための予算で、中学校区ごとに2万円を交付しております。平年ベースとなります。

その下、小中一貫教育推進事業です。

義務教育9年間の教育課程を編成し、小・中学校と地域社会が連携して系統的な学びを目指す龍ヶ崎市版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」を推進するための予算となります。実践研究に取り組む学校を減らしたこと、コロナの影響で十分な活動ができなかったことによって、79%、129万4,000円程度の減額となっております。

その下、子どもが主役！魅力ある学校づくり推進事業は、魅力ある学校づくりのため、児童・生徒を主役に、各学校の特色ある取組や確かな学力を育む取組、学校、家庭、地域、流通経済大学との連携による取組及び指定研究等の教職員の研修を通した教育活動を展開するための予算で、おおむね平年ベースとなります。

その下、副読本作成費です。

地域学習の有効な資料として活用する小学3・4年生向けの社会科副読本「わたしたちの龍ヶ崎」の作成費となります。4年ごとに更新で、前年度比皆増です。

一番下、教育センター管理費です。

次のページにまたがりませんが、減額要因として、用務嘱託員の人件費見合いの予算が会計年度任用職員給与費に組み替えされましたが、増額要因では、臨時的経費として、旧馴馬小体育館とプールの解体撤去工事を令和元年度実施完了したものの、事後の補償調査が未了のため、令和2年度に委託費の事後の補償調査分と工事請負費の竣工払い分を繰越し支出しております。前年度比37%、1,011万7,000円程度の増となっております。

次のページをお願いします。190ページになります。

二つ目の段になりますが、教育センター活動費です。

支援教育をはじめ、本市の教育全般の課題や各種教育に関する調査研究、教育関係資料及び情報の収集、提供、教育相談等を総合的に推進するための予算で、教育相談員8名、学校教育相談員1名分の人件費見合いの予算を会計年度任用職員給与費に組み替えたことにより、前年度比約97%と大幅に減額となっております。

その下、さわやか相談員派遣事業です。

児童、生徒の健全育成のため、市内小・中学校に龍の子さわやか相談員を派遣する事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で派遣数が若干減っていますので、その分が減額となっております。

その下、いじめ問題対策事業です。

いじめ防止対策推進法に基づく龍ヶ崎いじめ問題対策連絡協議会の運営及びいじめに関する相談等に関する予算となりますが、令和2年度は中学生を対象に、匿名でいじめの通報や相談を行うことができるSNSの通報相談アプリ「STOP i t」の運用に係る支出のみとなります。

その下、スクールライフサポーター配置事業です。



こちらにつきましては、歳入でもご説明しましたが、不登校の防止や解消のため、学校や家庭訪問を通して当該児童や保護者への助言、指導、相談等を行うスクールライフサポーターを配置するものです。県教育委員会からの10分の10の指定研究委託事業となります。

次のページをお願いします。

中ほど、小学校管理費となります。

こちらは、次のページ、194ページにまたがりませんが、小学校11校を適正に管理し、教育環境を良好に保つための予算となります。報酬で用務嘱託員人件費7名分見合いの予算を会計年度任用職員給与費に組み替えたことや、休業に伴う光熱水費の減額などにより、前年度比9%、1,543万9,000円程度の減額となっております。

94ページ中ほどになります。小学校教育振興費です。

小学校の教材備品、その他の物品等を適正に配備し、学習環境の充実を図るための予算となります。GIGAスクール構想対応端末の購入や、それに伴いますICT支援員の充実で、前年度比205%、1億9,880万6,000円程度の大幅な増額となっております。

その下、小学校読書活動推進事業です。

学校図書館の図書購入など、運営に関する予算となります。図書館司書、嘱託員11名分の人件費の会計年度任用職員給与費への移行により1,056万円程度の減額となっております。

その下、要保護・準要保護児童就学奨励費です。

修学旅行が中止になったことで、その支援に係る部分が減額となっております。

認定者数は、要保護10名、準要保護360名の計370名となります。

一番下、小学校施設整備事業です。

こちらは196ページにまたがりませんが、小学校の施設設備等の整備、改修等を計画的に行い、教育環境の整備、向上を図るための予算となります。GIGAスクール構想に関連した情報通信ネットワーク環境の整備に伴います実施設計及び工事費により伸長しております。

また、委託料のうち施設長寿命化計画策定は、継続期間を2年から3年に延長した上で、令和元年度で予定した完了払いを令和2年度に繰り越し、支出したことなどにより、前年比38%、6,640万6,000円程度の増額となっております。

次、196ページになります。

2段目になります。都市再生機構小学校償還金です。

五省協定に係る旧住宅・都市整備公団による立替え施工に係る償還金となります。

次に、一番下、中学校管理費です。

こちらは198ページにまたがりませんが、小学校同様、中学校6校を適正に管理し、教育環境を良好に保つための予算となります。用務嘱託員人件費見合いの予算を会計年度任用職員給与費に組み替えたこと、休業に伴う光熱水費が減額などにより、前年度比12%、1,032万2,000円程度の減額となっております。

198ページ中ほどになります。こちらも200ページまでまたがります。

中学校教育振興費です。

こちらも小学校同様、中学校の教材備品、その他の物品等を適正に配備し、学習環境の充実を図るための予算となり、英検受検への助成なども行っております。G I G Aスクール構想推進に向けてのG I G Aスクール用端末及び教師用指導書の購入などにより、前年度比187%、1億1,594万3,000円程度の大幅な増額となっております。

200ページをご覧ください。

中学校読書活動推進事業で、学校図書購入などの学校図書館の運営に関する予算です。こちらも小学校と同様、図書館司書、嘱託員6名分の人件費の会計年度任用職員給与費への移行に600万円程度の減額となっております。

その下、要保護・準要保護生徒就学奨励費です。

こちらも小学校同様、修学旅行が中止となったことで、その支出に係る分が減額となっております。認定者数は、要保護が8名、準要保護が225名の計233名となります。

その下、被災生徒就学援助事業です。

東日本大震災により被災し、経済的に就学が困難となった生徒の保護者に対して必要な援助を行うための予算となります。対象者は1名となります。

その下、中学校施設整備事業です。

中学校の施設整備等の改修等を計画的に行い、教育環境の整備、向上を図るための予算となります。令和2年度はG I G Aスクール構想関係の情報通信ネットワーク環境構築に係る支出が大きかったのですが、令和元年度に特別教室への空調機設置事業もあったこともあり、前年度比では7%、1,074万6,000円程度の減額となっております。

その下、都市再生機構中学校償還金です。

小学校同様、五省協定に係る旧住宅・都市整備公団による立替え施工に係る償還金となります。

#### 清宮福祉部長

その下の幼稚園振興助成事業でございます。

このうち補助金でございますが、私立幼稚園障がい児保育費は、1号認定を受けた障がい児を受け入れた8園に対し、障がい児1人当たり月額1万円の補助を行ったものでございます。

#### 木村教育部長

次のページ、202ページになります。

一番上、生涯学習事務費です。

生涯学習全般を担う社会教育委員に関する予算のほか、成人式に関する予算となります。令和元年度から繰り越された社会教育施設長寿命化策定業務が完了したことにより、前年度比357%、701万6,000円程度の増額となっております。

その下、青少年育成事業です。

青少年の健全育成及び非行防止に関する取組に対する予算となります。新型コロナウイルス感染症の影響で、青少年相談員パトロールが8月から中止になったこと、あいさつ・声かけ運動も中止になったことにより、前年度から39%、60万円程度の減額となっております。

その下、子育て学習事業です。

中学生以下の保護者を対象に、家庭教育や子育ての不安解消に資する事業を行うための予算で、本来であれば、子育てふれあいセミナーなどを開催し、保護者同士の交流を図りながら、家庭教育や子育ての不安を共有、解消するところですが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で事業が展開できなかったことにより、大幅な減額となっております。

その下、子どもの居場所づくり事業です。

次ページにもまたがります。龍ヶ岡公園たつのこやま管理棟を中心とした子どもの居場所づくり事業に関する予算となります。休館ですとか運営スタッフの削減により減額となっています。

同じページ、204ページの2段目になります。文化財保護費で、文化財保存及び活用、その他市民遺産等に関する予算となります。絹本著色十六羅漢像の複製画の制作などへの支出となっています。

その下、文化芸術普及事業です。

文化芸術の普及啓発に関する予算となりますが、文化芸術普及事業交付金を活用した事業が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となるなどで減額となっております。

その下、新型コロナウイルス感染症緊急文化芸術対策費です。

コロナ禍での文化団体の活動継続を応援するもので、文化協会加盟の39団体に一律3万円を支給しております。皆増です。

その1段飛ばした下になります。一番下になります。図書館管理運営費です。

中央図書館の管理運営に関する予算となります。指定管理に関する委託料が約9,300万円と支出の多くを占めますが、令和元年度でエレベーターの更新ですとか和室のフロア化などにより、工事請負費で前年度から約2,000万円の減額となっております。

次のページをお願いします。

歴史民俗資料館管理運営費です。

歴史民俗資料館の管理運営に関する予算となりますが、平成31年度から管理運営方式を直営化しておりますが、令和2年度はまちづくり文化財団からの出向職員を3名から2名に減らしたことにより、人件費相当の負担金が減額となっております。

その下、文化会館管理運営費です。

こちらにも次ページにまたがります。約9,400万円と、指定管理料が支出の多くを占めております。ただ、当初より臨時休館に伴う光熱水費の減額、文化自主事業の中止により指定管理料の一部を返還していただいております。また、工事請負費で大ホール天井の耐震改修とかLED化工事を実施した前年度から約6,800万円の減額となっております。

次のページをご覧ください。

岡田健康づくり推進部長

208ページです。

中ほどになります。保健体育総務費のほうになります。社会体育事務費です。

スポーツ推進協議会及びスポーツ推進計画審議会に要する経費です。令和2年度は体育施設長寿命化計画策定業務がありましたので、前年より大幅増となっております。

その下、体育振興活動費です。

体育協会やスポーツ少年団本部、レクリエーション協会などが主催する各種スポーツ大会や講習会などを行う経費です。オリンピック開催イヤーであった令和2年度は、東京大会に出場する本市出身選手に対して、出場特別奨励金制度を創設いたしまして、スポーツライミングで日本代表に決まった野口啓代選手に対し、オリンピック特別奨励金100万円を交付しております。2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で各種スポーツ大会等が中止になったことによりまして、スポーツ大会奨励金や交付金などが減額となりました。前年比62%減となっております。

次のページ、210ページをお願いいたします。

(仮称)龍ヶ崎マラソン大会開催費です。

令和3年5月9日に開催予定で準備を進めていたハーフマラソン大会に関する経費です。この経費は、大会実行委員会に交付金として支出しております。主な支出は、スタッフジャンパーの購入、交通規制チラシの作成などです。残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっております。

その三つ下の事業になります。新型コロナウイルス感染症緊急体育活動対策費です。コロナ禍の中、感染防止対策を取りつつ活動している団体などへの支援金です。

事業継続緊急支援事業は、休館等により施設利用料金が減収となった指定管理者のたつのこまちづくりパートナーズに対しまして300万円を交付しています。スポーツ団体等活動継続支援事業は、活動自粛等を余儀なくされた体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会に所属する団体などに1団体当たり3万円、計165万円を交付し、スポーツの活動継続を図るものです。

その下です。体育施設費です。総合運動公園等管理運営費です。

総合運動公園等管理運営、龍ヶ崎市総合体育館ほか13施設の指定管理に係る経費です。令和元年度で当初契約期間6年間で満了したため、再公募をした結果、引き続

きコナミスポーツ株式会社が代表企業で、4社の共同企業体であるたつのこまちづくりパートナーズと指定管理協定を締結しております。工事請負費は、たつのこアリーナ設備改修工事のほか、龍ヶ岡公園テニスコート簡易トイレ設置工事、監視カメラ設置工事などを実施しております。

次のページをお願いいたします。

旧北文間小学校転用事業です。

こちらは令和2年度新規事業です。平成29年3月31日に廃校となった旧北文間小学校の体育館、第4期校舎、グラウンドを活用してスポーツ健康施設として整備するものです。令和2年度は体育館のトイレ、倉庫、照明、玄関スロープなどの改修工事を実施しております。

備品購入費は、体育館カーテン、卓球台、フットサルゴール、バドミントン支柱などの購入費です。体育館とグラウンドは、令和3年4月より指定管理者による運用を開始しております。

その下です。総合運動公園リニューアル事業です。

前年度繰越事業により、たつのこアリーナ屋外流水プール改修工事を実施したものです。工事内容は、屋外流水プールの底板の新設、プール浴槽部の塗装、プールサイド遮熱シート改修などです。工事は完了し、令和2年7月4日よりリニューアルオープンしております。工事請負費の減により、前年比78%の減となっております。

木村教育部長

そのページの一番下になります。次のページにもまたがります。学校給食運営費です。

学校給食の調理提供に関する予算となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業措置等を反映して、賄材料費が大きく減額となっており、全体では前年度比10%、4,651万5,000円程度の減額となっております。

214ページの中ほど、下になります。

歳出最後になります。新学校給食センター建設事業です。

委託費として、デザインビルド方式による業者選定契約支援業務と基本設計の前払い金を支出しております。

以上、文教福祉委員会所管の令和2年度決算の説明となります。

石嶋委員長

これより質疑に入ります。

はじめに、通常どおり文教福祉委員会所属委員から口頭により質疑を行いますので、執行部から答弁をお願いいたします。その後、文教福祉委員会所属以外の議員から書面質疑通告書が提出されておりますので、一覧表に基づき、議員ごとに私が指名いたしますので、執行部から答弁をお願いいたします。

それでは、質疑などありませんか。

岡部委員。

岡部委員

決算書の122ページの、事業が何事業かにまたがるんですが、成人保健事業、歯周疾患検診ですとか、がん検診事業、婦人科検診事業、これら受診者が減少していると説明がありましたが、特に減少が多そうながん検診事業で聞いてみたいと思いますが、前年と比べてどのぐらい落ちているのかお聞かせください。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

がん検診の受診減少率についてお答えします。

肺がん検診38%減、胃がん検診30%減、前立腺がん検診33%減、大腸がん検診28%減となっております。

以上です。

石嶋委員長

岡部委員。

岡部委員

約3割落ち込んでいるというところで、この事業は、節目の年齢で通知か何かやって、金額を無料化するなり、補助するなりという事業だと思うんですが、やはりコロナの影響で、自粛して、受診を控えている方が令和2年度に関しては多かったのかなと思いますので、節目の年齢などに関しては、見直しも検討したほうがいいのかなと、受診が大きく落ち込んでいるようなものに関しては、見直しも検討してはいかがかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

コロナ禍において、がん検診の中では、特に胃がん検診が大きく減少しています。特にがん検診の医療機関検診が非常にコロナ感染と密接に関連しているので、現在、40歳で無料で受けられるリスク検査等も医療機関に導入しているんですが、そういった制度の拡充とか、年齢についても引き続き検討していきたいと思います。

石嶋委員長

岡部委員。

岡部委員

検討していくということで、事業としては受診するきっかけづくりとして、いい事業だと思いますので、コロナの今後の状況も見極めながらになるとは思いますが、よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

決算書91, 92から93, 94ページにかけての生活困窮者自立支援事業の委託料の学習支援事業と居場所づくり支援事業のところですが、主要施策の成果報告書では51ページになります。

こちら令和2年度、コロナの影響がある事業かなと思うんですが、実際の状況についてお聞かせください。

石嶋委員長

下沼生活支援課長。

下沼生活支援課長

子ども食堂、無料塾とも、昨年、緊急事態宣言が発出された影響等もありまして、人数としましては若干減っている状況です。

ただ、そのフォローとしまして、参考ではございますけれども、成果報告書のほうにも記載していますが、学習支援事業、いわゆる無料塾のほうでは、自宅学習を基本としたプリント配付等の対応を行った。居場所づくり、こちらは子ども食堂ですが、こちらについては夕食の宅配等で対応をしております。最終的には、前年度の登録利用延べ人数を上回るという結果にはなっておりませんでした。

以上です。

石嶋委員長

岡部委員。

岡部委員

利用人数は上回っていなかったとご答弁いただきました。

コロナ感染防止というところで、学習支援事業に関してはプリント配付、子ども食堂に関しては宅配等の対応ということで、いろいろ工夫されてやられているのかなと思います。この成果報告書を見ると、今後の方向性で継続となっておりますが、特にこういう緊急事態中には影響を受けやすいところでもあるのかなと思います。ぜひ、継続、もちろんNPO法人のほうでいろいろ連携取りながらやられていると思うんですが、積極的に拡充していく事業なのかなと考えます。

令和2年度に関しても、特に子育てとか教育関係、GIGAスクール構想をはじめとした環境整備など、かなり子育て環境日本一というところを意識した決算になっていると思います。評価しているところでもあります。本当に困っている、特に子どもたちはなかなか、機会の平等というところは、絶対これは必要な事業だと思いますので、市のほうでも積極的に拡充する方向で取組を続けていただきたいなというところで、お願いします。

昨日、茨城新聞の記事で見たんですが、つくばのほうの新たな取組で、食品検査会社と連携をして、全国の顧客約8,000社から食品の寄附を受けてという取組をこれから始めるという記事を見ました。各地のモデルケースになればと書かれてありますので、ぜひ、子ども食堂などに関しても、いろいろパターンですね。

龍ヶ崎もクラウドファンディングの活用をしたりですとか、いろいろ取り組んでいるのは存じておりますが、組み合わせ、例えばふるさと納税との組み合わせであったり、連携することで、恐らく寄附したい人も、こういう事業を知っていればたくさんいると思いますし、その辺、工夫しながら、龍ヶ崎市でも研究して、積極的な拡充を行っていただきたいと思います。

特に、今回、コロナ関連で、いろいろな事業がありますが、本当に困っている人に対する支援というのを積極的に優先的に迅速に行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私からの質疑、要望は以上です。

石嶋委員長

ほかにありませんか。

大野委員。

大野委員

決算書106ページで、成果報告書は9ページ、駅前こどもステーションの運営ですけども、成果報告書にバス2台増便して利便性を図ったが、コストが増大したとあります。コストが増大したことによって、今後、コスト削減もしくは財源確保の検討を行う必要があるということで、どのくらいコストが増えたのか、バスを増便して利便性を図ったところを、またコスト削減を検討していくということで、それはまたバスを減らしていくのか、その検討の平衡性をお聞きしたいと思います。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。



令和元年度からバスを1台から2台に増便を行いました。当初の利用想定が20名相当で検討していたところですが、バスの乗車時間が非常に長くなったり、お子さんの長時間の乗車時間の解消ですとか、あと利用者増の対応を目的にして、バスを2台に増便した経緯がございます。それに伴いまして、バスの運転手代や維持管理費でほぼ令和2年度は倍増といった形で、コストがかなりかさんでまいりました。

実際にコストを低減に向けては、利用者が30名に対しまして二千数百万円、コストがかかり過ぎるだろうということで、昨年度の委員会におきましてもご指摘をいただいたところです。

今年度につきまして、まだ決定ではないんですけれども、コストをどのような形で削減していくかといった検討を、今、課内で行っております。

内容としましては、当初の利用想定20名程度、バス1台、コストだけということと考えますと、突然何らかの条件をつけて利用されている方を切るというのは、混乱を生じますので、まず第1案としましては、通園している園で早朝保育や夕方の延長保育を実際にやっていらっしゃる園に通われている保護者様とお子さんがいらっしゃいます。本来ですと、そういった保育サービスがないからということで、この送迎ステーションをご利用いただくのが成り立ちだと思うんですけれども、実際通われている園で、そういった利用ができるにもかかわらず、利用料を比較して、市のサービスを利用していらっしゃるケースが実際にごございます。そういった方につきましては、まず園の保育サービスを利用していただくことで、利用数を若干減らしていく取組をしていきたいと考えております。

また、これは実際、望ましいかどうか分からないんですが、当初は保護者の通勤手段をJR利用者としてかなり多めに見込んでいたんですけれども、実際、運営が始まりましたら、車とJRがほぼ半々という状況です。これを通勤条件をJR利用者のみとするのも一案かと思うんですが、実際にご夫婦で自家用車で通勤されていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういったところは、慎重に検討していきながら、利用数を段階的に減らしていくような方法で今のところ検討はしているところです。

以上になります。

石嶋委員長

大野委員。

大野委員

当初目的が、JRを利用している父兄の方が利用できるということで承知していたんですけれども、今現在、車を利用する方と半々ということで、そうなんだなって。

でも、30名の園児が利用してくださっている中で、急にバスを減らしたり、せっかく利用してくださっている、車であっても利用されている方を減らしていく条件をつくって、もう一回周知していくということは大変かと思うんですけれども、コストの

面で、かなりかかっているということなので、その点、検討を重ねていく中で、一番いい形に、方向性になっていくようによろしくお願いいたします。

次、成果報告書の13ページです。この内容の中に、子ども家庭総合支援室についてなんですけれども、令和2年4月に開設をしたということで、専門性を持った職員の方、資格を持っている方だと思うんですけれども、どのような専門性を持った方が、また具体的に支援の仕方、内容を教えていただきたいと思えます。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず、専門性を持った資格ということなんですけれども、教員免許を取得している者が家庭児童相談員3名おります。また、そのうちの2名につきましては、子ども家庭総合支援室前から20年、この業務一筋に携わっている職員をそのまま継続配置しております。今回、室を設置したことにより、さらに1名、教員免許を持っている家庭児童相談員を1名雇用して、相談員3名体制で今、執り行っております。

続きまして、支援の方法ということですが、虐待とかそういった内容のご相談や通告を受けた際には、室内で緊急受理会議というものを開きます。その中で、重要度を検討して、特に重度のものにつきましては、児相さんと同様、48時間以内に家庭のほうの訪問を行っております。

また家庭訪問した際には、家庭の状況やお子さんの例えば心身の状況、調査のほうを行いまして、緊急性を要する場合につきましては、警察やまた児童相談所と連携して、状況によっては、児相さんのほうに一時保護という形の送致を行うケースが実際にございます。

また、中度、軽度によるもの、例えば養護に関する相談とかで、お子さんに関する接し方が分からないとか、そういったことで虐待に至ってしまうケースにつきましては、子育ての方法ですとか、丁寧に説明していくことで、短期にケースが終結するなんていう場合も実際にございます。

以上でございます。

石嶋委員長

大野委員。

大野委員

そういう経験のある方が相談員となって、また1名増えてということで、体制の中ではすごく厚く対応してくださっているかと思うんですけれども、要保護児童の家庭の中に入っていきって、とても難しいことだと思うんですけれども、ご近所だったり、

他の方からの通報だったり，園児本人からはないかなとは思いますが，今までの経緯は，ほとんど外部からの通報だったのでしょうか。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

まず，相談の出どころですが，多岐にわたっております。具体的に例を言いますと，全体で虐待に関する相談につきましては，令和2年度中80件ございました。そのうちの29件につきましては，児童相談所から行ってくださいといった形のご相談になります。また，その他多いケースとしましては，警察署，幼稚園，保育所，あと小・中学校ですね，そういったところからご相談が非常に多くて，実際に隣人，知人につきましては，80件中9件から通告いただいているところです。

以上です。

石嶋委員長

大野委員。

大野委員

多岐にわたって相談の出どころが違うということで，なかなかご近所，子ども，ご家庭の中の様子が分かるという時代ではないので，これを聞いて，よく分かりました。

本当にとっても大事な部分ですので，よりよい体制の中で子どもを守っていくところで，よろしく願いいたします。

続きまして，隣の成果報告書の14ページで，子育て世代包括支援センターの取組の実績とあります。この中で，この要支援妊婦，支援をしなければいけない妊婦の計画立案数が110件となっております。この要支援妊婦というのは，妊婦さんから実際相談を受けて，この計画を立てていくのでしょうか。

あと，その下の欄に生後1か月以内の母親への電話等の支援が319件，赤ちゃん訪問時に産後状況質問票にて産後鬱が疑われ，支援した件数が12件ということで，この赤ちゃん訪問をして，産後状況を質問票に書いてもらおうと思うんですけども，この訪問して書いてもらった件数に対して，産後鬱の疑いがある12件の支援をどのようにされたのか，内容をお聞かせください。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

はじめに、要支援妊婦の選定についてお答えいたします。

まず、計画立案が必要な妊婦は、当市の健康増進課とこども家庭課でつくりました支援の基準がありまして、その基準によって要支援妊婦を選定しております。

タイミング的には、妊娠届出時の聞き取りなどで要支援妊婦を選定していくんですが、リスク基準の中には、子どもの頃に虐待を受けた妊婦などもおりますので、そうしたところは福祉部門との連携の中、選定をしていくようになります。

110件の内訳としては、ひとり親であったり、精神疾患をお持ちの方、未婚の母、外国人などが110件の内訳となっております。

次の産後の状況質問票についてですが、306人、お生まれになった赤ちゃんのお母さま全員に質問票を書きいただいているんですが、鬱が疑われた方については、継続的な電話フォローや赤ちゃん訪問も複数回訪問をしながら、鬱のほうを改善していると伺っています。

以上です。

石嶋委員長

大野委員。

大野委員

分かりました。

要支援の選定の仕方が内容をお聞きして、幼児期に虐待を受けた方とか、ひとり親だったり、一人ではお産していくのが精神的にも本当に心細いし、支えていかなきゃいけない妊婦さんにとって、本当大事なことだなんて、今お聞きして思いました。

今、産後鬱も結構多くて、鬱状態も一時期なものなので、でもそこを引きずってしまう、1人目なのか、2人目なのか、3人目なのか、産後鬱のお母さん方も支援がとても必要だなという点がちょっとありまして、どのような内容をしてくださっているのかなと思ってお聞きしたんですけれども、何回も電話や、また訪問で支援してくださっているということだったので、本当に安心しました。

どのような状態の方であっても、赤ちゃんを産んで、また健全に育てていくということがとても大事ですので、引き続き支援のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

この同じページに妊娠期から関わることで、信頼関係が築くことができ、出産後も相談に結びつきやすくなり、効果的であると効率性のところに書いてあるんですけれども、今、言い方も変わってきているので、母子保健コーディネーターと子育て支援コンシェルジュ、この役割の違いと、同じ方が関わってくださると、すごく心強いと思うんですけれども、担当者の方は必ず同じじゃないと思うんですけれども、同じ方が携わっていつているんでしょうか。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

はじめに、母子保健コーディネーターについてお答えします。

母子保健コーディネーターは、2人おりました、1人目を保健師が対応し、赤ちゃんの様子などお聞きをしております。もう一人が助産師の資格を持っており、こちらのほうは第2子のコーディネートをしているところです。

子育て支援コンシェルジュに関しては、職種としては保育士などが挙げられるんですが、同じ方が関わっているかについては、現在、健康増進課に配属はしていないので、答えのほうは差し控えさせていただきます。

以上です。

石嶋委員長

大野委員。

大野委員

手厚く切れ目のない支援をしてくださっている細やかさとか、とても素晴らしいなと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

最後に、決算書の126ページ、小児予防接種事業の予防接種なんですけれども、この中に子宮頸がんワクチンが入っていると思うんですけれども、当市においても、この子宮頸がんワクチンが始まったときに、学校で父兄のほうにチラシが配られ、このワクチンを中学生から高校1年生、奨励されて受けた方がたくさんいらっしゃって、その後、通知が来なくなった経緯があって、知らせがなくても、この子宮頸がんワクチンを受けていた方もいたのかなとは思っているんですけれども、最近になって、一般質問でも山宮議員のほうからあり、通知がされるようになって増えたという経緯は分かるんですけれども、通知がいったときの数は分かるかどうか分かりませんが、通知がないときと、またさらに通知を受けてワクチンを受けられた方の数、実際うちの長女のときは通知が来たので受けたんですけれども、次女のときは通知がなかったので、お母さん方の中でも全く話題がなく、ワクチン自体を知らないで受けられなかったという経緯があって、多分受けたお子さんがその後副反応で、そういうことがあって、通知はしないようにしようということになったと思うんですけれども、どのような文言で通知の内容を作ったのかと、今回一般質問があって、お知らせしようと思ったと思うんですけれども、その前にそういう話題は起きなかったのか、よろしくお願ひします。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

子宮頸がんについてですが、小学校6年生から高校1年生に相当する女子が約1年間の間に3回接種しなければならないワクチンとなっています。

ご質問の平成25年、積極的勧奨を控えた初年度から平成31年、令和元年度までは、1年に10人前後で推移しておりましたが、定例会等でご意見もいただきながら、勧奨通知をしまして、令和2年度は177人と、前年度から164人接種者が伸びております。

通知の内容につきましては、改めて子宮頸がんワクチンは定期予防接種であることや、副反応の理解を趣旨とした周知文を送付しております。

積極的勧奨を控えていた期間も、健康増進課内で勧奨をするかしないかは議論してきたところですが、子宮頸がんについては、数年後に積極的勧奨が再開されるという動きも入手していたりする中で、動向を見ながらということで、令和2年度までは通知をしないで、様子を見てきたところです。

直近では、来年は10月前後、子宮頸がんの積極的勧奨がまた再開される動きも高まっているところなので、増進課としても、引き続き医療機関に予診票を設置するなど、市民の利便性を図りながら、正しい知識の普及に努め、勧奨していきたいと思っております。

以上です。

石嶋委員長

大野委員。

大野委員

国の動向を見て、積極的にワクチン接種を行っていくのが10月頃になるということで、最初に子宮頸がんワクチンが受けられるということで、本当にすごいなと思って、同時に積極的に通知が来なくなったことによって、知っていれば打ちたいって思われる親御さん、お子さんに打っていくことがされなかった。その期間しか打てないものなので、打つ打たないは、リスクがあったとしても、親御さんが考えることであって、それをこちら側が伝えていくということは大事なんじゃないかなということは長年思っておりまして、なので今回、164人伸びて177人の方がワクチン接種を受けられたということで、よかったなと思うんですけども、また予診票もつけて、チラシも配付していくということですので、その点、選ぶ側が考えることであり、またそれをお知らせすることは命を守るということで、大事なことですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

石嶋委員長

休憩いたします。

午後3時30分再開の予定であります。

【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質問ございませんか。

山村委員。

山村委員

簡潔に長くならないようにさせていただきます。

成果報告書の27ページの龍・流連携事業のボランティア学生派遣事業のところですが、ここの中で、流通経済大学の学生さんが小学校の運動会に協力してくださっているというお話は知っていて、直接関係はないんですけども、なぜ流通経済大学だけなのかなというのがありました。

以前知り合いのお母さんから相談されまして、子どもが小学校で修学旅行に行きたいけれども、その付添いに行けなくて、阿見の県立医療大に直接お話をし、お母さんと向こう側との間は了承されたけれども、市のほうにお話をしたら、却下されてしまったと、想像つくと思うんですけども、県立医療大とも連携をするというのはありなのかなと思うんですね。修学旅行と一緒に付き添ってもらおうというのを考えまして、流通経済大学だけではなくて、阿見の県立医療大、ほかの大学でもいいんですけども、そこに専門知識を持った方々がいて、県立医療大は理学療法士とか作業療法士、優秀な学校なのは分かっているんですけども、もしかすると、そこから何か得るものがありますし、学生さんも得るものがあるかと思うんですけども、これに関して、ご見解をお聞かせいただけたらと思います。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

お答えいたします。

まず、現在の龍・流連携の状況です。

委員が今おっしゃったように、子どもたち、先生方、流通経済大学の学生が学校に来校して、運動会の手伝いばかりではなく、AEDの使い方の講習会であったり、保護者に教えていただくこともあります。

そのような交流の機会を本当に楽しみにしていたんですが、コロナの状況で、現在できておりません。今後、できるような状態になれば、できるような体制で子どもたちに少しでも勉強になるような形で実施をしたいと考えております。

県立医療大等々、ほかの大学につきましては、今後必要かどうかの検討をしないといけないところはあります。現在、近くの大学だということで、学生の行き来もすごく便利であるということ、大学教授との打合せも簡単にできるということ等のメリッ

トがあって、現在、流通経済大学を連携の柱にはしているんですけども、今後検討をしてみたいとは思っています。

以上です。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

きっかけとして、そういうお話があったということ念頭に置いていただいて、検討していただければと思います。

続いての質問なんですけれども、同じく成果報告書の42ページで、こちらの内容に関して、GIGAスクールのICT関係ですけれども、今現在、1人1台端末も準備されていて、支援員さんも増えたかどうかよく分からないんですけれども、今現在の状況ってどんな状況ですか。

特に、今、リモートも始まっていて、学校の先生たちの教育も別途行われているとも伺っているし、いろいろな問題が解決されて進んでいるのかなと思うんですけれども、これに関して、お聞かせください。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

お答えいたします。

まず、ICTの状況ですけれども、昨年度当初から本市では龍の子人づくり学習というのをスタートいたしました。ただ、急速にICTの整備が整ったものですから、実はざっくりとしたICTのほうの指標はつくってあったんですね。そこを詳しく今年度改定をして、先生方と子どもたちと周知をしていたところです。

簡単にお話しすると、小学校1年生、2年生は慣れる、覚える、ここを中心として、自分一人でログインできるとか、クラスルームというのがクロームブックであるんですけれども、クラスルームを活用した課題を送ったり、もらったりということができるとか、特に1年生、2年生は、音声入力であるとか、タッチパネルを操作できるとか、そういうことを指標に入れてあります。

3、4年生では、ドキュメントシート、ワード、皆さんがお分かりになるアプリで言うと、ワードやエクセル、パワーポイントなどが起動できたり、使えたりというところで計画をしていました。

5、6年生、中学校1年生で、そのアプリに関しては充実して使えるように、あとはジャムボードというのがあるんですけれども、それで意見交換をしっかりする。



中学校2年生、3年生になると、必要なアプリを自分で選択をしたり、それから自分の考えが分かりやすく相手に伝わるように、ドキュメントシート、ワードやエクセルを使ってそういう加工ができる、プレゼンができるというところを大体の指標にして、今年度スタートしたところです。

ただ、突然このような状態になってしまいましたので、現在、本市のリモート学習行っておりますが、リモート学習をどれくらいできるのかというところは、配る前に調査をかけました。自宅でWi-Fi環境があるというお宅、小学校は2,552軒、中学校は1,712軒、小学校の割合で言うと95.9%、中学校は98.5%、今回の延長を機に、急にWi-Fi環境を整えたお宅もあると聞いております。ただ、現在のところ、市全体では96.9%のご家庭でWi-Fi環境が整ってきたというところになっております。その環境の中で、どれだけリモート学習ができていくかというところ、現在、突然こういうことが始まったので、皆さんがイメージする画面の向こうに子どもたちがいて、先生がこっち側にいて、やり取りをしながら授業を進める双方向型の授業だけではなく、教材コンテンツが載っているサイトを紹介しながら、それを基に学習を進めるオンデマンド学習、それから昔、有名予備校などで行っていた授業風景をそのまま配信するだけのライブ配信、それから昔ながらのプリントやドリル学習、これを組み合わせたハイブリッド学習を現在進めているところです。

まだ先生方も9月から初めてオンライン授業というか、リモート学習をやったという先生がほとんどですので、失敗も重ねながら、スムーズにできるように毎日行っているところです。

現在の子どもの状況で言うと、朝の会と帰りの会は双方向でやり取りをするように学校にお願いをしており、そのときの回線の状況であったり、いろいろな条件で、今日はできなかったという例もあると聞いてはいます。

それから、午前中に3回リモート学習を行うんですが、その中で、最低1時間は双方向まではいかなくても、ライブ配信でやり取りをしながら授業ができるといいですねと挑戦をしてもらっている段階です。

来週以降、延長になりましたので、先日校長先生方にもう少し数を増やしていただけないでしょうかと、今、努力をさせていただいているところです。

現在の状況は以上です。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

詳しくありがとうございます。

石嶋委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

I C T支援員の部分についてお答えさせていただきます。

令和2年度は、延べ7人で月2回ほど学校を周ってもらっていました。令和3年度におきましては、端末等が1人1台ということになりましたので、同じく7人で月4回学校1校当たり周ってもらっているようになっております。

以上でございます。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

I C T支援員は、私も昔、一般質問で言いましたけれども、子どもたちがこれからゼロのところから覚えていくところに重要な方たちだと思うんで、資質も見極めながらやっていっていただきたいと思います。

実は、私の娘も中学を卒業し、高校に行って、高校の中でこのオンライン授業を始めていて、どういう使い方をしているのかをよく見ているんですけども、龍ヶ崎はクラウド型のクロームブックを採用しているんですけども、娘の学校でも、自分のパソコンの紙面は使わずに、全部クラウド型のやり方でやっていて、先ほどあったクラスルームで情報を先生とやり取りしていたり、オンデマンドの授業も一緒に組み込んだりしてという状況です。

何が言いたいかというと、中学校3年生の時点で、次の高校のステップに行くときには、そのレベルに大きな差があってはいけないと思っていて、中学3年生で到達すべきポイント、レベルはどこまでかを認識しておけば、スケジュールも組みやすくなると思うんですね。

事前に話したんですけども、そういう到達ポイントというのを龍ヶ崎市にもたくさん高校あるんで、話を聞いたり、実際にやっている授業の内容を見たり、到達ポイントの案を見てきて、それからカリキュラム、基本的に小・中学校は各科目の中でパソコンを使うというものだと思うんですけども、どう成熟させていって、中3でそこまで持っていくかというやり方を進めていったらどうか提案させていただきます。ありがとうございました。

続いての質問です。

同じく成果報告書の47ページなんですけれども、これは魅力ある学校づくりの推進事業というところで、5番のところに市政への参画意識を高めるための活動として、2つの中学校、中根台と城ノ内中学校で実践、中学生の考えを校外へ発信する取組を行ったってあるんですけども、これだけだと具体的に何をしたのかよく分からないんですけども、内容をご説明していただけますか。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

お答えいたします。

中根台中学校と城ノ内中学校で行ったことですが、龍ヶ崎をプロデュースという形で、龍ヶ崎をほかの大人の人にどんな良さがあるのか、こんなところをこんなふうに変えたらもっとよくなるのにとという中学生目線での意見をシティセールス課などに聞いていただきました。そういった取組です。

以上です。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

ここに今、城ノ内中と中根台中とあるんですけれども、この二つを選出した理由は何かあるんですか。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

お答えします。

この学校を指定したわけではなく、学校ごとに地域の特色がありますので、例えば商店街にある学校は商店街と関わりがあると。子どもたちと先生方で話し合って、中根台中学校と城ノ内中学校はどんなことをやろうと模索しながら、このような形になったということです。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

まちの良さを大人に紹介するというお話であるならば、北竜台と龍ヶ崎という位置づけだと思うんですけれども、龍ヶ崎も大きく四つの地点に分かれていて、龍ヶ崎のまちなかであったり、馴染地区であったり、それぞれ地域の良さというものがあるし、子どもたちの考え方、自分たちの住んでいる地区に関して、地域に関して、考え方違うと思うんですよね。だから、この二つというのは、もう少し拡大していただ

いたほうがよろしいかなと。そのほうが目的達成できるのかなと感じます。どうですか。

石嶋委員長

平塚教育長。

平塚教育長

実は、よその学校でも特色出してやっております。

例えば、長山中学校は、地域に貢献するにはどうしたらいいかということで、フォーラムをやったり、それから愛宕中学校は龍ヶ崎西小と連携して、まち歩きアプリみたいなものを開発しながらやっている。

ただ、それが子どもたちの活動の中でやっている経過であって、まだ外にPRするとか、そういった部分までいってないので、たまたま今回、中根台中は新聞にも取り上げられた素晴らしい活動でして、牛久沼の公園をどうしたらもっとよくなるんだろうか。車椅子の方でも散歩できるようなところにしたらいんじゃないかというような提案もあったと。

それから、城ノ内中学校は、龍ヶ崎はコロッケの本場でございますので、授業の中でコロッケ作りに挑戦したり、非常にこの魅力ある学校づくりというのは、地域との連携を基盤にして、まず自分たちの住んでいる地域をもっと知ろうよということで、まだ経過の途中なんですけど、ご指摘のように、もっとたくさんの方にこの活動を知ってもらえるような努力はこれから続けていきたいなと思います。よろしくお願ひします。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

いろいろな目的があって、たまたまということですね。

市内全域にPRということであるならば、広げていていただきたいと思います。続いての質問です。

同じく94ページの保育士について。保育士が不足しているということで、龍ヶ崎からの貸付制度とか、家賃補助とか取り組んでいらっしゃるんですけど、一方では、127ページに書かれているように、保育士が不足しているという現実があるようなのですけれども、今、現実に保育士がどのくらい不足しているのかお分かりですか。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

伊藤議員からの書面質問と重複してしまって申し訳ないんですけれども、お答えさせていただきます。

まず、市内の保育施設におきまして、現在のところ、利用定員までのお子さんをお預かりするための必要保育士数は、充足はできております。

ただし、国で大丈夫だよ、ここまでならいいよと言われている利用定員弾力運用を現在行っておりまして、実際、保育の継続的な提供ですとか、職員の例えば休暇取得とか、そういった際の代替保育士の配置といった観点に立ちますと、保育士は、実際どれぐらいの数とは言えないんですけれども、不足している状況にはあります。

以上です。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

私のほうから、こんな策があるとはまだ言えないんですけれども、ほかの市町村の事例とかも調べて、新たな何か、これまでもこういう支援やっているんだけれども、それでも人数集まらないという状況なので、ほかの市町村でやっている事例も調べてよろしくお願いします。

最後の質問いたします。

129ページのところで、4歳からの就学前の子どもを対象とした交流の場所づくりというところで、この中で、さかい子育て支援センター、恐らく境町のことだと思うんですけれども、そこに視察に行きましたって書いてあるんですけれども、行ってどんな感触を受けたかお話してください。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

お答えいたします。

令和2年の秋に市の職員5名で視察に行かせていただきました。

その際に、今回、4、5、6歳の居場所づくりということで、今現在居場所がございませぬ3歳児以下のお子さんたちと違いまして、どうしてもお子さんたち動き回る傾向ございませぬので、屋内、屋外、どういった施設の形態が望ましいのかといった観点から、こちらの支援センターを見させていただいたんですけれども、ここの施設、非常に施設も新しく、遊具等も充実した施設にはなっていたんですけれども、実際、保護者から若干手が離れるぐらいの年齢の4、5、6歳のお子さんにとって、室内で

安全に遊ぶことは、中を見させていただいたことによって、当初は外で園庭とかを活用して遊ばせるという方法も検討したんですけれども、天候にかかわらず遊ぶことができる室内というところを実際再確認する機会になったと考えております。

以上です。

石嶋委員長

山村委員。

山村委員

得るところはあったんですね。

せっかく境に行ったんで、あの町は本当にすごい取組をやっているんで、参考にし  
て、これから活用してください。

以上です。

石嶋委員長

ほかありませんか。

櫻井委員。

櫻井委員

前半、山村委員が質問されて、私も半分一緒なんですけれども、GIGAスクール  
構想ですね。当市も9月から、コロナが増えているということで、小・中学生、いき  
なりオンライン授業が始まったわけなんですけれども、そういう中で、いいところはさん  
ざん、もちろんいいところのほうがいっぱいあると思うんですけれども、問題点とい  
うか、どういう問題点があったのでしょうか。教えていただけますか。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

お答えいたします。

始まったばかりなので、ここがこうだということはまだ断定はできないところ  
です。ただ、技術的なところで、つながりにくい。それから、子どもたちがどの程度頑  
張っているのか、やはり授業として行いますので、こんなことを頑張れたねという  
ところは評価してあげたいんですけれども、なかなか画面越しでそれがきちんと評価で  
きるのかというところは、現場で今、不安に思っているところではあります。

ただ、振り返りシートとか、先生方は策を講じながら、適切に評価できるように、  
今、努力をしている最中です。

始まったばかりなので、こうだというのは詳しく言えません。すみません。

石嶋委員長

平塚教育長。

平塚教育長

櫻井委員のご質問に私の立場でお答えしたいと思います。

実は、昨年度末に端末を配付して、学校で使って、今年度は家庭に持ち帰りというのは想定しなかったんですが、できれば冬休みあたりに持ち帰ってやる。その間に学校のほうで操作とかスキル、そして先ほど本橋課長が言ったように、慣れるというレベルをクリアしていくと、そんなふうを考えていたところ、今回急な休校措置が入り、スタートしたんですが、私の立場からすると、まず、本当に申し訳ない。子どもたちには申し訳ない。指導者のスキルの差というのを非常に心配しておりました。ただ、学校には苦手な先生が1組にいて、2組には上手な先生がいる。2人が一緒になってこのライブ配信をやれば、その先生だってこの期間にスキルアップはできるだろうと、それほど大きな問題ではないだろうと。

それから、二つ目の問題が家庭における通信環境の差です。うちはWi-Fiがないから勉強できないという、子どもたちがそういう考えになったらかわいそうだろうと。ならば、学校に来て、思う存分Wi-Fi環境がある学校でやったらいい。

それから、三つ目は、端末があまり長い時間もたないです。3時間が限度だと言うんですよ。そうしますと、細かい点なんですけど、充電器が必要だと。では、充電器はどうしたらいいのか。学校にある充電器を持ち帰ってもいいんですが、結構大きなものなので、アンケート調査をしました。「充電器必要ですか」と言ったら、半分以上は充電器貸してほしいと。でも、うちにゲーム機があれば、そのゲーム機で簡単に充電できるんですが、お母さんがなかなかそのレベルが分からない。今回一度持ち帰りましたので、「何だ、この充電器だったら、うちで簡単にできるよね」というのも分かるだろうなど。

ですから、僅か10日間なんですけど、心配した課題というのは、日増しに解消されつつあると。バージョンアップまでは言いませんが、非常にレベルが今、上がってきている状況でございます。

ただし、心配なのは、子どもたちは外で遊びたくてしょうがなくなってしまったというのが大きな新たな課題の一つかなと思います。

その辺につきましては、先生方と家庭との連携の中で、空きのないようにやっていければなと思います。

石嶋委員長

櫻井委員。

櫻井委員

まだ始まったばかりということで、でも早速、そういういいところもあれば、機械なんで悪いところももちろんあるということで、ほかにも、聞こえてくる中で、低学年の小学生は、いまいち何かよく分かってないから、保護者様がいないと、あんまりできないと。

今、この時代背景としまして、保護者様たちが忙しい。結構仕事されているということで、早めに情報の周知というか、12日延長になりましたけれども、そこまでのスケジュールとか、ほかの市町村と比べて、少し遅いという声も聞こえてくるので、分かり次第、議論すればいろいろあるんでしょうけれども、なるべく早く、特に週末、金曜日なんかになると、次の週から仕事があるから、なかなか動けないという声も聞こえてきますので、なるべく早く教えてあげてください。

給食もあつたりなかつたりするのかな。その中で、オンラインがあるかないで、給食がないんだったら、オンラインのほうがいいよねとか、そういう話も出たりしていましたので、そういうのも議論していただいて、アンケート取るなり何かしてもらって、いい方向に進んでいければなと思っていますので、早めの対策をお願いします。

もう一点、小・中学校の備品についてなんですけれども、194ページの小学校教育振興費の中で、その他の小学校教育振興用備品というのがあります。城ノ内小学校の上履きの件なんですけれども、統一されてないと。2,400円の上履きなんですか。ほかの学校は400円か500円ぐらいの上履きでいいということで、何か目的というか、この上履きじゃないと駄目だというのがあれば、それはそうなんでしょうけれども、何かそういったことってあるんですか。

石嶋委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

お答えさせていただきます。

特に教育委員会のほうでこの靴にしてくださいとお願いしているわけでもありません。今、城南中と愛宕中の統合に向けて、統合準備委員会というのを立ち上げ、設置させていただいて、その中で、制服とか、あとは体操服とか決めていただいています。それと同じで、上履き等につきましても、学校とPTAの恐らく役員さんとかで協議して決めているんだらうと思いますので、2,400円の靴が恐らくいいということに当時なったんじゃないのかなと思うんです。

ですから、400円とか500円の靴がいいということであれば、学校と保護者の間で協議していただいて、変えるというのもできるのかなと思います。

石嶋委員長

櫻井委員。



櫻井委員

教育委員会さんのほうでは、あんまりこれだというのはないと。  
では、私の質問は終わりにします。ありがとうございました。

石嶋委員長

本橋指導課長。

本橋指導課長

少し補足をさせていただきたいと思います。

僕の経験上なんですけれども、ある学校で上履きを変えたいというときがありました。何個かサンプルを持ってきていただいて、保護者の方と先生と子どもたちとで話し合いました。その中で、子どもたちもこれがいいと一方的に決めるのではなく、やはり値段的なことであったり、機能性であったり、上履きによっては、500円といった場合には、バレースューズみたく廊下を歩くものが中心なもの。2,000円近くするものは、体育館履きを兼ねていて、屋内運動に適しているものを使用したいと。その用途の何に重きを置くかで、採用する上履きは違っているところがあります。

子どもたちから声があれば、例えば500円ぐらいの上履きでは、体育が少し心配なんだけれどもって、それは個別に対応して、体育館で使うものを用意するということもありましたが、現在、学校と保護者と子どもたちと話し合いながら決めていたと。決まったとき、決まりそうだなというときには、早めに業者さん等にも連絡しながらやらないとということもあってということで、今までは手続をしました。

僕の経験上の話なので、これがやっているかどうかということではないので、すみません、参考程度にお願いします。

櫻井委員

ありがとうございました。

石嶋委員長

ほかに。

加藤委員。

加藤委員

二つほど聞かせていただきます。

決算書の196ページ、公団の償還金のことですけれども、小学校が196ページで、中学校が200ページ。久しぶりに見ていたら、小学校のほうが約1億400万円、中学校が1億5,700万円、令和2年度の決算で償還金の支払いをしているんですけれども、公団の立替え施工分、要は国庫補助金と起債を除いて、市の一般財源の持ち出し部分を公団がお金を貸しますよという制度で、ニュータウンの開発があつて、なかなか税収

も上がらないうちに、いろいろな事業をやっても、市のほうが負担できないので、それを公団のほうで見ましようという制度だと思っただけなんですけれども、一時期、繰上償還を随分やっていたので、先ほど言ったとおり、小学校が1億400万円、中学校が1億5,700万円を令和2年度分で償還しているのです。1点目は、繰上償還を令和2年度はしているのかどうか。

2点目は、分かればで、分からなかったら後で教えてもらいますので、取りあえず質問しますけれども、償還金のそれぞれの内訳はどうか。

3点目は、公団の償還金の返還が、最終的に令和何年度ぐらいで終わるのかどうか、それを教えていただきたいんです。

石嶋委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

お答えをさせていただきます。

はじめに、繰上償還をしているのかというご質問なんですけれども、繰上償還は現在しておりません。恐らくここ10年以上、繰上償還は行ってないと思います。

その大きな要因といたしまして、繰上償還が認められるものと認められないものがありまして、今現在残っているものは、繰上償還が認められないものということになります。なぜ繰上償還が認められていないかといいますと、繰上償還しますと、その間の利息を飛ばして償還することができますので、貸し付けているほうからすれば、利息分返してもらえないということになりますので、繰上償還を認めていないというふうに考えております。

今現在償還を行っている学校ですけれども、まず中学校で中根台中と城ノ内中の2校です。小学校が久保台小、八原小、城ノ内小の3校となっております。まず中学校のほうで、例えば中根台中学校ですと、償還しているものが、設計、用地、屋体、その他いろいろありまして、種類は幾つかあるんですけれども、このうち一番完済が先になるもの、一番後になるものについて、ご説明したいと思います。

まず、中根台中学校では、校舎の償還が令和6年9月で完済になります。

続きまして、城ノ内中学校も校舎で、こちらは令和10年の完済を予定しております。

続きまして、小学校ですけれども、久保台小学校も校舎の償還で、こちらは令和7年度で完済の予定です。

続きまして、八原小学校も増築分の校舎ということで、こちらが令和8年度の完済。

続きまして、城ノ内小学校、こちらも校舎で、令和12年度の完済を予定しております。

償還金については、ちょっと現時点では持ち合わせておりませんので、また後ほどといいますか、ご説明させていただきます。

以上でございます。

石嶋委員長

加藤委員。

加藤委員

10年間は支払いをせず、その後20年で払うという制度ですから、要は30年間ぐらい長いスパンで借金が続くので、平成の10年代の頃は、市の財政状況も悪くなったときに、この償還金が相当龍ヶ崎市の財政を苦しめていて、借金がなかなか減らない状況もあって、今聞いたら、もうあと何十年って続くものはないので、相当この部分についての借金は減ったのかなと認識をしているので、分からないところは、後で教えていただきたいと思います。

もう一つは、決算書だと202ページ、成果報告書は59ページなんですけれども、子どもの居場所づくり事業、私は去年の12月に一般質問をやっているんですけど、これもそういう意味で質問した内容の一つなんですけれども、要は大型事業を続けているけれども、途中で事業が中断しているものが多い中で、枠配分、それから一般経常経費については、パーセントで抑えて予算を要求するようなことをここ数年行われている中で思うのは、こういう子どもの居場所づくり事業って、肝入りで子どもたちのために始まった事業なんですけれども、こういった事業が大型事業の影響で結構廃止になってしまうことを危惧しているのが、私の昨年12月の一般質問の背景にあるんですけれども、改めて成果報告書を読ませていただくと、リピーターが多くて、子どもたちの満足度も高いと。今後の方向性を見ますと、継続していく。

活動の制限はあるものの、利用する子どもたちが安心して活動できる居場所を提供していきたいということで、継続なんですけど、龍ヶ崎市内の中で一番よかったと思うのは、龍ヶ岡って、そもそも当初が一番大きい公園は今の済生会病院のところ、あそこが最初の計画では、龍ヶ岡の中で一番大きい公園だったんですが、全体の計画の見直しがあって、今のたつのこやまがある場所に公園の場所が変わって、破竹川調整池を取り込みながら、あそこに核となる公園を造ったんですけれども、あそこの公園、なぜいいかというと、北竜台は自然環境を生かして、どちらかというと住宅地と調整区域との境界部分、それはそれで自然が近くていいんですけれども、見方によっては、死角がある。死角があるから、子どもたちだけで遊びに行かせにくい。そういう公園設計だったんですけれども、龍ヶ岡公園については、地域のど真ん中にどんとあって、周りの見通しがよくて、子どもたちが安全に遊べる。なおかつ、今は小・中学生って限定しているようなんですけれども、誰でもあそこの地域の居場所づくりの場所も利用できるという場所的なロケーションがとてもいい場所だと思っているので、ぜひいろいろな事業で、居場所のないお子さんもいるし、いろいろなことを龍ヶ崎市やっていますけれども、この成果報告書でも、二ーズも高く、継続していく事業だということですので、お答えというよりは要望で、ぜひ続けていっていただきたいなと思っています。

あと心配なのは、二、三年前にそういう動きがあったんですけども、施設の管理って、コストの部分を見ていくと、1人でも見られるだろうというのが出てくると思うんですけども、管理する側から言わせると、やっぱり複数人で管理をしていかないと、施設の管理は安全にできませんので、小さいですけども、そういう経費を削らなくて、ぜひとも安全にあそこが、事業はある時期、成果を評価する部分があると思うんですけども、当面継続していくという方向が出ているので、継続していただきたいということをお願いしまして、回答は結構ですので、よろしくお願いします。

石嶋委員長

休憩いたします。

午後4時30分より再開の予定であります。

### 【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の会議時間を延長いたします。

ほかありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

何点かお聞きしたいんですけども、時間短縮のため、まとめて質問しますんで、主眼を言って、そういう形で答えていただきたいと思います。

はじめのところは、決算書でいくと100ページの高齢者いきいき活動支援事業ですけども、これは元気サロン松葉館、あと120ページにはまいん「健幸」サポートセンターの管理運営費というのがあります。実績データ表だと、25ページのところに松葉館の利用状況があります。

質問の主眼は、この新型コロナ影響の中で、介護予防事業も、大きな痛手というか、十分できなかった面があると思うんですけども、その実態とこの介護予防活動では、こういうところはできなかったけど、こういうところはできたというところもあると思いますんで、まず聞きたいのは、元気サロン松葉館の実績表からいうと、2年度の利用者というのは6,541人となっています。昨年度の利用者を見ると、2万3,039人で、大きく減ったということになります。まいんについては、昨年の実績は、その前の実績がないんで、比べられないですけども、登録は300から368人に増えています。

1点目は、もともとこの2年度に開設を予定していた日数があって、実際に閉館、その他があって、これしか開けませんでしたという実績と、あと介護予防全体を通じての新型コロナによる影響について、お話を聞きたいと思います。

石嶋委員長

友信健幸長寿課長。

友信健幸長寿課長

お答えいたします。

まず、新型コロナの影響による介護予防事業の状況、元気サロン松葉館、まいん「健幸」サポートセンターの利用状況であります。

まず、元気サロン松葉館の利用状況ですが、ご質問にあったとおり、延べ利用者数、令和2年度で6,541人、対前年比28.4%、緊急事態宣言下で2回、計62日間の休館がありました。開館率としては73.7%でした。

次に、まいん「健幸」サポートセンターの利用状況ですが、ご質問にあったとおり、延べ利用者は4,887人でした。令和2年2月のオープンで、かつ直後に緊急事態宣言が発出されたため、4月以降の緊急事態宣言下で2回、計82日間の休館を余儀なくされました。開館率は72.8%でした。

続きまして、介護予防活動での新型コロナによる影響なんですけれども、市民活動の例で、大きな柱である、シルバーリハビリ体操でご説明させていただきます。

緊急事態宣言下で2回、計130日間、指導士会の活動を休止いたしております。その中で、延べ開催数が658回、対前年比53.6%、感染予防対策で参加者数等を制限したこともあり、延べ参加者数は5,841人、対前年比31.2%となっております。

続いて、包括支援センターで主催しております一連の介護予防講座でありますけれども、緊急事態宣言下では当然中止及び延期となりまして、延べ開催数が89回、対前年比68.5%、感染予防対策で参加者数を制限したこともあり、延べ参加者数1,187人、対前年比45.1%となっております。

ちなみに、県の感染拡大市町村で龍ヶ崎市が指定されていた期間につきましては、事業の対象が市内の高齢者であること、あとは感染予防対策も徹底するという前提の下に、この期間では活動を休止せず、継続してきた経緯がございます。このように、高齢者の健康維持にはなかなか活発な活動ができなかった1年であります。

開催できない期間の代替としては、介護予防の情報提供などのチラシを作成して、各所、各戸にお配りしてきたところであります。

以上でございます。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

突然のコロナで、活動は低調になったということでしたけれども、引き続き今年度もこの状況は続いているわけで、介護予防にとっても何か別な形、いろいろな形でやられているという話もありましたので、引き続きお願いをしたいと思います。

次に行きます。

決算書の106ページです。下のほうの放課後児童健全育成事業について聞くとお聞きするところですが、令和2年度から、業務委託という方向に踏み切って、今までの方向とは大分変えたわけですが、この業務委託によって、うまくいったのかどうかという点をお聞きしたいところで、ただ、事業費については、当然増えていると思うので、比較は難しいので、この業務委託によって事業費がどのくらいアップになったか、概算で結構です。

あと、今まで問題とされていたのは、例えば夏休みの一時的な増加に支援員を集めることが非常に困難という点と、各学校ごとのルームで責任者がはっきりしていないということもあって、統一的な行動ができなかったという点が問題とお聞きしていましたが、業務委託によって解決されていけば、こういう業務委託に踏み切ったことが成功だとは思いますが、その辺と、あと最後にみなし支援員制度というのがあって、なかなか県の講習が受けられないという実態があるわけで、コロナで県の研修が実際どうなって、多少みなし支援員の研修を修了した人があって、残っているのが何人いるのか、まとめてお聞きします。

石嶋委員長

国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長

お答えします。

放課後児童健全育成事業の事業費決算額のうち、学童保育ルーム運営業務委託費は1億4,394万5,000円となっておりますが、令和元年度の直営時代の学童保育ルーム運営に関わる決算額は、支援員の人件費、各保育ルーム消耗品費、通信運搬費、支援員不足に伴う支援員派遣の委託料など、合計で1億2,949万1,000円となります。事業費の概算比較では、令和2年度が業務委託前となる元年度と比べ約4,445万4,000円の増額となっております。

なお、放課後児童健全育成事業は、事業費に応じて国及び県から補助金が交付されます。令和元年度の国・県の補助額は7,281万9,000円に対し、令和2年度は1億176万円でございますので、2,894万1,000円の増額となっております。したがって、事業費の概算比較では、約4,445万4,000円の増額でございますが、補助金の差額分を差し引きますと、実質1,551万3,000円の増額ということになります。

次に、夏休み等の長期休業保育に伴う支援員不足の対応についてです。

支援員の確保は、受託業者の管内施設での募集広告、民間求人サイト等の利用やSNS等の発信で民間企業のノウハウを生かした情報網を通じて、不足となる長期休業の前からではなく、定期的に募集を行うことで支援員の確保に努め、不足には至らない状況でございます。

続きまして、各保育ルームにおける責任者等の設置についてです。

各保育ルームにおいて、保育に関わる業務の調整及び指示を行う者として1名、人数の多い八原小保育ルームは3名の者をルーム責任者として配置しております。

また、業務の管理上、二つのブロックに分けて、その責任者を統括する地区統括責任者として2名の者を配置しております。各ルームの責任者を統括する、各ルームの運営状況や問題等を集約しております。

さらに、その地区統括責任者の上役として、市との調整や全体のマネジメントを行うエリアマネジャー1名を配置しております。市と委託業者の意思疎通を図り、意思決定と責任体制が明確化され、効率的、安定的な運営を行っておるところです。

次のみなし支援員の研修状況と残りの人数についてでございますが、令和2年度実施の茨城県認定資格研修はみなし支援員9名が受講しましたが、この研修修了者9名は、全て直営時代からの継続雇用者で、民間委託後、みなし支援員として雇用された者の受講はありませんでした。

なお、令和3年5月1日の受託業者からの報告によりますが、みなし支援員は現在、27名を雇用している状況です。

今年度実施の茨城県認定資格研修には9名のみなし支援員が研修を受ける予定となっておりますので、研修後のみなし支援員は18名ということになります。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

今説明ありましたように、事業費でいくと、差引き1,500万円ぐらいのアップにはなったけれども、そのほかのいろいろなことを鑑みると、この民間委託についての評価というのはどうお考えですか。

石嶋委員長

国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長

先ほどご答弁しましたように、やはり支援員を集めるという作業がとても大変でございます。そちらの方面は民間さんをお願いして、支援員不足になっていないという状況はすごく助かっているところでございますので、よかったのかなと思います。

あと、民間受託者のほうで保護者のほうにアンケート等を取りましても、約80%の方が満足しているという回答を得ておるところでございますので、直営から民間に切り替えてよかったものだと思っております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

分かりました。引き続きお願いをいたします。

次に行きます。

112ページのところの、ひとり親世帯、その他子どもに対するコロナ対策で、給付金が3種類交付されたわけですね。一番上のこのひとり親世帯臨時特別給付金は、市の単独事業で、1世帯3万円なんで、単純計算611世帯ということになります。

その下の子育て世帯臨時特別給付金、これは1人当たり1万円なんで、単純計算8,791人に対して1万円ずつ出された。

最後のこのひとり親世帯臨時特別給付金のこの補助分は、世帯と、あと第2子等追加給付もあって、給付の幅が拡大されたわけです。

全体として、この給付金の特に補助分については、中身が何世帯に対して幾ら金額で出されたのかということ、それぞれこの三つの給付金を通じて、どのような補助がされたのかについて、まとめてお聞きいたします。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

まず、ご質問の1点目になります。下から二つ目の箱のひとり親臨時特別給付金給付事業の補助分の給付金の1億1,067万円の内訳になります。

まず、金剛寺議員からお話がありました、基本の給付の部分になります。基本給付の世帯数、1世帯当たり5万円になりますけれども、こちら、7月補正予算と12月補正予算で2回予算計上のほうを行わせていただきまして、その合計の世帯数でご報告させていただきます。

まず、基本世帯数が1,169世帯、支給額の合計が5,845万円。

次に、基本給付の該当世帯の第2子以降の子ども1人当たり3万円の支給人数になります。こちらは合計で640人、支給額は1,920万円になります。

次に、こちらの7月の補正予算時に予算計上させていただきました追加給付の世帯数になります。こちらは448世帯、支給額が2,240万円になります。

次に、新規の家計急変世帯に対します基本給付、1世帯当たり5万円の合計世帯数になります。こちらは150世帯、支給額が750万円。

続きまして、新規の家計急変世帯の第2子以降の子ども1人当たり3万円の合計人数、104人になりまして、支給額は312万円。合計で1億1,067万円が支給されているところなんです。



2点目のどのような補助がされたかといったご質問だったかと思うんですけども、ご質問の意図に合っている回答になるかどうかあれなんですけれども、こちら、3点の給付金ともに、今回新型コロナウイルス感染症による影響で日常生活等で影響を受けているひとり親や、また児童手当の子育て世帯に対する臨時特別的な給付ということで、国、また市のほうで取り組んでいた給付金の事業になるんですけども、この3点の支給によりまして、決して日常生活、経済的な面が全て解決されたということではないんですけども、こういった給付によりまして、少ない額ではあるんですが、子育て世帯の生活を支援するための給付金として役に立ったのかなというふうに認識はしているところです。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

特にひとり親家庭に大きな打撃が来たというところで、これで十分ではないはずなんで、今期についても、引き続き、今後またこのコロナの状況続いているわけで、新たな支援策、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次へ行きます。

次は、118ページの生活保護扶助費のところ、これは実績データ集の13ページに保護世帯の数については記載があります。この一番最後の下に書いてある合計のところですね。2年度末では659世帯の人員は768人、保護率は10.1パーミルになっています。元年度実績表と比べると、元年度では641世帯で748人、9.8パーミルで、単純でいくと、18世帯増えて、20人増ということになりますけれども、これは瞬間的な一時期の話なんで、特にこの新型コロナの中で、全国的にもこの生活保護世帯というのは増加傾向にあると言われてますんで、当市においてどのような状況だったのかを聞きたいところなんですけれども、2年度においては、この生活保護の相談や申請、そして開始が幾つあって、逆に廃止、主に亡くなるというか、高齢者で亡くなった方が多いかと思えますけれども、その辺との差引きでどうなったのかというのと、あと全国的なように、当市でも増加傾向というのは見られるのかどうか、その辺についてお聞きします。

石嶋委員長

下沼生活支援課長。

下沼生活支援課長

まず、令和2年度の生活保護の相談についてです。

242人の方から延べ343回の相談を受けています。その中で、生活保護の申請がなされたのは94件で、うち85件が生活保護の開始となっております。

なお、生活保護の廃止は65件でした。今、金剛寺議員がおっしゃいましたように、そのうちの約半数が死亡というのが主な理由となっております。

次に、当市の生活保護の傾向でございますけれども、平成30年度には被保護世帯数や人員などがいずれも前年度から減少となりましたけれども、令和元年度からは増加傾向にあり、現在も、一概にこれは新型コロナウイルス感染症拡大の影響とは必ずしも言えませんけれども、毎月増加の傾向が続いているのが現状となっております。

参考ではございますけれども、令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う失業や収入減少などを主な要因とする申請件数は9件でした。今年度につきましては、4月から8月までの5か月間で2件となっております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

増加傾向にあるということはお聞きしました。

私の感覚では、無年金で暮らされていた方が、仕事もなくなって、金がないみたいで、生活保護に入るのが多いのかと思うと、全体としてはそうでもないみたいでしたけれども、少なからずコロナの影響を受けると思いますんで、引き続きお願いをしたいと思います。

次に行きます。

決算書の118ページ、これは衛生費のところの健康増進課におけるところで、健康増進課が行った新型コロナウイルス感染症対策の中では、保健センターは非常に保健衛生面のところでいろいろな役割を昨年度果たされたと思いますんで、その辺の中身でお聞きをしたいと思うところです。

一つは、いち早く相談窓口を設けて、その後、ワクチンについてはコールセンターもできましたけれども、現在も相談窓口は保健センターが設けられているわけで、今、保健所へかけても、つながらない状態にあるそうなので、この辺の状態がどのくらいあって、昨年度だと相談件数がどのくらいあったのかという点、あと、含めて現在の状況もどのくらい続いているのかというのを一つはお聞きしたいのと、保健センターの保健師さんも、派遣をされていて、保健センターとしては大変な状況があると思いますんで、その辺の状況や、その他いろいろ注意喚起のためのパンフレットも2回発行されていますけれども、特に昨年度で健康増進課でやられたコロナ対策について。

あと、最後は、今後の課題という点で見れば、平成26年につくられた龍ヶ崎市新型コロナウイルス等対策行動計画、これに基づくマニュアルもあるわけですがけれども、実際にこういうことになってみると、これがなかなか違っているという状況があると

思いますので、その辺も、今回を教訓にして見直しが必要かと思うんですけれども、見解についてお伺いします。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

はじめに、市民からの相談についてです。

令和2年度は、1年間で保健センターに550件の相談が寄せられ、医療機関への受診方法や自分が濃厚接触者になるのかについての問合せが多く見られました。そのほか、新聞記事に掲載されるたびに、クラスターの発生場所のお問合せや、緊急事態宣言に伴う市の方針に関する要望など、多岐にわたる意見が寄せられ、内容により担当課に伝えてきたところです。

令和3年度においては、4月から8月までの5か月間で93件の相談が寄せられており、内容のほとんどが家族や職場で感染者が出たが、自分が検査を受けるにはどうしたらよいかというものです。

引き続き相談窓口について、市のホームページやチラシなどで積極的に周知してまいります。

二つ目の健康増進課の役割というところです。

令和2年度は、龍ヶ崎市医師会運営のPCR検査センターに保健師が火、木、土、年末年始を含め、週に3回、年間107日、毎回3人体制で従事し、検査運営に従事してまいりました。

令和3年度においては、新型コロナワクチン接種において、庁内保健師全員に協力を依頼し、6月から8月は1日に半日ずつで保健師6名、9月以降は1日、半日ずつで保健師4名が診療所の看護師と連携をしながら、健康観察ブースに従事しております。

三つ目の質問です。リーフレット等健康増進課が果たした役割についてです。

令和2年度については、先進地事例を参考に、「新型コロナウイルスの感染が心配なとき」という受診相談フロー図を作成し、市公式ホームページなどに掲載しました。

また、年度末には、新型コロナウイルス感染予防リーフレットを納税課、環境対策課と連携し、全戸にポスティングをいたしました。この取組は、委託先の高齢者を感染から守る効果もあり、内容的にも好評であったため、今年10月1日にも新たなリーフレットを配布する予定で、現在作成しております。今回のポイントは、受診相談の流れに比較的受診しやすい医療機関リストを掲載し、ネット環境のない方にも情報が行き渡るように掲載しました。

今後も、メール配信サービスや市公式ホームページを活用し、市民の皆様には不要不急の外出自粛や人が集まる機会や場所を極力減らすことで感染拡大防止を啓発してまいります。

四つ目の質問です。新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しについてです。

現在の計画は、新型インフルエンザ等特別対策措置法や国・県の行動計画の改定に対応したもので、直近には平成26年12月に改定しております。

その内容は、海外発生、国内発生、県内発生など、感染の発生段階に応じた計画となっておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症では、当市の感染者の発生段階ではなく、隣接する近隣自治体での発生状況を見ながら対策を強化するなど、柔軟な対応ができるような計画の見直しが必要であると考えております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

保健師さんを抱えられている保健センターは、方々に人も配置して、大きな役割を果たしていただいていると思いますけれども、引き続きお願いをしたいと思います。

次に行きます。

教育関係の184, 194, 198と、ICT教育の中身については、先ほど二方の議員からありましたんで、ここは省いて、私は令和2年度にこのICT教育のためにいろいろな機器、例えば端末であるとか、大型テレビ、ノートパソコン、あとデジタル教科書、さらにネットワーク工事をされているわけで、これをトータルすると、どのような数と金額になるのかまとめてお聞きしたいのと、先ほどの発言で、これで物はそろったということでしたけれども、十分な機材としてはそろったのかどうか、その辺お聞きをいたします。

石嶋委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目のICT教育のための2年間の費用ということで、はじめに、小学校の児童用の端末なんですけれども、こちら、3,549台、金額にしますと1億9,831万9,000円、続きまして中学校の生徒用の端末、こちらが1,939台で金額が1億835万2,000円です。

続きまして、教師用の端末も調達をさせていただいております、こちらが322台で1,799万4,000円です。

続きまして、大型テレビ57台で564万2,000円です。

次に、電子黒板が25台で1,057万7,000円です。

続きまして、ノートパソコン、69台、422万円です。

次に、デジタル教科書、こちら17校分で1,695万9,000円となっております。

最後に、Wi-Fiの通信環境の工事についてであります。こちらは決算書で196ページの工事請負費という一番上の枠の中になるんですけれども、下から4行目で、情報通信ネットワーク環境構築改修工事第1号ということで、こちらが龍ヶ崎小学校のほか4校ということで、金額で9,907万7,000円となっております。

次に、同じ第2号ということで、馴染小学校ほか5校、こちらは金額で1億602万5,000円となっております。

最後に、中学校の分で、こちらは200ページのちょうど真ん中の枠になりまして、中学校施設整備事業という費目になるんですけれども、こちらが工事請負費で、下から2行目ですね。情報通信ネットワーク環境構築改修工事ということで、愛宕中学校ほか5校ということで、中学校6校分です。こちらが金額にしまして1億1,110万円となっております。

以上が2年度のICT教育環境を整備した金額になります。

続きまして、ICT教育のための機器類は2年度でそろったのかというご質問でございます。

こちらにつきましては、令和2年度におきまして、今ほど申し上げましたとおり、通信網とICT端末等々を調達させていただきました。正直申し上げまして、どこまで何が必要になるのか分からない部分もあるんですけれども、今後、他の自治体のICT教育環境も参考してみたいというふうに考えておりますが、強いて申し上げさせていただきますのであれば、既存の範囲でのリースの電子黒板が現在、72台、令和2年度に先ほど申し上げましたとおり、電子黒板が25台、大型テレビを57台調達させていただきました。合計で154台となったところです。しかしながら、先月末で馴染小学校で8台、川原代小学校で3台の電子黒板のリース期間が満了をしております。これに伴いまして、差引き現在143台ということになっております。

一方で、小・中学校のクラス総数なんですけれども、特別支援学級と普通学級で合計で240学級ということになっております。これ、率に直しますと、整備率としては60%ということになりますので、今後、教育総務課といたしましては、これまで1人1台の端末ということで整備をさせていただいたんですが、今後は一クラス1台の電子黒板ということで整備をしていければなというふうに考えております。

以上でございます。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

合計が分からないですけれども、ざっとでいくと、機器類で約4億円ですかね。あと、ネットワークで3億円、合計、ざっと7億円ぐらいの機器を2年度で整備したということで、まだまだ電子黒板については不足ぎみだというお話もありましたので、

これを使って、中身については先ほど回答がありましたので、どのように今後これを使っていくかについて、またお願いをしたいと思います。

次に行きます。

取りあえず最後の予定ですけれども、決算書の188ページ、特に教育センターが行っている内容についてお聞きをしたいと思います。これは主に実績データ表の67ページ、さらには評価報告書の30ページのナンバー27も同じような記載となっていますので、その辺の中身でお聞きをしたいと思います。

一つ目は、このデータ集の教育相談事業です。この回数については、ここに書いてあって、合計は5,593件というか、5,593回ということになっています。これは同じ人が何回かという点もあるかと思えますので、この相談件数のほうで一つはお聞きをしたいと思います。

もう一つ目は、2番目のSNS相談の件数というのが43件あります。これは予算書の中にも金額がありましたけれども、中身を見てみると、回答がセンター長が主にやられているということでしたけれども、回答に対しては、なかなか大変なことだと思われそうですので、どのような相談体制を持ちながら回答をされているのかと、よく見ると、自殺念慮というのが2件あって、大変なことだと感じるわけです。これは解決したとお聞きしているんですけれども、中身は別として、そのやり取りがどのような状況で本人が納得されたのか、その点を聞きたいのと、あと三つ目には、不登校、いわゆる通常数えられている30日以上欠席者の状況についてお聞きをいたします。

これは令和元年度に聞いたとき、末時点で、小学校で42人、中学校で76人と聞いていますので、これが2年度状況でどのようになったのか、もう一つは、この新型コロナの影響で、学校生活も非常に大変な状況になって、今までどおりのような学校生活が送れないことがあるわけで、これが不登校に対してはどのような影響を与えるのか。むしろ不安材料などを与えてしまうんじゃないかというふうにも思うわけですが、その辺の考えというか、状況について、まとめてお聞きします。

石嶋委員長

松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

まず、相談件数についてなのですが、事業実績データは67ページを用いまして説明をさせていただきます。

①の部分ですが、これは電話相談、来所、学校訪問、家庭訪問等なんですけれども、これは190件でございます。

そして、②番の部分ですが、これは特別支援教育就学相談の部分で、主に個別ケース対応、あと学校での特別支援関係の支援の対応について、また教育相談員等、こちらは指導主事、担当指導主事などの巡回訪問等々を含めてあります。77件です。

そして、③番は、これは適応指導ですが、これは適応指導教室に通っている生徒を対象として計算したものでありまして、20件、20人なので20件ということでございます。これが一つ目のご質問の相談件数についてでございます。

そして、二つ目のSNS相談についてでございます。

これについては、先ほど金剛寺委員からあったとおり、私は生徒指導担当でございますので、中心で行っておりますが、ただ、返信の検討、あと心理状況の分析につきましては、当センターの資格と経験のある教育相談員と相談しながら行っているものが非常に多いです。

そして、複数の相談が同時に来ているという場合、また私が扱っているものが、対応、次が来てしまった場合は、指導課の協力も得て、連携して行っております。

回答ですけれども、これはいわゆるチャット形式、よくLINEとかフェイスブックのメッセージのようなチャット形式による対話で行っております。対面とか音声ではないことから、感情とか、あと表情というのが感じ取れません。非常に慎重さを伴います。まず、主訴の確認から始まり、書かれていない背景につきましても、傾聴と、いわゆる受容、共感というのを大切にしながら、質問攻めという形にならないように確認をしています。

また、言葉についても、相手に合わせながら、その生徒に合わせて、簡潔に分かりやすく、そして丁寧過ぎても距離が離れてしまうので、親しみを持って語りかけているという状況でやっております。アドバイスについても、一緒に考えるスタンス、また相談生徒の負担にならない、そして主訴からぶれないように確認をしながらやり取りをさせていただいております。

ちなみに、今多いのは、80以上のチャットをやり取り、子どもから来て、私が返し、また子どもから来てというので、80以上のやり取りを数日間かけてやっているというものも多々ございます。

ただ、子どもたちの中で、解決できました、すっきりしました、ありがとうございますみたいな形で終わっていたり、または途中で切れてしまうのもございます。これは自己解決かなと思いつつ、1週間後にまた送ってみて、反応がなければ少し様子を見て、それで終わってしまうというものもございます。このような形で進めています。

次に、自殺念慮、三つ目の自殺のことですけれども、このSNS相談におきまして、自殺念慮など、そのほか緊急、深刻な相談については、学校と連携を取ります。

昨年度の例ということで委員からありましたけれども、説明しますと、これも数日間にかけて行ってまいりましたが、まず相談を受けて、それで気持ちや背景、状況を先ほど言った傾聴、受容、共感のスタンスで聞いていきます。つらさを聞いて、気持ちが和らぐよう、落ち着くようにしていきます。そして、主訴と状況を把握したところで学校のほうに情報共有し、連携を取るようにいたします。本市が導入している「STOP it」というものは、学校、そして学年まで追跡できますので、すぐ得た情報から学校に情報を流して、学校は大体子どもたちに日々接しているものですから、

大体この生徒かな、この子かなというところで目星がついてきます。そこで学校には動いていただいて、この得た情報、私が流した情報から動いていただいて、特定できたところで、私も参加して対策会議を開きます。学校は学校で生徒に、また保護者とコンタクトを取っていただいて、それで教育相談をしていただきます。そして、教育センターは、引き続き相談の子どもとやり取りをしていきます。心理面も和らぐようにやって、問いかけていきますし、大人への相談とかそういうものも発信していきます。すぐに学校と情報交換をしていきます。

そして、今回の場合は、2件とも親子関係のことでございましたので、最終的には学校が中へ入り、親子間の間には入りまして、解決することができました。

結果として、迅速に対応できたことで、大事には至らず、現在は通常どおり生活しておりますが、やはりこのときは、この市独自のSNS相談導入してよかったなというふうに感じております。

今後同様に、このように丁寧に学校と連携を取りながら、時には関係機関、その他と連携を取りながらやっていきたいと考えております。

四つ目の不登校についてですが、小学校につきましては、最終的にいろいろ精査をしていたところ、令和元年度44名でした。そして、令和2年度は42名で、2名減でございます。

中学校につきましては、令和元年度82名でございます。そして、令和2年度は88名で、6名増ということでございます。このような状況でございます。中学校は微増、小学校は2減ということになりました。

最後に、新型コロナ等による学校に対しても大きな変化が、子どもたちにどう変化があるかということでございますけれども、不登校を交えてなんですけれども、昨年度の新型コロナ感染症拡大防止のための休校でございましたが、実は不登校がそのときは増加するのではないかと考えておりました。しかし、結果としては、昨年度は増加しませんでした。今言ったとおり、大きな増加にはなりませんでした。

ただ、若干名、生活リズムが変わってしまったことにより、登校できなくなった生徒がおりました。逆に、早く学校に行きたい、友達と遊びたいという児童が多かったり、不登校の児童・生徒の中には、マスクで顔を隠すことでストレスが減るということ、あとソーシャルディスタンスを保つことで対人関係の苦しさが軽減されるなどで、登校できるようになった生徒もおりました。

そして、今年度、また現在の休校となっております。行動の制限といいますか、あと行事の見直し、体育祭なども縮小、見直しとか、いろいろ出てきます。部活動も今のところ停止という状況になってきております。ただ、2年間続いてきているということで、昨年、そして今年のストレスが今後、委員が言った不登校、または精神的な疾患、問題行動など、どう表面化するか、今、懸念しているところでございます。

ただ、本市では、教育センターを中心とした相談体制、特に市独自のSNS相談、龍の子さわやか相談員の配置、あと今年度にスクールソーシャルワーカーの派遣など、体制を整えております。また、各校には県臨床心理士会より提供されたアンケートと



いいですか、そういうものも行うように学校に依頼をしているところですので、状況に応じて、校内対応か、専門家の対応か判断をしながら、学校と連携を取って対応していきたいと考えております。

さらに、先日、臨時学校長会を開きましたが、その中で、校内の相談体制の確認をお願いしますということ、そして児童・生徒たちには改めて相談の方法の紹介、こういう相談窓口があるよというもの、そしてSOSはこういうふうに出すんだよというものを、今リモートで朝の会なんかもやっているものですから、そういうところで継続的に子どもたちに伝えてくださいということで依頼をしているところですよ。

まだまだやることはあるかと思っておりますので、そこも教育センター内で、また学校と相談をしながら考えていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございました。

この相談活動、1人についても何回も相談に乗っていただいているということで、SNSを使った相談も43件ではありますけれども、中身的には非常に濃い内容でしたんで、ぜひこの辺、相談側は、いつも時間内にあるわけではないと思っておりますんで、大変なことだとは思いますが、引き続きお願いをしたいと思っております。

質問については以上なんですけれども、最後に一言です。

36ページの国民保険事業の特別会計繰入金で4,400万円というのがありまして、これは先ほど別件のところで同じようなところがあったわけですが、国保からこれも一般会計に4,400万円を戻しているというのがあります。中身については、次の国保会計のところでお聞きしますけれども、ここについては反対をするところですよ。

以上です。ありがとうございました。

石嶋委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別のないようですので、書面質疑に入ります。

書面質疑一覧表に基づき、質疑に対する答弁をお願いいたします。

答弁者におかれましては、挙手をしていただき、質問項目に該当する決算書のページ、事業コード、事業名、質問趣旨を読み上げた上で、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは、伊藤悦子議員の書面質疑に対する答弁をお願いいたします。

藤ヶ崎社会福祉課長。

藤ヶ崎社会福祉課長

令和2年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算書94ページ，事業ナンバー01031150新型コロナウイルス感染症緊急福祉対策費補助金のうち，社会福祉課所管の補助金の実績についてご説明いたします。

はじめに，大学生等緊急支援事業です。

こちらは，新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入の減少等により経済的に困窮している学生の生活を支援するため，応援金を支給したものです。1人当たり10万円，合計77名の学生に支給しましたが，内訳としては，大学生が65名，専門学校生が12名となっております。また，住民基本台帳の登録を支給要件としましたことから，地元の流通経済大学の学生だけではなく，親元を離れて遠方で一人暮らしをされている学生からの申請も多く寄せられたところです。

続きまして，放課後等デイサービス利用者支援事業です。

こちらにつきましては，令和2年4月から6月にかけて，県立及び市内小・中学校の臨時休業，分散登校等の対応に伴いまして，放課後等デイサービスを利用した際の自己負担額の補助になります。当該期間中につきましては，放課後等デイサービスの利用を控えた方が多かったことから，当初の想定を大きく下回り，利用者3名分として，2事業所への交付にとどまっております。

以上でございます。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

続きまして，3番目になります。こども家庭課所管の保育従事者応援事業になります。

令和2年4月13日から6月7日に実施しました市内幼児教育・保育施設の利用自粛要請期間におきまして，お子さんの保育等の支援が必要な市民の生活を守り，重要な社会基盤の役割を担う保育所等において，感染リスクを抱えながらも保育サービスの提供を継続していただいた保育士等に敬意を表し，応援することを目的に交付金を交付したものです。支給方法につきましては，利用定員に応じて20万円から80万円を施設の設置者に交付し，設置者は感染対策業務への従事状況等を勘案した上で，保育士等に手当として支給しています。具体には，公立保育所を除く保育園，認定こども園，地域型保育施設において，利用定員100人以上の9施設に1施設当たり80万円，利用定員50人以上の3施設に1施設当たり60万円，利用定員20人以上の1施設に40万円，利用定員20人未満の4施設に1施設当たり20万円を交付しています。

また、幼稚園におきましては、利用定員100人以上の2施設に1施設当たり40万円、利用定員100人未満の2施設にそれぞれ20万円を交付しています。

なお、当該交付金の支給を受けた保育士等は、施設職員全体の約8割、432人に配分されておりまして、交付総額1,140万円を432人で割り返しますと、平均で1人当たり約2万6,400円が支給された計算となります。

以上になります。

石嶋委員長

国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長

続きまして、文化・生涯学習課の補助金の実績をご説明します。

学童保育ルーム従事者応援事業の補助金については、市内の小学校学童保育ルームに支援員または支援補助員として勤務している者で、学童保育ルームの利用自粛期間の令和2年4月13日から5月31日の間に勤務実績があり、継続して勤務している者を支給の対象者とししました。支給対象人数は、4月が102名、5月が103名、合計205名となります。交付額は、対象人数の合計に1万円を乗じた金額で、205万円を事業者である、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に交付し、事業者が支援員等に手当金として支給をいたしました。

以上です。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

最後になります。こども家庭課所管の出産育児支援特別給付金になります。

出産育児支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のため国が実施した特別定額給付金の支給対象外となる令和2年4月28日から令和3年4月1日の期間に生まれた新生児のいる家庭を支援するため、子ども1人当たり10万円を支給したものです。

実施数でございますが、293世帯、296人分、2,960万円を支給いたしました。世帯数と人数が一致いたしません。双子の世帯が3世帯いることによるものです。また、決算額2,960万円には出てこない令和3年4月1日生まれなど6世帯、6人分がございますが、令和3年度予算で対応しておりまして、同一学年となる新生児全てを対象に、1人当たり10万円が支給されております。

以上になります。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

続きまして、112ページ、コードナンバー01035300保育士等支援事業になります。

まず、1番目の保育士不足解消のための事業ですが、保育士不足の状況について、2番目です。貸付け終了者で、市内の保育所に勤務しなかった人とその理由についてになります。一括で説明させていただきます。

市内保育施設における保育士の確保状況でございますが、現在のところ、利用定員までお子さんをお預かりするための必要な保育士数は充足できている状況となっております。しかし、利用定員の弾力運用を行いながらのものであり、質の高い保育の継続的な提供や職員の休暇取得等に対する代替保育士の配置といった観点では、十分に保育士を確保できているとは言えない保育施設がございますことから、引き続き保育士確保のために市と施設が協力して進めていくことが必要な状況となっております。

次に、保育士等修学資金貸付金を活用した方で、市内の保育所に勤務しなかった人とその理由についてでございます。当該制度は、平成28年度から開始され、令和2年度までの5年間で29人の学生に貸付けを行ってまいりました。令和2年度末までに貸付期間を終了した19人のうち、就職を迎えた方は13人、市内の幼児教育・保育施設に就職されなかった方は6人いらっしゃいます。市内の施設に就職されなかった理由に関して、特段伺ってはおりませんが、把握している理由の多くは、進路の変更によるものと伺っております。

続けます。114ページ、01035900公立保育所管理運営費、1番目になります。保育士の職員構成と年齢構成について。2番目です。給食調理業務を委託した理由と委託料1,643万4,000円の根拠についてになります。

令和2年度の八原保育所における保育士の職員構成でございますが、正職員の保育士、再任用1人を含めて12人、会計年度任用職員の保育士18人、保育士の資格のない保育補助者が1人、合計31人で保育業務を行っております。

また、正職員の保育士12人の年齢構成は、40代が9人、50代が2人、再任用が1人となっております。

次に、給食調理業務を委託にした理由でございますが、令和元年度までは給食調理業務、直営で行っておりました。八原保育所の場合、厚生労働省令等によりまして、3人の調理員の配置が必要となり、令和元年度は正職員の調理員が長期の療養休暇を取得していたため、嘱託の調理員3人を雇用し、調理業務を行っておりました。しかし、調理員が病気や用事などにより出勤できない場合、代わりに所長や保育主任が調理業務の補助に入り対応しておりましたが、保育現場を離れることによる保育への影響が懸念されておりました。また、保育所で提供する給食は、食物アレルギーへの対応など、安全面や衛生面、栄養面での質の確保充実を図っていかなければならないことから、保育所の指導監督の下、民間へ調理業務を委託して、保育所内の調理室で調

理業務を行うことが最善であるとの考えにより、給食等の調理業務を委託したものであります。

最後に、委託料の根拠についてでございますが、職員、園児の対象喫食人数に基づきまして、年間の昼食数や午前、午後のおやつの食数、調理時間などの試算と基本となる献立の種類、配膳方法や委託調理日などを指定の上、10社による指名競争入札を行い、最低価格を入札した事業者と委託契約を締結しております。

以上になります。

石嶋委員長

岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

決算書の124ページ、事業ナンバー01040900乳幼児健康診査等事業委託料、幼児歯科健康診査についてです。

はじめに、2歳6か月個別歯科健診の受診率は64.1%、受診率向上の取組についてです。

現在、2歳半歯科健診の受診率向上のために、1歳6か月児健診歯科診察での受診勧奨を行っているほか、2歳6か月児歯科健診受診券の使用期限1か月前に歯科衛生士による受診勧奨を電話で行っております。今後も対象者への適切な時期での勧奨を続けてまいります。

二つ目の質問、コロナ禍において、健康診査への影響についてです。

現在、大人の健診を含め、医療機関に市民が受診をする傾向が続いております。2歳半歯科健診におきましても、検診方法を集団から医療機関に変更したばかりですので、受診率にはコロナ禍の影響は受けていないと判断しております。

参考までに、令和2年度64.1%の受診率が、令和3年度7月末現在は、勧奨により68.5%まで上昇しております。

以上です。

石嶋委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

教育総務課です。

決算書184ページ、コードナンバー01101050新型コロナウイルス感染症緊急教育対策費であります。

1ページおめぐりください。17番の備品購入費の内容についてでございます。

こちらにつきましては、感染症防止対策に対処するため、さらに学びの保障の充実のため、感染防止対策を徹底しながら、学校での教育活動を実施する際に必要と思わ

れる備品を調達させていただいたものでございます。各学校において、密を避けるとともに、効率的、効果的に授業を進めるため、特に多くの要望が寄せられておりました、先ほど金剛寺議員にもお答えしましたけれども、大型テレビや電子黒板、そしてその操作用の端末、またデジタル教科書等を調達したものです。

これ以外にも大型ヒーター、加湿空気清浄機、ビッグファン、大きい扇風機なんですけれども、そのほかワイヤレスアンプ、プロジェクターなど、感染防止に関して要望のあった様々な備品を調達したものです。

続きまして、二つ目の修学旅行キャンセル料助成事業の内容についてということで、こちらにつきましては、各小・中学校で予定しておりました修学旅行等がキャンセルとなりまして、キャンセル料といたしますか、企画料が発生しております、キャンセルした際には、この企画料を負担してほしいということがありまして、各学校でキャンセル料が発生したのものについては納付していただいたものです。実績といたしまして、小学校については11校中3校、中学校については6校中6校、企画料キャンセル料を旅行代理店のほうに納付したものでございます。

続きまして、決算書ページ、194ページ、200ページ、それぞれ要保護・準要保護の児童と生徒数についてのご質問です。一括してお答えをさせていただきます。

まず、小学校ですけれども、認定者数といたしまして、要保護が10名、準要保護が360名、中学校につきましては、要保護が8名、準要保護が255名となっております。

続きまして、入学準備金の支給日についてであります。こちらにつきましては、昨年度から2月末に指定の口座に振り込むこととさせていただいております、それ以前については、3月10日頃に支給していたものです。これにつきましては、昨年度事務手続等を少しずつ前倒しいたしまして、2月末に支給することができたものです。今年度につきましても、2月末に指定の口座に振り込めるようにしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

石嶋委員長

国松文化・生涯学習課長。

国松文化・生涯学習課長

決算書204ページ、事業番号01105400、図書館管理運営費でございます。

ご質問の要旨でございますけれども、委託料、中央図書館管理運営が昨年より約350万円増の理由について、回答いたします。

中央図書館管理運営の委託料については、中央図書館の指定管理料となります。指定管理につきましては、令和元年度に第1期、平成27年から令和元年となる5年間の指定期間が終了しました。令和2年度から第2期、令和2年から令和6年の指定期間が始まったところです。いずれも公募により指定管理者を募集しまして、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が指定管理者に選定、指定をしております。

2期目の指定管理者を募集する際には、1期の成果等を踏まえ、業務仕様書の見直しを行い、さらなるサービスの提供を図る業務水準の設定をいたしました。具体的には、市内小・中学校及び学童保育ルーム、福祉施設つぼみ園の団体貸出本の配送業務の追加、音楽データベースのスマートフォン対応等、これらの業務、サービスの拡大により、前年度との比較で350万円ほど増額となっております。

以上です。

石嶋委員長

岩井学校給食センター所長。

岩井学校給食センター所長

決算書212ページです。事業コード01106800学校給食運営費の需用費です。

ご質問内容ですが、学校給食のパンのグリホサートの残留に対する市の学校給食のパンの調査と今後の対応についてです。

龍ヶ崎市の学校給食で提供しているパンの原材料となる小麦粉は、外国産小麦80%、茨城県産小麦20%のものを使用しています。外国産の小麦につきましては、輸入時に農林水産省が残留農薬等に関するポジティブリスト制度に基づく検査を実施し、安全性を確認したものを購入していると製造業者から報告を受けています。

また、納入業者である公益財団法人茨城県学校給食会では、納品している小麦粉に対して独自にグリホサートの残留検査を年2回、検査機関で実施しており、その検査結果を確認しています。

今後は、県産小麦の出荷量が増えれば、配合を見直してもらえるよう要望するとともに、残留農薬等の検査が実施されている食材を購入することで、安全・安心な給食が提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

石嶋委員長

蔭山こども家庭課長。

蔭山こども家庭課長

成果報告書の13ページになります。

子ども家庭総合支援室の設置、ご質問内容は相談件数と相談内容、支援の内容の3点になります。

はじめに、令和2年度に子ども家庭総合支援室で受け付けた相談件数でございますが、216件ございました。令和元年度191件と比較して、25件の増となっております。

相談件数216件のうち、養護に関する相談が84件、虐待に関する相談は80件ございましたが、特に虐待に関する相談につきましては、令和元年度の相談件数79件と比較して、ほぼ同数となっております。報道等で全国的に新型コロナウイルス感染症に

起因して児童虐待に関する相談や通告件数が増加しているといった傾向は当市ではございませんでした。

次に、相談内容のうち、虐待に関する内容といたしましては、子どもの面前でのDVや夫婦げんか、言葉による脅しなどといった心理的虐待が約半数になります。その他、件数順でネグレクト、身体的虐待、性的虐待となっております。

最後になります。支援の内容でございますが。はじめに受け付けた通告や相談内容により、緊急受理会議を開きまして、事態の危険度、緊急度を判断しております。あわせて、必要に応じて保健センターや保育施設、学校など関係機関から情報を収集の上、該当する家庭を訪問し、子どもの安否確認や家庭状況の調査などを行いますが、緊急を要する場合は、市から児童相談所へ一時保護のため送致したケースが、件数としては多くありませんが、ございました。

また、養護に関する相談では、子どもとの関わり方が分からない、子どもの発達や育児への不安、保護者の病気や家庭内トラブルなど多岐にわたっております。養育に関する知識不足などにより虐待に至ってしまったケースについて、改善策などを分かりやすく丁寧に説明していくことで、子どもとの関わり合い方が改善され、短期間で終結したケースがございました。

子ども家庭総合支援室設置しまして1年が経過しましたが、実情の把握や相談対応、関係機関との総合調整などが適切に行われており、支援が必要な家庭への早期対応から未然防止、再発防止に至るまで、切れ目のない支援を実施しているところです。

以上です。

石嶋委員長

以上で書面質疑を終了といたします。

それでは、採決いたします。

議案第9号、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議ありますので、挙手採決といたします。

議案第9号、本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

石嶋委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



この後特別会計の審査に入りますが、教育委員会につきましては、関連がございませんので、退席していただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議がありませんので、教育委員会の皆様は退席していただいて結構です。

〔教育委員会職員退席〕

石嶋委員長

休憩いたします。

午後6時再開の予定でございます。

【休 憩】

石嶋委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第10号 令和2年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、執行部から説明を願います。

岡田健康づくり推進部長。

岡田健康づくり推進部長

それでは、国民健康保険事業特別会計の説明をさせていただきます。

222ページをお願いいたします。

国保につきましては、3月末現在で加入世帯数が1万1,313世帯、被保険者数が1万7,773名、人口に対する加入割合は23.2%となっております。前年比で48世帯、328人、0.3%の減となっております。

まず、国民健康保険税です。被保険者数の減少に伴いまして、調停及び収入額が減額傾向となっております。収納率は、現年度分が49.1%、滞納繰越分が40.2%となっております。

次のページ、224ページをお願いいたします。

国民健康保険税督促手数料になります。こちらは前年比で3.5%の増です。

その下になります。国庫支出金です。災害臨時特例補助金です。

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故に被災して、当市に転入し、国保に加入した方へ保険税と利用料の一部減免の費用、こちらの10分の2を国が補助するもので、2世帯3名で、こちら1万9,000円、それプラス新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が一定割合以上減少した国保世帯の保険税の減免に要する費用、こ

ちらの10分の6を補助するものです。138世帯分、1,410万7,000円、こちら、合わせた額となっております。

その下です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金です。

マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認等システム整備費に対する補助10分の10となっております。

その下になります。普通交付金というところになります。

こちら、国保制度改革に伴い、平成30年度から新たに導入された仕組みでありまして、医療機関から請求される保険給付費の全額について、県から市町村に対し交付されるものです。前年比で4.3%の減となっております。

その下です。保険者努力者支援分になります。

特定健診の受診率や糖尿病、成人病予防の仕組み、後発医薬品の使用割合、保険税収納率など、項目ごとに実施状況を点数評価して、評価結果に基づいて交付されるものとなっております。前年比13.9%の増です。

その下になります。特別調整交付金分（市町村分）になります。

こちら、福島第一原発事故や新型コロナウイルス感染症に起因する保険税の一部負担金の減免免除費用について、災害臨時特例補助金による補填部分、こちらありましたけれども、それ以外の分を補填するものでございます。

さらに、保険税の徴収方法変更に係る事務経費、後発医薬品普及促進のための経費、制度改革に伴うシステム改修等に応じて交付されるものとなっております。前年比で49.7%の増となっております。新型コロナウイルス感染症による収入減少及び非自発的失業による国保税減免、こちらの補助が増えたこと、マイナンバーカード取得促進に対する補助が加わったことなどが主な増加の要因となっております。

その下、都道府県繰入金2号分です。

こちら、前年比8.3%の減となっております。

その下、特定健康診査等負担金は、受診者の減により、前年比で34.8%の減となります。

この下、ほとんど前年と変わりませんので、以下割愛をさせていただきます。

歳出に行きます。

230ページをお願いいたします。歳出になります。

国民健康保険事務費です。

被保険者証の作成及び郵送費、制度改革に伴うシステム改修などの委託料、国民健康保険事務に関する共通経費となっております。

その下の国民健康保険団体連合会負担金は、こちら、国保連合会共通経費負担金です。

その下です。国民健康保険賦課事務費、こちら、賦課事務に係る経費です。

次のページ、232ページをお願いいたします。

国民健康保険運営協議会費です。

こちら、法令に基づいて設置した国保運営協議会の運営経費になります。龍ヶ崎

市では12名の運営委員がおります。

その下になります。一般被保険者療養給付費です。こちらとその下の退職被保険者療養給付費、こちら療養給付費は、被保険者が医療機関に保険証を提示して受診をし、自己負担分を払いますが、そちらを除く金額が医療機関に払われるものとなっております。

その下です。一般被保険者療養費です。

こちら、被保険者証を提示せず全額支払った場合の給付費の償還払い、また補装具やコルセットなど医療用装具の購入費、鍼灸、マッサージなどの給付費となっております。前年比で3.2%の減となっております。

次のページ、234ページをお願いいたします。

国民健康保険審査支払手数料は、国保連合会へのレセプト審査支払いに対する手数料となっております。

その下、一般被保険者高額療養費です。

こちら、一月当たりの自己負担額が所得や年齢を基に算定された限度額を超えた場合に、その超えた分を給付する制度です。前年比1.3%の増となっております。

その下、一般被保険者高額介護合算療養費です。

同一期間内に国民健康保険と介護保険を利用して自己負担分の合計が一定額を超えた場合に、その超えた分を給付するものです。前年比172.4%の増となっております。

次のページ、236ページをお願いいたします。

出産育児一時金です。

こちら、療養の給付の対象とならない出産費用に対する給付です。前年比5.9%の増です。

その下、出産育児一時金支払手数料です。

こちら、直接払い制度利用に伴う国保連合会に対する一時金の審査及び支払いに係る手数料となっております。

その下、葬祭費です。

こちら、被保険者が亡くなった場合に、葬祭を行った方に対し、1人当たり5万円を支給するものです。前年比14.7%の増になります。

その下、傷病手当金です。

こちら、新型コロナウイルス感染症の影響で、国保の被保険者のうち、給与所得がある方が休業を余儀なくされた場合、給与の一部または全部が支給されない場合に、国保から傷病手当金を支給するものです。こちら、受給者は2名となっております。

中段、国民健康保険事業費納付金になります。国保の財政運営の都道府県化に伴いまして、平成30年度から設けられた市町村の都道府県に対する納付金です。これは茨城県にて保険給付費や公費の見通しを基に、必要となる県全体の保険税収を見込みまして、さらに市町村ごとの医療水準や所得水準を基に、茨城県が各市町村の額を決定いたします。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の三つで構成され

ておりまして、いずれも前年比で減額というふうになっております。

次、238ページをお願いいたします。

退職被保険者等精算後追加納付分です。

退職被保険者分の令和元年度事業費納付金と療養給付費等交付金の精算に伴って発生した追加納付金となっております。

その下、共同事業の拠出金になります。

国保の制度改革以前、市町村間の財政調整の役割を担っていましたが、都道府県化によって、その役目を終え、大きく減少しております。茨城県国保連合会に委託し、年金記録から退職者医療制度該当者をリストアップする費用となっております。

その下、保健事業費です。保健事業費、その事業として医療費通知費です。

世帯ごとの保険診療の状況をお知らせするもので、2か月に一度、該当者宛て送付しています。令和2年度の総発送件数は、合計で4万2,897通となっております。

その下、人間ドック助成費です。

市内及び近隣市町村の指定医療機関において人間ドックや脳ドックを受診した場合、自己負担の2分の1、最大2万円を助成する制度です。利用者は、新型コロナウイルス感染症による受診を控えている影響もありまして、人間ドックは前年比215名減の800名、脳ドックは16名減の37名となっております。

その下です。特定健康診査等事業となります。

こちら、次のページをご覧ください。40歳以上の被保険者に実施している特定検査の事業経費となります。運動指導を担当する健康運動指導士の謝礼、特定健康診査の集団及び医療機関健診の委託料などです。会計年度任用職員を別会計としたこと、コロナ禍による受診者の減によりまして、前年比25.6%の減です。

なお、令和2年度の受診者数は3,385人となっております。

中段になります。国民健康保険支払準備基金費です。

保険税余剰分の積立てとなります。

その下、一般被保険者保険税還付金は、歳出還付分となっております。

242ページをお願いいたします。

国庫支出金の返還金です。

平成30年度の調整交付金の算定の修正による一部返還と、令和元年度の特健診に係る保険給付費等の交付金、特別交付金の精算による国と県への返還金です。

その下です。国民健康保険事業一般会計繰出金です。

一般会計の歳入でご説明をしたと思うんですが、平成30年度の赤字補填分として、一般会計から繰り入れた分を繰り戻すものとなっております。

説明につきましては以上になります。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

何点かお聞きしますけれども、一括して質問をするようにしたいと思います。

1点目は、この国保会計全体を見ますと、令和2年度は非常に不用額も多くて、全体が少なく済んだような状態になっているわけですが、ただ、個別的にさらに見ていくと、232ページの保険給付費の中の一般被保険者療養給付費が2億4,700万円ぐらい不用額になっているわけですが、今、国保事業財政というのは、主に県が主体となっているわけですが、この部分で残った部分、先ほど部長の説明でも、何点かこういうのがあるんだということは説明されましたけれども、この部分がどういう内容がこの保健事業の中に残っているのかということと、あとこの2年度で多額の不用額が出た対応についての見解をお聞きしたいのと、あと3番目には、資格証明書、短期保険証の発行状況についてお聞きをします。

最後に、この242ページの国保から一般会計に繰り出す4,400万円について、これは平成30年から茨城県の県主体の国保事業となったわけですが、このとき、この県の納付金が大きくて、これをカバーするために、基金の取崩しと一般会計からも繰入れをして、保険料を上げることなく、抑えていただいたという点では評価をするんですが、しかし、今になって、これも先ほどの補正と一緒に、例外的な措置ではないかと思われるわけですが、平成30年度決算で終わっている分を、そこで繰り入れた分を、また令和2年度の決算で戻すということは、どういう中身であるかということと、特に、ただ平成30年度については、初めて都道府県化に移行したために、国のほうも平成29年、平成30年については、一般会計からの法定外繰入れは認めるという方針を出して、混乱を抑えた経緯があるわけで、これは今のさらに厳しくなったときとはまた違うわけですね。

私は、これはここで一般会計に戻す必要もなく、国保としては、さらに4年度から今度2方式に変えるという大きな課題を抱えているわけですね。このときに、保険税の軽減も含めて、新しい保険税を生み出すために、何とか高い保険税を抑えてほしいという方向にこれは使うべきであるというふうに、私の考えだけでも、思っているわけで、その辺の見解について、併せてお聞きをします。

石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

沼尻保険年金課長

お答えいたします。

まず1点目でございます。平成30年度から国保の財政運営主体が市町村から都道府県に移管されております。それ以降、県が各市町村から保険給付費等納付金を集め、それに国・県の負担金を加算した上で、各市町村に今度は保険給付費等交付金の形で交付しまして、市町村はそれを基に保険給付費を支払っている状況となっております。

この制度改正が行われてから、県が県内全体の市町村保険者の財政調整を担う形となったことによりまして、以前よりは国保財政は安定基調となっております。令和2年度の決算のほうで黒字幅が大きく残ったということも、そういうことも一因でないかと考えております。

続いて、2点目でございます。令和2年度決算の不用額が多かったということでございます。

令和2年度の特別会計の決算では、形式収支が1億4,560万7,410円となりました。決算書243ページに載っているんですけども、これが前年度の形式収支1,849万7,370円の約8倍の規模となりました。この要因といたしましては、令和2年度の特別会計の歳入歳出の決算の乖離が大きくなったことがございます。

具体的には、歳入で柱の一つである国民健康保険税が、コロナ禍でも変わらず、あまり下がらなかったという事情がありました。その一方で、歳出において、保険給付費納付金が前年度から大きく減少しました。金額にして約3億1,000万円、率にして対前年度比14.8%減少となりました。これらの事情によりまして、令和2年度は予算残額が大きくなったところでございます。

次に、3点目でございます。資格証明書と短期保険証の発行状況でございます。

令和2年、3年でおのおの6月1日現在で申し上げます。

まず、国民健康保険短期保険証が、令和2年6月1日現在で466世帯、令和3年度が481世帯となります。一方で、資格証明書は、令和2年度が4世帯、令和3年度は1世帯となっております。

次に、四つ目のご質問でございます。今度は一般会計への4,400万円の繰出しの内容でございます。

議員さんのご案内とおりでありますけれども、こちらは平成30年度に県に納付する保険給付費納金等が多額であったことなどで、特別会計財源が不足いたしまして、基金取崩しと、併せて一般会計の繰入れで6,400万円繰り入れたという経緯がございます。この6,400万円のうちの一部を、4,400万円を2年度に一般会計に戻しました。

この考え方は、午前中もお話をしたんですけども、確かに一般会計からもらったものは国保で使うべきという考え方もあるかと思うんですが、やはり一般会計の財源が厳しい中で、分けてもらっている事情もあります。それはやはりもし国保のほうの財政が変わってきたのであれば、返せる範囲であれば、一部でも戻して、一般会計のほうの事業の拡充に使ってもらおうというやり方もあるかなというところで考えております。

あと、この金額の根拠でございますが、特定の何かの積み上げというわけではなかったんですけども、もともと予算要求、当時予算要求当初は6,400万円で上げていたところだったんですけども、査定の過程で、他とのバランスでこの額に落ち着いたという経緯でございます。

以上でございます。

石嶋委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、あとそのところでもう一点のところですね。231と232の一般被保険者療養給付費というのなんですけれども、ここが大きく不用額出ているんですけれども、ちょっとこの内容について、どういうものか教えてもらえますか。

石嶋委員長  
沼尻保険年金課長。

沼尻保険年金課長

お答えいたします。

令和2年度の保険給付費は、この療養給付費に固定されず、いずれもコロナ禍による受診控えで額が大きく下がっております。実際、令和2年度の給付費の対前年度比較をしますと、資料は、手元にはないんですけれども、大体令和元年度と比べて、この一般療養給付費も含めまして、年間で5%ぐらいは下がっています。それは受診控えのこともあるかと思えます。

一方で、最近これがV字回復と言えればおかしいんですけれども、より戻しの状況が見て取れまして、この令和3年5月の診療分が逆に二桁に近い伸びを示しております。ちょっとここは非常にコロナの流れによって非常に増減するところがあるんですけれども、この令和2年度の療養給付費に限っては、コロナの影響での受診控えが大きかったということが考えられます。

以上です。

石嶋委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

結構です、ありがとうございます。

石嶋委員長  
ほかにありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長  
別にないようですので、採決いたします。

議案第10号、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第10号、本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

石嶋委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第11号 令和2年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

清宮福祉部長

それでは、決算書244ページからの介護保険事業特別会計でございます。

介護保険の状況でございますが、令和元年度から令和2年度への増加率でございますけれども、第1号被保険者が約1.9%、認定者数としましては、要介護者が約3.7%、要支援者が約6%それぞれ増加しているところでございます。

それでは、早速歳入から説明させていただきます。

248ページ、249ページをお開きください。

249ページ右側の一番上のところからです。

第1号保険者介護保険料特別徴収現年度分、それからその下の第1号被保険者介護保険料普通徴収の現年度分、この二つの現年賦課分についてでございますが、調定額に対しまして収納率は99.29%となっているところでございます。

その下の第1号被保険者介護保険料滞納繰越分でございます。

対調定収入率としましては11.27%です。滞納者につきましては、令和2年度末で307人となっております。

その下の介護保険料督促手数料でございます。

1,835件分でございます。

その下の介護給付費現年度分でございます。

これは介護給付費に対しまして、施設分15%、それ以外20%という国の負担割合によるものです。

その下の介護給付費過年度分でございますが、令和元年度の国庫負担金の実績額確定による追加交付分でございます。



その下の普通調整交付金でございます。

これは市町村の責めによらない保険料収入不足、あるいは給付費増を調整するために交付されるものでございます。

その下の特別調整交付金でございます。

これは新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免分に対する補助で、負担割合は10分の4となっております。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金です。

歳出の地域支援事業費のうち、介護予防日常生活支援総合事業及び一般介護予防事業の対象経費に係る交付金で、国の負担割合は約20%です。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金です。

同じく地域支援事業のうち、包括的支援事業及び任意事業の対象経費に係る交付金で、国の負担割合は38.5%です。包括支援センターの person 費、運営費のほか、平成27年介護保険法改正により取り組むこととなった在宅医療介護連携事業4事業が対象事業となっております。

清宮福祉部長

次のページをお開きください。250、251ページです。

一番上の保険者機能強化推進交付金でございます。

これは高齢者の自立支援、重度化防止等に関する都道府県や市町村の取組を支援するために、平成30年度に始まった国庫交付金でございます。金額につきましては、各都道府県や市町村での取組の度合いによって決定されたものでございます。

岡田健康づくり推進部長

その下、介護予防広報支援事業費です。

新型コロナの影響により実施を控えている介護予防事業の代替として、自宅で行える運動の啓発パンフレットの作成費への補助となります。

清宮福祉部長

その下の介護保険制度改正支援事業費でございます。

これは介護報酬等の改正に伴うシステム改修関連経費に対する国庫負担金でございます。

その下の介護保険災害等臨時特例補助金でございます。

特別調整交付金と同内容で、負担割合としては10分の6となっております。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。介護保険保険者努力支援交付金です。

令和2年度より開始されたもので、介護予防事業や在宅介護、在宅医療介護連携、認知症等への取組が評価され、交付されるものです。

清宮福祉部長

その下に参りまして、介護給付費現年度分でございます。

これは介護給付費に対する第2号被保険者の負担分で、介護給付費の27%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。地域支援事業支援交付金現年度分です。

こちら、介護予防日常生活支援総合事業及び一般介護予防事業に係る交付金で、社会保険診療報酬支払基金から第2号被保険者負担分として、負担割合27%で交付されるものです。

清宮福祉部長

その下の介護給付費現年度分でございます。

これは県の負担分でございますが、施設分が17.5%、それ以外が12.5%という県の負担割合による令和2年度の給付費に対する負担金でございます。

その下の介護給付費過年度分につきましては、令和元年度の県負担金の実績額確定に伴う追加交付分でございます。

次のページをお開きください。

岡田健康づくり推進部長

次のページです。

県支出金になります。地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金の県の負担割合で、12.5%となっております。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金です。

こちら、県の負担割合は19.25%となっております。

清宮福祉部長

その下の介護保険支払準備基金利子でございます。

こちらにつきましては、基金に係る利子収入でございます。

その下の介護給付費繰入金でございます。

これは介護給付費に対する市の負担割合である12.5%の繰入金でございます。

岡田健康づくり推進部長

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業繰入金です。

これ、市の負担割合分12.5%を繰り入れたものでございます。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金です。  
市の負担割合19.25%を繰り入れたものです。

#### 清宮福祉部長

次のページをお願いします。255ページです。

一番上の低所得者保険料軽減負担繰入金でございます。

これは介護保険料第1段階から第3段階の軽減措置に対する繰入れでございます。  
国庫負担分が2分の1，県負担分4分の1を一般会計で受け入れまして，それに市負担分4分の1を加えて繰り入れたものでございます。

その下の介護保険事業職員給与費等繰入金でございます。

これは職員給与費等の繰入れでございます。介護福祉課の10名分でございます。

その下の認定審査会事務費繰入金，その下の認定調査等事務費繰入金，これはそれぞれの事務費の繰入れでございます。

その下のその他一般会計繰入金でございますが，介護保険事務費，賦課徴収事務費などの経費の繰入れでございます。

その三つ下です。基金の繰入金のところですが，予算がありますが，調定，収入ともゼロになっております。これは介護給付費の増額を見込んで補正したのですが，支出が見込みより少なかったために，繰入れをせずに済んだものでございます。

その下の介護保険事業繰越金でございます。

これは令和元年度の歳入歳出の繰越しでございます。

その下の第1号被保険者延滞金でございます。

57件分となっております。

その下に参りまして，介護保険事業歳計現金運用利子でございます。

これは介護保険事業特別会計の預金利子でございます。

その下の介護保険事業第三者納付金でございます。

これは第三者行為により給付した介護給付費分について，当該第三者行為の加害者から市に納付されたものでございます。

その下の介護保険被保険者返納金でございます。

これは過誤調整により発生した高額介護サービス費の返納金でございます。

その下の情報公開文書複写料でございます。

ケアプラン作成に係る情報提供として，要介護認定調査の資料及び主治医意見書の写しを介護支援専門員に交付したときの複写料収入でございます。

#### 岡田健康づくり推進部長

その下，介護予防ケアマネジメント作成料です。

総合事業に係る本市在住の住所地特例者に係るケアプラン作成料の負担調整分です。

その下、健康教室等参加者等負担金は、げんきあっぷ！応援事業に係る参加者負担金です。

清宮福祉部長

一番下の徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者負担金でございます。

これは認知症高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業に係る自己負担分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、258、259ページをお開きいただきたいと思います。

ここからは歳出になります。

ここからの職員給与費につきましては、説明を割愛させていただきます。

上から二つ目の枠の介護保険事業費でございます。

主なものを申し上げますと、使用料及び賃借料でございますが、これは介護保険システムの利用料でございます。

その次、一つ飛びまして、介護保険賦課徴収事務費でございます。

主なものとしましては、通信運搬費としまして、保険料決定通知書や還付通知書の郵送料、手数料につきましては、特別徴収に係る国民健康保険団体連合会への支出、口座振替やコンビニ収納代行に係る銀行への支出でございます。

一番下になります。介護認定審査会費の介護認定審査会事務費でございます。

主なものとしまして、委員への報酬が主な支出です。審査会につきましては、21名の委員がおり、三つの合議体で行われ、令和2年度につきましては、77回開催されております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

真ん中ちょっと下になります。調定調査等事務費でございます。

これは認定調査及びその他要介護認定調査に係る事務経費でございます。手数料につきましては、主治医意見書の作成手数料でございます。要介護等の認定者の調査が行われなかったことで、21.4%ほど減となっております。

その下の介護保険趣旨普及費でございます。

これは介護保険制度周知のパンフレットを2,000部印刷した費用でございます。

一番下になります。居宅介護サービス給付費でございます。

これは要介護1から5の方のホームヘルプサービス外デイサービス、ショートステイ等の居宅サービスに係る給付費でございます。

次のページをお願いいたします。263ページです。

ここからは267ページまでいろいろ給付費が出てまいります。この負担金につきましては、要介護と要支援に分かれておりまして、要支援分については、予防とついた事業名となっております。

263ページ一番上の地域密着型介護サービス給付費でございます。

これは認知症対応型グループホーム，地域密着型通所介護，小規模多機能型居宅介護の利用に対する給付費でございます。

その下の施設介護サービス給付費でございます。

特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，介護医療費の利用に対する給付費でございます。

その下の居宅介護福祉用具購入費でございます。

入浴補助用具の介護福祉用具の購入に対する給付でございます。

その下の居宅介護住宅改修費でございます。

手すり設置，段差解消などの住宅改修費に対する給付でございます。

その下の居宅介護サービス計画給付費でございますが，これはケアプラン作成費の給付でございます。

その下の介護予防費給付費でございますが，福祉用具貸与，ショートステイ等の在宅サービスに係る給付でございます。

一番下の地域密着型介護予防サービス給付費でございます。

これは要支援2の方のグループホーム入所や，要支援1，2の方の小規模多機能型居宅介護の利用に対する給付でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の介護予防福祉用具購入費でございます。

入浴補助用具等の購入に対する給付でございます。58の方が利用されております。

その下の介護予防住宅改修費でございます。

67の方が利用されました。割合で50.9%ほど増になっております。

その下の介護予防サービス計画給付費でございます。

これもケアプラン作成費の給付でございます。

その下の介護保険審査支払手数料でございます。

これは介護報酬の審査手数料で，国民健康保険団体連合会への支出でございます。

その下の高額介護サービス費，それからその下の高額介護予防サービス費，この二つでございますが，1か月当たりの利用者負担額が所定の限度額を超えたときに，その超えた分を給付するものでございます。

一番下の高額医療合算介護サービス費でございます。

次のページをご覧くださいと思います。こちらの一番上にあります高額医療合算介護予防サービス費，この二つでございますが，これは医療介護の1年分の自己負担額の合計額が国の定める限度額を超えたときに，その超えた分について給付されるものでございます。

その下の特定入所者介護サービス費，それからその下の特定入所者介護予防サービス費でございます。

これは介護保険施設、ショートステイ利用者の居住費、食費につきまして、低所得の方に対しては、所得に応じた自己負担額の限度額が設けられていることから、この限度額を超えた部分について給付するものでございます。

岡田健康づくり推進部長

その下になります。款が変わりまして、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費のところになります。従来の介護予防給付のうち、通所介護、訪問介護について、介護保険給付から分離しまして、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業訪問型及び通所型サービスとして市の事業となっております。そちらの費用の関係になっています。

まず、第1号事業支給費です。

この訪問型及び通所型サービスに係る費用について、国保連を経由して各サービス提供事業所へ支払う負担金となります。

高額第1号事業支給費は、自己負担限度額を超えた分を還付するものでございます。

その下です。介護予防ケアマネジメント事業です。

総合事業分に係るケアプラン作成が市の事業となるため、民間居宅介護支援事業所への委託費用について、介護サービス事業特別会計の介護予防給付と分離して計上しています。負担金は、総合事業に係る他市町村在住の住所地特例者に係るケアプラン作成料の負担調整分です。地域包括支援センター438件、委託が932件となっております。

その下です。一般介護予防事業費です。次のページと併せてご覧ください。

通所型介護予防事業は、歯科衛生士への謝金やスポーツクラブで実施する複合型介護予防講座、認知症予防の運動講座、カラオケ機能を利用したDKエルダーに係る委託費用、DKエルダーのシステムの賃借料となっております。新型コロナウイルス感染拡大によりまして、講座ができなかったことなどにより、前年比で20.8%の減となっております。

その下です。介護予防普及啓発事業です。

こちらも講師謝礼、シルバーリハビリ体操、思い出を語ろう会への活動支援、ウォーキング講座用のポールやシルバーリハビリ体操指導士のポロシャツの購入費用、介護予防パンフレットの作成費用などとなっております。

高齢者いきいき活動支援事業委託料は、元気サロン松葉館運営経費のうち、65歳以上の参加相当分として85%をこちらの特会で計上しております。

その下になります。地域介護予防活動支援事業です。

市民が自主的に行う介護予防活動に対し、準備費や維持費を補助する高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業補助金です。こちらもコロナ禍により活動が減少し、前年比59.1%の減となっております。

その下、げんきあっぷ！応援事業です。

元気アップ体操指導士の活動謝礼及び研修会の講師謝礼です。コロナ禍による活動の減少により、こちらも前年比で63.5%の減です。

その下、二つ下になります。会計年度任用職員の給与費でございますけれども、こちら、まいん「健幸」サポートセンターの会計年度任用職員3名分の人件費となっております。

次のページをお願いいたします。

次は、まいん「健幸」サポートセンター管理運営費です。

健幸講座開催委託料は、65歳以上利用者として費用の90%をこちらの会計に計上しています。

人件費を除きまして、その三つ下、地域包括支援センターの運営費です。

介護保険法に規定する地域包括支援センター運営に係る経費です。会計年度任用職員を別事業としたため、前年比54.2%の減となっております。

#### 清宮福祉部長

その下の総合相談事業でございます。

これは在宅介護支援センター運営事業を3法人に委託しておりまして、その費用でございます。地域の在宅高齢者や家族から総合的な相談に応じるとともに、高齢者の実態把握調査などを行っているところです。

#### 岡田健康づくり推進部長

その下です。権利擁護事業です。

成年後見人の市長申立てに係る費用及び後見人就任後の報酬の助成となります。令和2年度は市長申立て1件、報酬助成が2件分となっております。

次のページをお願いします。

#### 清宮福祉部長

273ページが一番上になります。家族介護支援事業でございます。

市では、在宅で要介護を介護する方々に対して支援をしております。主な内容を申し上げますと、扶助費としまして、非課税世帯で要介護3以上の方の紙おむつなどの介護用品購入に対する助成事業を行っております。25の方が利用されました。

その次の自立生活支援事業でございます。

主なものとしましては、委託料の食の自立支援事業ですが、在宅のひとり暮らし高齢者に対し配食サービスを行うもので、調理と配達業務を委託しております。昨年度は延べ238の方が利用されております。

その下の介護給付費等費用適正化事業でございます。

主なものとしまして、委託料ですが、介護給付費通知書の作成及び介護給付等適正化支援システムの運用サポートと保守の委託がございます。後者の2件につきましては、国民健康保険団体連合会から提供された給付情報と当市の認定情報などをリン

クさせ、対象者のサービス受給状況をチェックするシステムに関するものでございます。

岡田健康づくり推進部長

その下です。在宅医療・介護連携費です。

保険・医療・介護及び福祉の連携により、包括的かつ継続的にサービスが提供される体制づくりを進めるための事業となっております。在宅医療介護連携推進会議委員の謝金、龍ヶ崎市医師会に委託している在宅医療連携相談室の運営委託料などです。

その下です。地域ケア会議事業は、地域包括ケアシステム構築のため、多職種の専門職で個別支援の課題を協議し、地域課題の解決へとつなげる事業となっております。

その下です。生活支援体制整備事業です。

生活支援サポーター養成に係る費用、龍ヶ崎市医療・介護・障がい生活情報サイトの使用料となっております。

次のページをお願いします。

認知症総合支援事業です。

新オレンジプランに沿って、初動対応の仕組みの整備、市民啓発等に係る費用です。初期集中支援チーム員の謝金、認知症の人と家族の会茨城県支部が運営する認知症カフェの運営委託料、認知機能測定及び訓練機器の購入費などとなっております。

その下です。介護予防・日常生活支援総合事業審査支払手数料は、総合事業分審査に係る国保連合会への手数料となっております。

清宮福祉部長

その下の介護保険支払準備基金費でございます。

これは積立利子15件分でございます。令和元年度の第1号被保険者保険料余剰分を積み立てる予定でしたが、介護給付費が当初見込みより増加したため、積み立てることができず、減額したものでございます。

その下の第1号被保険者保険料還付金でございます。

これは死亡、転出、所得更正などにより、過年度納付分を返金したものでございます。

一番下の国庫支出金等返還金でございます。

これは令和元年度に概算交付されていた負担金等につきまして、業績確定により返還したものでございます。

以上で説明を終わります。

石嶋委員長

これより質疑に入ります。

はじめに、通常どおり文教福祉委員会所属委員から口頭により質疑を行いますので、執行部から答弁をお願いいたします。その後、文教福祉委員会所属以外の議員から



書面質疑通告書が提出されておりますので、一覧表に基づき、議員ごとに私が指名いたしますので、執行部から答弁をお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別がないようですので、書面質疑に入ります。

書面質疑一覧表に基づき、質疑に対する答弁をお願いいたします。

答弁者におかれましては、挙手をしていただき、質問項目に該当する決算書のページ、事業コード、事業名、質問趣旨を読み上げた上で、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

佐々木介護福祉課長。

佐々木介護福祉課長

伊藤議員の質問です。介護保険料滞納者数、滞納による給付制限についてでございます。

こちらにつきましては、ページ数で申し上げますと279ページ、介護保険料の部分となります。

それでは、お答えいたします。

令和3年3月31日時点では、滞納者数は307人となっております。

介護保険料の滞納による給付制限につきましては、滞納期限が納期限から1年以上2年未満の方が介護サービスを利用した場合は、月単位で介護サービス費の全額をサービス提供者に支払い、負担割合に応じて市から本人に償還払いで給付を行います。中でも、滞納期間が1年6か月を超えている方には、滞納額の一部を差し引いて給付を行います。この制限を受けている方は、当該年度においてはございませんでした。

また、保険料滞納期間が納期限から2年を経過すると、介護保険料は時効により納めることができなくなります。時効になった保険料がありますと、滞納期間に応じて一定期間介護サービス利用者負担割合が1割、2割の方は3割に引き上げられ、3割の方は4割に引き上げられることとなります。加えて、利用者負担割合が引き上げられた期間中は、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなることになっております。この給付制限を受けた方につきましては、11人となってございました。

以上でございます。

石嶋委員長

友信健幸長寿課長。

友信健幸長寿課長

伊藤議員の質問です。271ページ、地域包括支援センター運営費で、地域包括支援センターのまず相談件数であります。

令和2年度は、計1,795件の相談に応じております。月平均すると150件程度です。前年比92%、若干微減ではありましたが、コロナ禍の中、相談内容が多様化し、かつ接触手段も制限されるため、例年以上の忙しさを感じる1年でありました。

続きまして、利用者数であります。これは総合事業の利用者及びケアプランの作成数についてご説明いたします。

令和3年3月現在、要介護認定での要支援認定者は541名、対前年比で106.3%増です。介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者、要介護認定を経ないで事業が使える方ですね。これは162名で、前年度比190.3%と、大きく増えております。

また、ケアプラン作成に関しましては、令和2年度で介護予防給付の介護予防支援のケアプランの作成が2,527件、総合事業のケアプラン作成、介護予防ケアマネジメントが1,670件、月平均では介護予防支援210件、介護予防ケアマネジメント140件となっております。このうち、地域包括支援センターで直接作成している割合は、介護予防支援で20%、総合事業のケアマネジメントで約44%となっております。

最後になります。現在1か所の増設についてであります。

本年4月から介護保険は第8期計画期間となっております。その中で、地域包括支援センターの機能強化にも触れております。この方針に基づき、地域包括支援センターの機能強化についてとして、4月26日に庁議において説明。その中で、令和5年度を目途に地域包括支援センターを2か所とし、併せて地域包括支援センターの主業務である包括的支援事業及び介護予防支援について、民間に委ねていく方向性を提案し、了承されております。

同様の内容を7月28日に開催した高齢者福祉・介護保険事業運営協議会でも説明し、今後ご意見等を伺っていくこととしております。

現在、公募方法等について、素案作成を行っているところであります。

以上です。

石嶋委員長

以上で書面質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第11号、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第12号 令和2年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算について、執行部から説明願います。

清宮福祉部長。

清宮福祉部長

それでは、279ページからの障がい児支援サービス事業特別会計でございます。

当会計につきましては、市が運用しております障がい児通所支援事業所つぼみ園に関する特別会計でございます。

令和3年3月1日時点の登録児童数につきましては、198人となっております。内訳として、未就学児が113人、学童が85人といった状況でございます。

それでは、281、282ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

一番上の障がい児通所支援事業収入でございます。

これは当事業が児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービスとなっております。原則として1割が自己負担、残りの9割が公費負担となっているところでございます。

次の障がい児通所事業自己負担金でございます。

これが利用される方に負担していただく1割分の収入でございます。現年度分でございます。

その下の障がい児支援サービス事業給与費等繰入金でございます。

これは主に歳入と歳出の差額でございます。人件費への充当でございます。

一番下の障がい児園外活動負担金でございます。

これはスポーツ安全保険の加入負担金でございます。

次のページをお願いいたします。284ページです。

給与費につきましては、説明を割愛させていただきます。

下半分になります。障がい児通所支援事業でございます。

主なものを申し上げますと、委託料でございますが、この中で、理学療法士が2名、言語聴覚士が2名、作業療法士が2名、心理士が2名と派遣委託契約を結んだものでございます。

以上で説明を終わります。

石嶋委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑などありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第12号、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第13号 令和2年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、執行部から説明願います。

岡田健康づくり推進部長。

岡田健康づくり推進部長

それでは、後期高齢者医療決算について説明いたします。

288ページをご覧ください。

令和2年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、当市の後期高齢者医療制度の概要を説明いたします。

この制度は、75歳以上の方及び65歳から74歳までの一定の障がいがある方を対象とした医療保険制度です。財政運営や保険給付などの医療保険の事業主体は、各都道府県の設置の広域連合となりますが、保険料の徴収や各種申請受付処理などの業務は市町村が行っています。

当市の被保険者数は、令和2年度末日現在で1万298名、市内総人口に対する加入割合は13.46%、前年比で240名、0.4ポイントの増となっております。

291ページをお願いいたします。

歳入です。

後期高齢者医療保険料です。現年度分は、被保険者数の増加に伴いまして、調定額で前年比14.9%の増です。収納率は現年分で99.59%、滞納繰越分は37.75%です。不納欠損額は134万1,800円、40名分となっております。

その下です。督促手数料、前年比7.7%の減となっております。

その下、一般会計繰入金です。事務費等繰入金は、被保険者の療養給付費の12分の1相当額、広域連合の事務経費の負担金、市の担当職員の人件費、人間ドック助成等に係る費用、その他各種事務経費分の繰入れです。

その下です。保険基盤安定繰入金です。

こちら、国民健康保険と同様に、低所得者に対する保険料軽減措置による軽減相当額の繰入金です。県負担金として4分の3が一般会計で歳入され、残り4分の1を市の負担分として、合算しまして特別会計へ繰り入れたものとなっております。

その下です。繰越金です。広域連合が市町村からの保険料負担金の収入処理を3月末で行うため、出納整理期間に市が徴収した保険料分を翌年度に繰越精算するための繰越金となっております。

その下、延滞金。延滞金は前年比27.7%の減です。

その下、保険料還付金、還付加算金です。資格や所得更正などによる保険料の還付金と、それに付随する還付加算金となっております。

次のページです。293ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業歳計現金運用利子になります。

特別会計預金利子収入です。

その下、後期高齢者健康診査受託料は、保険者である広域連合が行う被保険者の健康診査を市が受託して実施する関係経費の受託料です。コロナ禍による受診者の減によりまして、前年比27.7%の減となっております。

その下です。後期高齢者医療広域連合特別対策補助金は、市が実施する人間ドック及び脳ドックの費用助成等に対する広域連合からの補助金です。後期高齢者医療の被保険者に対しては、国民健康保険と同様に、費用の2分の1、最大2万円の助成を行っております。後期高齢者医療広域連合から市の助成に対し一部が補助されております。

その下、高齢者の保健事業と介護事業の一体的な実施事業費です。令和2年度に市が広域連合から受託して実施した高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の受託費用が広域連合から市に交付されたものです。事業担当の職員2名分の人件費に充当しております。

その下、雑入の高齢者健康診査受診者負担金は、高齢者健康診査に係る自己負担金です。令和2年度より負担金を徴収しております。

その下、国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営事業費です。

国保と同じく、税制改正による基礎控除等の見直しにより、基幹系システムの改修費が必要になりまして、そちら、10分の10の補助となっております。

続いて、歳出になります。

295ページをお願いいたします。

人件費、給与費のほうは割愛させていただいて、三つ目です。後期高齢者医療事務費です。

電算システムの機器使用料、システム保守、被保険者証の郵送料などです。会計年度任用職員を別会計としたため、前年比11.8%の減となっております。

その二つ下になります。後期高齢者医療保険料徴収事務費です。

納付書や督促状の郵送費、口座振替手数料、封入・封緘委託料などです。

297ページをお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金です。

広域連合の人件費を含む事務局経費として事務費納付金、市が徴収した保険料分を納付する保険料等納付金、被保険者の保険給付費に係る負担金相当額としての療養給付費納付金の三つがありまして、それらを後期高齢者医療の運営主体である広域連合に納付するものです。前年比10.5%増となっております。

その二つ下、後期高齢者健康診査事業です。

保険者である広域連合からの受託事業で、集団健診及び医療機関健診の費用です。受診者数は1,442人となっております。

その下、人間ドック助成費は、市が委託している医療機関で被保険者が人間ドック、脳ドックを受診した場合に、国保の被保険者と同じく自己負担の2分の1、上限2万円を補助するものです。受診者数は、人間ドックが248名、脳ドックが19名です。

その下です。諸支出金の保険料還付金、その下の還付加算金です。保険料更正に伴う歳出還付と還付加算金となっております。

説明は以上となります。

石嶋委員長

これより質疑に入ります。

はじめに、通常どおり文教福祉委員会所属委員から口頭により質疑を行いますので、執行部から答弁をお願いいたします。この後に、文教福祉委員会所属以外の議員から書面質疑通告書が提出されておりますので、一覧表に基づき、議員ごとに私が指名いたしますので、執行部から答弁をお願いいたします。

それでは、質疑はありますか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

1点だけお聞きします。290ページの後期高齢者医療の保険料の件ですけれども、昨年度の状況から言うと、もう予算書が出来上がった後に後期高齢者の茨城県連合が保険料を値上げしたと。これは所得割と均等割、両方とも上げているわけです。その補正は補正予算でやったはずなんですけれども、この予算書を見れば、6,298万8,000円プラスしているんですけど、全額がその影響分ではないと思いますんで、いわゆるこの広域連合が値上げしたことによって、この増額となった保険料の額が分かれば、お聞きします。

石嶋委員長

沼尻保険年金課長。

沼尻保険年金課長

お答えいたします。

この補正予算の中で増えたうち、どれだけが保険料引上げの影響かとか、正直難しいところがあります。なので、見方を変えて、お一人当たりの令和元年度と2年度の賦課額の比較の形で説明いたします。

後期の保険料でございますけれども、令和元年度から2年度にかけて、所得割が8.0%から8.5%、均等割が3万9,500円から4万6,000円に見直し、引上げがされております。この影響額につきまして、令和元年度と2年度の本算定の結果に基づきまし

て、両年度の所得割と均等割の1人当たりの賦課額を比較という形でお答えいたします。

まず、所得割でございますが、龍ヶ崎市分の所得割賦課総額を被保険者数で除しますと、1名当たり賦課額が令和元年度は年間で4万9,505円、2年度は年間で5万1,154円となりました。この差額は1,649円となりまして、これは所得割の影響額と考えられます。

次に、均等割でございますが、1名当たり賦課額が令和元年度が3万9,500円、2年度が4万6,000円でありまして、この差が6,500円です。これら所得割と均等割の差額の合計が年間で8,149円となります。被保険者全体の平均という数字になってしまいますけれども、これが保険料改定の影響額と考えております。

以上です。

石嶋委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

大体分かりました。

実際には、これから減免措置とかいろいろなことがかかりますんで、実際のトータルとしては、なかなか難しいところですけども、1人当たり8,000円となると、さっき2月末では1万293人ということでしたんで、これまた2年度中の増減があるんで、トータルとは言えないけれども、大体の予測はつきましたんで、以上で結構です。

石嶋委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

石嶋委員長

別にないようですので、書面質疑に入ります。

書面質疑一覧表に基づき、質疑に対する答弁をお願いいたします。

答弁者におかれましては、挙手をしていただき、質問項目に該当する決算書のページ、事業コード、事業名、質問趣旨を読み上げた上で、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは、伊藤議員の書面質疑に対する答弁をお願いいたします。

沼尻保険年金課長。

沼尻保険年金課長

お答えいたします。

議案第13号 令和2年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算，短期保険証の数と保険料滞納者数でございます。

決算書で申し上げますと，保険料に絡んできますので，291ページが相当かと思われれます。

まず，短期保険証の発行数でございますけれども，令和2年と3年の6月1日現在でお答えいたします。

まず，令和2年度が45枚，3年度が86枚となります。

ここで令和2年度と3年度にかけて短期証の数が2倍近く増えております。この理由をご説明申し上げます。

2点ございます。一つは，令和2年度は新型コロナウイルスの影響によりまして，例年行っている滞納者を直接市へ呼び出して納付の相談をすることができなかったことがあります。呼び出しまして，納付が可能であれば納めてもらって，通常証に替えるという作業を例年するんですが，それができなかったということが一つありました。

もう一点でございますが，市での短期保険証の判定に当たりまして，対象とする滞納分を昨年度までは前年度分のみとしていたところですが，3年度からはそれ以前も含めて判定することにしたと。これによって増えたことがございます。

2点目を詳しく申し上げます。

後期高齢者医療制度が始まりました翌年度の平成21年度に当市での短期保険証の発行基準を策定した際，滞納とみなす範囲を前年度の保険料といたしました。これについて，翌平成22年度に前年度の制限を外しまして，納期限から6か月を経過している滞納がある場合と見直しを行った経緯がございます。

ところが，昨年度まで市の短期証の判定の際，見直し前の当初の前年度の保険料の範囲のままで判定を行ってまいりました。これが昨年発覚いたしまして，令和3年度からは本来の基準で判定を行った結果，発行数が大幅に増える結果となりました。令和2年度までは短期証の発行数が本来よりも少なく判定してまいりました。

今後は，このようなことがないように，事務管理を徹底してまいります。

なお，仮に昨年度までと同様の方法で判定をした場合の令和3年6月1日現在での短期保険証の発行数は，先ほど申し上げました86枚から減りまして，64枚となります。以上です。

石嶋委員長

以上で書面質疑を終了いたします。

それでは，採決いたします。

議案第13号，本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

石嶋委員長



ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第13号、本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

石嶋委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第14号 令和2年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について、執行部から説明を願います。

岡田健康づくり推進部長。

岡田健康づくり推進部長

それでは、説明いたします。

令和2年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてです。

この特別会計は、地域包括支援センターが居宅介護予防支援事業所の指定を受け、介護予防支援として実施するケアプラン作成業務の収支を管理するための会計になっております。

303ページ、304ページをご覧ください。

歳入です。

介護予防サービス計画費収入です。

介護保険事業特別会計の介護予防サービス計画給付費を財源とし、国保連合会からの収入となります。前年比12.0%の増です。

その下です。繰入金です。

こちら、一般会計からの繰入れとなります。前年度68.1%の減です。

次に、歳出です。

306ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費です。会計年度任用職員給与費は、地域包括支援センターでの介護予防ケアプランの作成に係る介護支援専門員の人件費となります。

その下です。居宅介護予防支援サービス費です。

ケアプラン作成の一部を居宅介護予防支援事業所に委託をしておりますので、そちらの費用となります。ケアプランの作成件数ですが、地域包括支援センター作成が515件、委託での作成が2,012件となっております。会計年度任用職員が別の事業となっておりますので、前年比で20.0%の減となっております。

介護サービス事業の説明は以上となります。

石嶋委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑などはありませんか。

〔発言する者なし〕

石嶋委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第14号、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

石嶋委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。